

新經濟・財政再生計画 改革工程表 2022 (評価案)

令和 5 年 12 月

(注記)

本資料は「新経済・財政再生計画 改革工程表 2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）の進捗状況を評価した資料である。

○政策目標：

取組を体系的に整理するため、「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項を大括りし、経済、財政、国民生活の質等に着目した政策目標を設定している。

ただし、政策目標は、その下に整理された改革事項のみを実施することで達成されるものではない。

○KPI：

各階層のKPIについては以下のとおり。

第2階層・・・各取組事項の実施による成果を測定するための指標(アウトカム指標)

第1階層・・・各取組事項の進捗状況を測定するための指標(アウトプット指標)

○工程：

「工程」には、改革工程表 2021 の各施策及び骨太方針 2022 のうち経済・財政一体改革の主要分野に該当する各施策について、具体的取組と所管府省等に加えて、取組の具体的な実施時期を右向きの矢印で記載している。なお、実施時期の欄は、23 は 2023 年度まで、24 は 2024 年度、25 は 2025 年度をそれぞれ示している。

取組の動きを明示する観点から、経常的な取組や、複数年にわたり実施される取組のうち実施時期に年限がないものについては、取組の実施時期すべてに→を記載した上で、「2026 年度以降も継続的に実施」等の注記を行い、2025 年までの取組と区別している。

○評価：

<政策目標、K P I 第1階層、第2階層>

下記の区分で評価を行う。

A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、K P I が目標達成に向けて進捗している。

B：AほどK P I が進捗していない。

※数値の増(減)を目標としているものや事業の実施を目標としているものの場合

a：目標が達成されている。

b：目標が達成されていない。

※その他

N：評価する指標が公表タイミングに差し掛かっていない。

F：定量的・定性的なK P I が設定されていない。

<工程>

取組を達成した項目は、「達成」とする。取組が未達成の項目は、「未達」とする。

1. 社会保障

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

政策目標

医療・介護分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)を通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療・介護の向上を図るとともに、最適な医療・介護を実現するための基盤整備を推進する。

⇒達成状況(a)

2023年6月に策定した「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、取組を進めている。

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---------|---------|---|----|----|----|
| - | - | <p>1. 全国医療情報プラットフォームの創設</p> <p>a. 医療DX推進本部で2023年春に策定する工程表に基づき、全国医療情報プラットフォームを創設に向けた取組を進める。 ※医療DX推進本部での議論を踏まえ実施時期について検討。 《所管省庁：デジタル庁、厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、必要な保健医療情報を全国的に効率的かつ効果的に共有・交換できる仕組みとして、2023年6月に策定した「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、全国医療情報プラットフォームの構築に向けた取組を開始している。具体的には、電子カルテ情報共有サービス(仮称)の運用に向け仕様の整理・調達等を行っている。</p> | → | → | → |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <p>○国民が健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、健康保険証の廃止を目指す。 【2024 年秋】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023 年度) 医療機関・保険者等を通じてマイナ保険証のメリットを周知し、マイナ保険証の利用促進を図るなど円滑な移行のための取組を実施</p> <p>○マイナンバーカードを用いた医療扶助のオンライン資格確認を導入する。 【2023 年度中】 ⇒進捗状況(N) マイナンバーカードを用いた医療扶助のオンライン資格確認は2024 年3 月から導入予定</p> | <p>○全国の医療機関等におけるオンライン資格確認の運用開始施設数 【2023 年4 月に導入が義務である全ての保険医療機関等での導入】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2023 年度) 198,214 施設(94.9%) (2023 年10 月29 日時点)</p> <p>○居宅における資格確認の仕組みや資格情報のみを取得できる簡素な仕組みの運用 【2024 年4 月から運用開始】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023 年度) 順次テスト運用を開始中</p> | <p>2. オンライン資格確認の推進とマイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速</p> <p>a. 国民がマイナンバーカードで受診することで、健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、保険医療機関・薬局へのオンライン資格確認の導入の原則義務化を実施するとともに、訪問診療・訪問看護等の居宅における資格確認の仕組みや、柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における資格情報のみを取得できる簡素な仕組みを構築し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、2024 年秋の健康保険証の廃止を目指す。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023 年4 月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の原則義務化を実施。居宅における資格確認の仕組みや資格情報のみを取得できる簡素な仕組みを開発し、順次テスト運用を開始中。 2023 年6 月にマイナンバー法等の一部改正法が成立し、2024 年秋の保険証廃止に向けて円滑な移行のための取組を進めている。データの紐付け誤りや医療現場での課題にも継続して対応。</p> <p>b. マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、2023 年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023 年度中の実施に向けて、福祉事務所や医療機関等におけるシステム改修が円滑に行われるよう、技術解説書等の公表や、補助事業によるシステム改修経費等の支援を進めるとともに、各自治体に対する被保護者のマイナンバーカードの取得促進等に係る事務連絡の発出を行っている。</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>○マイナポータル等を通じた学校健診及び事業主健診情報の提供開始 【事業主健診は2023年度、学校健診は2024年度を目途に達成】 ⇒進捗状況(N) ・マイナポータル連携対応中(事業主健診) ・希望自治体の学校において、本人や保護者が健診結果をマイナポータルから閲覧できるように支援(学校健診)</p> | <p>○マイナポータル等を通じた個人の健診・検診情報の提供のためのシステム整備 【事業主健診は2023年度、学校健診は2024年度までに達成】 ⇒進捗状況(N) ・システム改修中(事業主健診) ・本人や保護者がマイナポータルから健診結果を閲覧するシステム整備(導入マニュアルの策定)(学校健診)</p> | <p>3. PHR推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用</p> <p>a. データヘルス改革に関する工程表に基づき、マイナポータル等で提供する健診・検診情報を順次拡大。 《所管省庁：文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁》 ⇒達成状況(達成) マイナポータルを活用した40歳未満の者が受けた事業主健診の結果の情報の提供に向けてシステム改修を行っている。(事業主健診) マイナポータルで学校健診結果を閲覧する学校健診PHRを学校や設置者が効率的・効果的に導入できるよう、支援を実施。(学校健診)</p> | → | → | |
| <p>○乳幼児健康診査の未受診率 【2024年度までに3～5か月児が2.0%、1歳6か月児が3.0%、3歳児が3.0%】(100－{健康診査受診実人員／対象人員})。地域保健・健康増進事業報告) ⇒進捗状況(B) (3～5か月児、1歳6か月児、3歳児) ■最新値(2021年度) 4.6%、4.8%、5.4% ■前回値(2020年度) 6.0%、4.8%、5.5% ■初期値(2016年度) 4.4%、3.6%、4.9%</p> <p>○むし歯のない3歳児の割合 【2024年度までに90.0%】(100－{むし歯のある人員の合計／歯科健康診査受診実人員})。地域保健・健康増進事業報告) ⇒進捗状況(A) ■最新値(2021年度)</p> | <p>○乳幼児健診にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数 【増加(2024年度までに50%)】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2021年度) 47.5% ■初期値(2020年度) 45.3%</p> <p>○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数 【増加(2024年度までに50%)】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2021年度) 46.4% ■初期値(2020年度) 42.5%</p> | <p>4. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討</p> <p>a. 乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組み、マイナポータルを活用し、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築しており、市町村等における利用を推進する。 《所管省庁：こども家庭庁、厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 母子保健情報等の情報連携基盤を活用し、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組を、2023年(令和5年度)中に希望する自治体での先行的に実施に向けた取組を進めている。</p> | → | → | |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---------|--|----|----|----|
| <p>89.8% ■前回値(2020年度) 88.2% ■初期値(2016年度) 84.2%</p> <p>○全出生数中の低出生体重児の割合 【平成28年度の9.4%に比べて減少】 (低出生体重児出生数/出生数。人口動態統計) ⇒進捗状況(b) ■最新値(2019年度) 9.4% ■前回値(2018年度) 9.4% ■初期値(2015年度) 9.5%</p> | | | | | |
| - | - | <p>5. 自身の介護情報を閲覧できる仕組みの構築</p> <p>a. 自身の介護情報を閲覧できる仕組みの整備に向けて、技術的・実務的な課題等を踏まえ、利用者や介護現場で必要となる情報の範囲や、全国的に介護情報を閲覧可能とするための仕組みを検討し、システム改修・システム開発等の必要な対応を行う。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年6月に策定した「医療DXの推進に関する工程表」に基づいて、介護DXの取組を進め、介護情報の利活用の全国的なシステム改修に着手済み。</p> | → | → | → |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| - | - | <p>6. 電子カルテ情報の標準化等</p> <p>a. 医療DX推進本部で2023年春に策定する工程表に基づき、電子カルテ情報及び交換方式の標準化について検討を進める。 ※医療DX推進本部での議論を踏まえ実施時期について検討 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年6月に策定した「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、電子カルテ情報の標準化等の取組を開始している。 具体的には、標準化する情報については、3文書6情報に加え、順次、対象となる情報の範囲を拡大することとしており、透析情報及びアレルギーの原因となる物資のコード情報については2023年度に標準規格化するよう検討中。 また、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ(標準型電子カルテ)について、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行っている。</p> | → | → | → |
| <p>○全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数 【2023年度以降増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年度) 10,721,924件(特定健診等情報) 22,567,937件(薬剤情報) 15,261,127件(診療情報) (2023年9月末時点) ■前回値(2022年度) 258,789件(特定健診等情報) 751,693件(薬剤情報) 11,531件(診療情報) (2022年9月末時点)</p> | <p>○全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目のうち診療情報に、手術情報を追加 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年度) 2023年5月より手術情報を追加</p> <p>○NDB・介護DBと連結解析できるデータベース 【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年度) 障害福祉DB、予防接種DB、感染症DB、難病DB、小慢DBとの連結を</p> | <p>7. 医療・健康分野での情報利活用の推進</p> <p>a. 通常時や救急・災害時であっても、より適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能とするため、医療機関等において保健医療情報を確認できる仕組みについて、取組を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年5月11日より、全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目に、手術情報を追加した。また、2023年6月に策定した「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、救急現場で、患者の意識がない場合等でもレセプト情報をもとにした薬剤情報や診療情報の共有が可能となるよう取組を進めている。</p> | → | → | |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--------------------|--|----|----|----|
| <p>○NDB・介護DBの利活用による研究開発の件数 【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度) NDB 327件・介護DB 132件 ■前年度値(2021年度) NDB 292件・介護DB 119件 ■初期値(2019年度) NDB 260件・介護DB 121件</p> | <p>可能とする法案が成立。</p> | <p>b. NDB・介護DBと他の公的データベース等との連結解析について、法的・技術的課題を検討し、課題が解決したものから対応するとともに、NDBと死亡情報の連結を2024年度から開始する。 ※必要に応じて2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) NDB・介護DBと他の公的データベース(障害福祉DB、予防接種DB、感染症DB、難病DB、小慢DB)との連結解析を可能とする法案が2022年に成立した。NDBと死亡情報の連結に必要な省令改正を2023年3月に行い、2024年度から連結可能な形でデータを収載予定。</p> | → | → | → |
| - | - | <p>8. 介護事業所間における介護情報の閲覧・共有を可能とする仕組みの構築</p> <p>a. 介護事業所における情報共有のため、全国的に介護情報を閲覧可能とするための基盤の在り方について検討し、システム改修・システム開発等の必要な対応を行う。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年6月に策定した「医療DXの推進に関する工程表」に基づいて、介護DXの取組を進め、介護情報の利活用の全国的なシステム改修に着手済み。</p> | → | → | → |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---------|---------|---|----|----|----|
| - | - | <p>9. 科学的介護の取組の推進</p> <p>a. 2021年度介護報酬改定において創設したデータの収集・活用とPDCAサイクルに沿った取組を評価する加算等について、改定の影響の検証結果に基づき、2024年度介護報酬改定に向けて訪問系サービスや居宅サービス全体のケアマネジメントにおけるLIFEの活用を通じた質の評価の在り方や標準的な介護サービス等について、必要な対応を検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 訪問系サービスや居宅サービス全体のケアマネジメントにおけるLIFEの活用を通じた質の評価の在り方等について、2021年度介護報酬改定の効果を検証する調査研究事業において、調査を実施済み。当該調査結果を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会において、2024年度介護報酬改定の議論の中で、必要な対応の検討を実施。</p> | → | | |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>○オンライン資格確認等システムを導入した施設における電子処方箋システムの導入状況 【2025年3月末に、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関及び薬局での導入】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2023年度) オンライン資格確認等システムを導入した施設 202,664 施設のうち、7,766 施設が導入(3.83%)(10/15時点) ■前回値(2022年度) オンライン資格確認等システムを導入した施設 137,858 施設のうち、2,005 施設が導入(1.45%)(3/26時点) ■初期値(2022年度) オンライン資格確認等システムを導入した施設 102,881 施設のうち、208 施設が導入(0.20%)(1/29時点)</p> | <p>○医療機関等向けポータルサイトでの電子処方箋利用申請完了施設数 【2025年3月末に、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関及び薬局での導入に向けて増加】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2023年度) 61,388 施設(10/15時点) ■前回値(2022年度) 47,153 施設(3/26時点) ■初期値(2022年度) 33,997 施設(1/29時点)</p> | <p>10. 電子処方箋の利活用</p> <p>a. 2023年1月の運用開始に向けて、安全かつ正確な運用のための環境整備を行い、オンライン資格確認等システムを導入した医療機関・薬局での電子処方箋システムの導入を図る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 2023年1月に、予定どおり電子処方箋の運用開始となった。導入推進については、医療機関・薬局の導入に対する不安や、システム導入による負担等が課題となっている。今後、全国的な普及拡大に向けて、対象施設の戦略的な拡大や利便性を含めた周知広報等に取り組んでいく。</p> | → | → | |
| - | - | <p>11. オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実</p> <p>a. 初診からのオンライン診療については「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において恒久化した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に際してのオンライン診療・服薬指導の限定的措置については着実に実施する。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく適切なオンライン診療が実施されるよう、都道府県と連携して支援・周知等を行った。</p> | → | → | → |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---------|---------|--|----|----|----|
| | | <p>b. 適切なオンライン診療の普及のために、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の情報セキュリティに係る項目等の見直しに向けた取組を推進する。 ※2025年度以降も実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の情報セキュリティに係る項目等の見直しを実施し、2023年3月に指針を改訂した。</p> | → | → | → |
| - | - | <p>12. 診療報酬改定DX</p> <p>a. 医療DX推進本部で2023年春に策定する工程表に基づき、診療報酬改定DXの取組を進める。 ※医療DX推進本部での議論を踏まえ実施時期について検討 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年6月に決定された「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しに関して、2024年度より施行時期を6月1日(薬価改定の施行は4月1日)とすることについて、2023年8月に中央社会保険医療協議会の了解を得た。2024年度において医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ・コード及びそれを活用した電子点数表を改善し、提供した。 診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的なオンライン計算プログラムである共通算定モジュールの開発を進め、2025年度にモデル事業を実施した上で、2026年度において本格的に提供するための取組を進めている。</p> | → | → | → |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>○コンピュータチェックで完結するレセプトの割合 【2023年9月までに9割程度】 ⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 89.4%(速報値) ■前回値(2022年度) 84%程度 ■初期値(2021年度) 80% | <p>○「審査支払機能に関する改革工程表」等に掲げられた改革項目の進捗状況 【各年度時点での十分な進捗を実現】 ※審査支払新システムに実装したAIによる振分機能により、人による審査を必要としないレセプトの割合を増加 ⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 89.4%(速報値) ■前回値(2022年度) 84%程度 ■初期値(2021年度) 80% | <p>13. 医療保険の審査支払機能について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目の着実な推進</p> | | | |
| <p>○文書負担が軽減された介護事業所数 【2022年度実績と比較して2025年度末までに改善】 ⇒進捗状況(N)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 4,026事業所(暫定値であり、確定値について2023年度末頃に把握予定) | <p>○電子申請・届出システムを利用する自治体数 【2025年度末までに全自治体】 ⇒進捗状況(N)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 374(暫定値であり、確定値について2023年度末頃に把握予定) <p>○ケアプランデータ連携システムを利用している介護事業所数 【2022年度以降増加】 ⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 8,600(暫定値であり、確定値について) | <p>a. 2021年3月の「審査支払機能に関する改革工程表」等に基づき、審査支払機能の改革を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 審査支払新システムに実装したAIによるレセプト振分機能について、2023年10月から、人による審査を必要としないレセプトの割合をレセプト全体の9割程度とした。</p> | → | | |
| | | <p>14. 介護保険業務のデジタル化</p> | | | |
| | | <p>a. 介護サービス情報公表システムについて、介護現場の負担軽減を進めるため、指定申請等の手続きをWEB上で行う電子申請・届出機能を追加し活用促進に取り組むとともに、対象事務の機能追加に取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化するための省令等改正や地方公共団体への伴走支援、システムの改修を実施。 対象事務の機能追加については、2025年度からの実装に向けて、地域包括支援センター運営状況調査データの活用に伴う改修に着手。</p> | → | → | → |

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---------|----------------|---|----|----|----|
| | 2023年度末頃に把握予定) | <p>b. ICT等のテクノロジーを活用したデータ連携や情報共有を推進し、介護事業所の負担軽減を進めるため、ケアプランのデータ連携を可能とするケアプランデータ連携システムについて、活用促進等に向けた取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 自治体や事業者団体を通じた説明会等による普及促進、ヘルプデスク機能の設置等、ケアプランデータ連携システムの活用促進に向けた取組を実施。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

政策目標

社会全体の活力を維持していく基盤として、予防・健康づくりの推進や高齢者の就業・社会参加率の向上等の観点から、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨とする。具体的には、先進事例の横展開やインセンティブの積極活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。

■ 2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とする。

⇒達成状況(A)

最新値(2019年度)：男性72.68年、女性75.38年、前回値(2016年度)：男性72.14年、女性74.79年、

前々回値(2013年度)：男性71.19年、女性74.21年

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--------------------------------------|--|----|----|----|
| <p style="text-align: center;">—</p> <p>(参考) ○平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸を目標に、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨とする。 ※要介護度を活用した「日常生活動作が自立した期間の平均」を補完的に活用する。</p> | <p style="text-align: center;">—</p> | <p>15. 「健康寿命延伸プラン」の着実な実施</p> <p>a. 「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用した「健康寿命延伸プラン」の着実な実施を通じ、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等の取組を推進するとともに、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を実施し(2019年度から2024年度まで)、その結果を踏まえ、客観的指標をKPIとして活用できるか検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2019年から厚生労働科学研究において、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を行っており、2022年度に新たに立ち上げた研究班においても、引き続き検討を進めている。</p> | → | → | |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| <p>○年間新規透析患者数 【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021年度) 40,511人 ■前回値(2020年度) 40,744人 ■初期値(2016年度) 39,344人</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下 ※2023年度以降の目標については2023年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023年度) なし ■前回値(2016年度) 1,000万人 ※指標を国民健康・栄養調査の大規模調査(4年に1度)のデータからとっているところ、新型コロナによる調査中止等によって次回の大規模調査は2024年を予定しており、最新値が得られるのは当該調査結果が公表される2025年度中(予定)。</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数</p> | <p>○加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者の数 【2025年度までに2,000保険者以上】 日本健康会議から引用 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 358保険者 ■前回値(2021年度) 344保険者 ■初期値(2020年度) 293保険者</p> <p>○特定健診の実施率 【2023年度までに70%以上】 (受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率100%)) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021年度) 56.5% ■前回値(2020年度) 53.4% ■初期値(2016年度) 51.4%</p> <p>○特定保健指導の実施率 【2023年度までに45%以上】 (終了者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率100%)) ⇒進捗状況(B)</p> | <p>16. 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進</p> <p>a. 生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進する。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) データヘルス計画に基づく保健事業の実態調査等事業において、糖尿病や高血圧等の生活習慣病や重症化予防の先進・優良事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開を実施するとともに、保険者努力支援制度等において評価指標を設定し、取組を推進。</p> <p>b. 特定健診・特定保健指導による生活習慣病への移行の防止や実施率の向上を促進するために、保険者による先進・優良事例を横展開等するとともに、2024年度からはじまる第4期特定健診等実施計画に向けて、保険者が、特定保健指導におけるアウトカム評価の導入、成果等の見える化、I C T活用等の新たな取組を円滑に実施できるよう支援する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 第4期特定健診・特定保健指導の見直しにおいて、特定保健指導におけるアウトカム評価の導入やI C T活用の推進を行った。また、特定保健指導の質の向上を目指して、アウトカム(体重や腹囲、階層化の状況等)の評価が良い保険者等の創意工夫について着目し事例をまとめている。 さらに、「健康スコアリング活用ガイドライン」において、保険者の好事例を共有し、横展開を行った。</p> | → | → | → |
| | | | → | | |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| <p>【2023 年度までに 2008 年度と比べて 25%減少】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021 年度) 13.8% ■前回値(2020 年度) 10.9% ■初期値(2009 年度) 4.7% | <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021 年度) 24.6% ■前回値(2020 年度) 23.0% ■初期値(2016 年度) 18.8% | <p>c. 国保において、40～50 歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の健診実施や 40 歳未満からの健診実施等の横展開を図る。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) データヘルス計画に基づく保健事業の実態調査等事業において、糖尿病や高血圧等の生活習慣病や重症化予防の先進・優良事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開を実施するとともに、保険者努力支援制度において評価指標を設定し、取組を推進。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携を推進するためのモデル事業を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 診療体制の構築や多職種の連携を推進するため、2023 年度から新たにモデル事業を開始した。</p> | → | → | → |
| | | <p>e. 慢性腎臓病(CKD)対策に係る自治体等への支援や先進・優良事例の横展開を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023 年度も引き続きCKD対策に係る自治体等への支援を実施するとともに、厚生労働省ホームページ等において、先進事例等の横展開を図っている。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>f. 「受診率向上施策ハンドブック(第2版)」を活用し、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進・優良事例の横展開を実施。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業(2020年度～2022年度)において改定された「受診率向上施策ハンドブック(第3版)」を活用して、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進事例の横展開を実施。</p> | → | → | → |
| | | <p>g. 全保険者種別で健康スコアリングレポート(保険者単位)を作成するとともに、健康保険組合、国家公務員共済組合においては、保険者及び事業主単位のレポートを作成し、業態内の平均等の見える化を通じて特定健診・保健指導の実施の促進を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年3月に2021年度実績を用いた事業主単位及び保険者単位の健康スコアリングレポートを作成した。</p> | → | | |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>h. 保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上等に取り組む保険者を評価する。また、そのうち、後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、加算対象範囲の拡大や加算率の引き上げ等により、保険者の予防・重症化予防・健康づくりの取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上に取り組む保険者を評価対象とした。 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2024年度より始まる第4期後期高齢者支援金の加算・減算制度に向けた見直しを行った。具体的には、加算対象となる実施率の基準は過去の実績を踏まえて毎年度設定されるよう見直しを行い、減算の総合評価指標は各保険者の取組が公平かつ客観的に評価されるようアウトカム及びアウトプットの定量指標に基づく成果の評価に一部移行した。</p> | → | | |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【2018年度と比べて減少】</p> <p>⇒進捗状況(b)</p> <p>■最新値(2022年度)</p> <p>65-69歳：1.5%</p> <p>70-74歳：3.0%</p> <p>75-79歳：7.0%</p> <p>80-84歳：15.7%</p> <p>85-89歳：31.2%</p> <p>90歳以上：51.6%</p> <p>■前回値(2021年度)</p> <p>65-69歳：1.7%</p> <p>70-74歳：3.0%</p> <p>75-79歳：8.0%</p> <p>80-84歳：17.0%</p> <p>85-89歳：32.8%</p> <p>90歳以上：54.0%</p> <p>■初期値(2018年度)</p> <p>65-69歳：1.6%</p> <p>70-74歳：3.0%</p> <p>75-79歳：7.0%</p> <p>80-84歳：16.9%</p> <p>85-89歳：31.8%</p> <p>90歳以上：49.4%</p> | <p>○認知症サポート医の数【2025年までに1.6万人】</p> <p>⇒進捗状況(N)</p> <p>■最新値(2022年度) 集計中(R4年度実績)</p> <p>※12月初旬頃に完了予定</p> <p>■前回値(2021年度) 12,370人(R3年度実績)</p> <p>■初期値(2018年度) 9,878人(H30年度実績)</p> <p>○介護予防に資する通いの場への参加率【2025年度末までに8%】(通いの場の参加者実人数/住民基本台帳に基づく65歳以上の高齢者人口。介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査結果)</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2021年度) 4.8%</p> <p>■前回値(2020年度) 4.5%</p> <p>■初期値(2016年度) 4.2%</p> <p>○認知症ケアパスを作成した市町村【2025年度末までに100%】(設置市町村数/全市町村数。認知症総合支援事業等実施状況調べ)</p> <p>⇒進捗状況(N)</p> | <p>17. 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>a. 通いの場(身体を動かす場等)の充実や認知症カフェの増加に向けた取組の推進。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を考慮した上での開催を促進するため、通いの場については広報やアプリ等の活用を進めるとともに、認知症カフェについては2020年度に作成した手引きの活用や先進・優良事例の横展開により、設置を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>通いの場については、更なる拡充を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で低下した参加率を高めるため、特設WEBサイトの運営、通いの場アプリを活用した情報発信、国による広報等を引き続き実施。 認知症カフェについては、2018年度末時点で1,412市町村7,023箇所であったが、認知症カフェ設置推進の取組により、2021年度末時点では1,543市町村7,904箇所に増加している。2022年度には、老人保健健康増進等事業において、認知症カフェの類型と効果に関する調査研究を実施。</p> <p>b. 認知症予防に関する先進・優良事例を収集・活用し、取組の実践に向けたガイドライン等を各自治体へ周知し、活用を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>認知症の予防に関する自治体の取組について、2021年度老人保健健康増進等事業において手引きを作成し、自治体へ周知。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|--|----|----|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 集計中(R4年度実績) ※12月初旬頃に完了予定 ■前回値(2021年度) 92.2%(R3年度実績) ■初期値(2020年度) 88.6%(R2年度実績) | <p>c. 予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業において、官民が連携した認知症予防ソリューションの開発を推進。 ※2023年3月で取組終了 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 認知症のリスクを持つ高齢者に対し、多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による効果検証を研究機関・企業・自治体が連携して実施し、一部の対象者への介入の効果が確認され、有用な予防方法の示唆が得られた。</p> | → | | |
| | | <p>d. 各認知症疾患医療センターにおける、かかりつけ医や地域包括支援センター等との連携による診断後の相談支援機能を強化。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 診断後の相談支援機能のための人員配置に関して介護保険事業費補助金により自治体への支援を実施。</p> | → | → | → |
| | | <p>e. 各地域における認知症疾患医療センターの機能等のあり方の検討を踏まえ、地域の専門医療機関としてその機能が発揮されるよう取組を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2021年度老人保健健康増進等事業において、認知症疾患医療センターの事業評価のあり方に関する調査研究を実施し、2022年度は、認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究を実施した。2023年度においては、これまでの結果を踏まえ、認知症疾患医療センターを含む認知症に係る医療提供体制の今後のあり方の検討に着手。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>f. 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化について取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 認知症研究開発事業において、大規模認知症コホート、認知症層別化コホート、2023 年度から遺伝性認知症コホートを構築するとともに、認知症前臨床期を対象とした薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築する研究(2019～2023 年度)を行い、認知症疾患修飾薬の臨床治験の迅速化を推進。</p> | → | → | → |
| | | <p>g. 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援、認知症サポート医の養成等の認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 認知症初期集中支援チームの活動支援については、2021 年度老人保健健康増進等事業において好事例集を、2022 年度は市町村向けの手引きを作成し、自治体へ周知。 認知症地域支援推進員の活動支援については、老人保健健康増進等事業において作成した手引きや活動事例集を周知。2022 年度は推進員の機能強化のための調査研究を実施。 認知症サポート医については、2021 年度老人保健健康増進等事業において認知症サポート医の活動の実態と課題を調査しており、引き続き研修を通じてサポート医を養成。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>○がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【2022年度までに2017年度と比べて低下 ※2023年度以降の目標については2022年度末を目途に策定する第4期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】 ({ [観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率] × [基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口] } の各年齢(年齢階級)の総和 / 基準人口集団の総人口 (人口10万人当たりで表示)。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計) ⇒進捗状況(a) ■最新値(2020年度) 69.6人 ■前回値(2019年度) 70.0人 ■初期値(2017年度) 73.6人</p> | <p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率 【2022年度までに50%以上 ※2023年度以降の目標については2022年度末を目途に策定する第4期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】 (受診者数 / 対象者数。国民生活基礎調査) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) ・胃がん(男)47.5%(女)36.5% ・肺がん(男)53.2%(女)46.4% ・大腸がん(男)49.1%(女)42.8% ・子宮頸がん 43.6% ・乳がん 47.4% ■前回値(2019年度) ・胃がん(男)48.0%(女)37.1% ・肺がん(男)53.4%(女)45.6% ・大腸がん(男)47.8%(女)40.9% ・子宮頸がん 43.7%</p> | <p>18. がん対策の推進 i. がんの早期発見と早期治療</p> <p>a. がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 「がん研究10か年戦略」の推進に関する報告書(中間評価)(2019年4月)を踏まえ、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。</p> <p>b. 難治性がん等について、血液等による簡便で低侵襲な検査方法の開発を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 「がん研究10か年戦略」の推進に関する報告書(中間評価)(2019年4月)を踏まえ、より簡便で低侵襲な検査方法に関する研究を推進。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|--|--|----|----|----|
| | <p>・乳がん 47.4%</p> <p>■初期値(2016年度)</p> <p>・胃がん(男)46.4%(女)35.6%</p> <p>・肺がん(男)51.0%(女)41.7%</p> <p>・大腸がん(男)44.5%(女)38.5%</p> <p>・子宮頸がん 42.4%</p> <p>・乳がん 44.9%</p> <p>○精密検査受診率 【2022年度までに90%以上 ※2023年度以降の目標については 2022年度末を目途に策定する第4期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】 ({要精密検査者数－精密検査未受診者数－精密検査未把握者数} / 要精密検査者数。国立がん研究センターがん情報サービス) ⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2020年度)</p> <p>・胃がん 84.4%</p> <p>・肺がん 82.7%</p> <p>・大腸がん 70.2%</p> | <p>c. 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の普及に取り組むとともに、職域におけるがん検診の実態調査の結果も踏まえ、精度管理について検討。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「職域における検診マニュアル」(2018年4月)を参考に、職域においても科学的根拠に基づく検診を普及。職域におけるがん検診の実態把握とともに、精度管理に関する研究を推進。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施し、2023年3月に「受診率向上施策ハンドブック(第3版)」として取りまとめた。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」(2020年3月)を踏まえ、同検討会において議論を行い、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|--|---|----|----|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん 76.6% ・乳がん 89.8% ■ 前回値(2019 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん 84.1% ・肺がん 83.0% ・大腸がん 69.8% ・子宮頸がん 74.6% ・乳がん 89.2% ■ 初期値(2015 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん 81.7% ・肺がん 83.5% ・大腸がん 70.1% ・子宮頸がん 74.4% ・乳がん 92.9% | <p>e. 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組むとともに、検診の実施状況の把握・分析を行い、効果的な受診勧奨等の方策を検討する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、自主的な感染対策に取り組む等適切にがん検診を実施するよう事務連絡を発出。また、厚生労働科学研究班により新型コロナウイルス感染症の影響がある中での検診の実施状況の把握・分析を実施している。さらに、より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施し、「受診率向上施策ハンドブック(第3版)」として取りまとめた。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. 各種がんの特性や年齢別の罹患率等も踏まえ、第4期がん対策推進基本計画(2022 年度末を目途に策定予定)に沿った、より効果的な取組を推進するための方策について、取り組むべき施策を検討する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 第4期がん対策推進基本計画において示された取り組むべき施策について、厚生労働科学研究班による研究を進めるなど、その検討等を推進している。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合 【2025年度までに40%】 〔「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人数／有効回収数。がん対策・たばこ対策に関する世論調査(2019年度調査回答率 54.9%)〕 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年度) 45.4% ■前年度(2019年度) 37.1% ■初期値(2016年度) 27.9%</p> | <p>○がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数 【2025年までに年間40,000件】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021年度) 26,891件 ■前年度(2020年度) 29,528件 ■初期値(2016年6・7月) 2,251件</p> | <p>18. がん対策の推進 ii. がんの治療と就労の両立</p> <p>a. 「治療と仕事両立プラン」を活用した支援を行う「がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業」の成果を踏まえ、取組を拡大し、両立支援コーディネーターの配置など個々の事情に応じた就労支援を行うための体制を整備。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 「がん患者の就労に関する総合支援事業」に基づき、がん診療連携拠点病院等において、就労に関する専門家(社会保険労務士等)や両立支援コーディネーターを配置し、個々の事情に応じた就労支援を行っている。</p> <p>b. 企業等への相談対応、個別訪問指導、助成金により両立支援体制の導入等を支援。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 独立行政法人労働者健康安全機構において、各都道府県に設置している産業保健総合支援センターによる企業等への相談対応や個別訪問指導、助成金による制度導入支援を行っている。</p> <p>c. 働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例を横展開。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例の周知を実施。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○年間新規透析患者数 【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 40,511人 ■前回値(2020年度) 40,744人 ■初期値(2016年度) 39,344人 <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下 ※2023年度以降の目標については2023年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ⇒進捗状況(N)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) なし ■前回値(2016年度) 1,000万人 <p>※指標を国民健康・栄養調査の大規模調査(4年に1度)のデータからとっているところ、新型コロナによる調査中止等によって次回の大規模調査は2024年を予定しており、最新値が得られるのは当該調査結果が公表される2025年度中(予定)。</p> | <p>○スマート・ライフ・プロジェクト(S L P)参画団体数 【2022年度までに7,000団体以上 ※2023年度以降の目標については2023年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 8,094団体 ■前回値(2021年度) 6,853団体 ■初期値(2016年度) 3,673団体 <p>○健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ参画企業数 【2023年度までに40社以上】 ⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 32企業(8月時点) ■前回値(2022年度) 27企業 ■初期値(2021年度) 0企業 | <p>19. 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発</p> <p>a. 「健康日本 21(第二次)」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や先進・優良事例の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト(S L P)」を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 第11回「健康寿命をのばそう！アワード」(2022年11月)において、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組を行う企業等を表彰した。これらの取組を好事例として「スマート・ライフ・プロジェクト(S L P)」の公式WEBサイトにて紹介し、他の企業等による活用を推進している。</p> <p>b. 野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康な食事・食環境(スマート・ミール)の認証制度等の普及支援など、自然に健康になれる環境づくりを推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に向けた取組について、食生活改善普及運動において、各自治体や民間等の自主的な取組を推進している。また、スマートミール認証を取得した事業者等の先進・優良事例を「スマート・ライフ・プロジェクト(S L P)」の公式WEBサイトにおいて横展開し、自然に健康になれる環境づくりを推進している。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|------------|--|----|----|----|
| <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2023 年度までに 2008 年度と比べて 25%減少】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021 年度) 13.8% ■前回値(2020 年度) 10.9% ■初期値(2009 年度) 4.7% <p>○野菜摂取量の増加 【2022 年度までに 350g ※ 2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ⇒進捗状況(N)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023 年度) — ■前回値(2019 年度) 280.5 g ■初期値(2017 年度) 288 g <p>※指標を国民健康・栄養調査のデータか</p> | | <p>c. 「栄養サミット 2021」を契機に、産学官等連携による食環境づくりの推進体制として立ち上げた「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」において、企業等へ本イニシアチブへの参画について働きかけを行い、各企業等から減塩等の定量目標を得る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」において、企業等へ本イニシアチブへの参画について働きかけを行っているところ、2023 年度中の時点でおおむね計画どおりの数の企業が参画しており、減塩等の定量目標を策定している。</p> | → | | |
| | | <p>d. 「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」において、各企業等が設定した減塩等の定量目標について進捗評価を行う。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 各企業等が設定した減塩等の定量目標の進捗評価に向けて、その効果的な評価方法等について、参画企業や学術関係者等と議論を重ね、検討を進めている。なお、進捗評価を適切に行うには、目標の設定後、一定の遂行期間が必要になることから、進捗評価は 2024 年度から開始する予定である。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|------------|---|----|----|----|
| <p>らとっており、新型コロナにより 2020 年調査及び 2021 年調査が中止となったため、最新値が得られるのは 2022 年調査結果が公表される 2023 年度中(予定)。</p> <p>○食塩摂取量の減少 【2022 年度までに 8 g ※ 2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023 年度) — ■前回値(2019 年度) 10.1 g ■初期値(2017 年度) 9.9 g ※指標を国民健康・栄養調査のデータからとっており、新型コロナにより 2020 年調査及び 2021 年調査が中止となったため、最新値が得られるのは 2022 年調査結果が公表される 2023 年度中(予定)。</p> <p>○1 日あたりの歩数 【2022 年度までに ・20～64 歳:男性 9,000 歩、女性 8,500 歩 ・65 歳以上:男性 7,000 歩、女性 6,000 歩 ※ 2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023 年度)</p> | | <p>e. 新型コロナウイルス感染症による食事や運動等の生活習慣の変化や、健康への影響、健診受診状況に関する厚生労働科学研究を 2023 年度末までを目途に実施予定。当該調査結果を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した健康づくりの検討、普及・啓発を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2021 年度から厚生労働科学研究において、これまでの研究結果を踏まえ、詳細な解析を行い、継続調査を実施している。引き続き、W E B サイトや資料を用いた健康づくりの情報発信を行い、普及・啓発を推進していく。</p> | → | → | |
| | | <p>f. 日本健康会議の「健康づくりに取り組む 5 つの実行宣言 2025」に基づき、産官学が連携した予防・健康づくりを推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2021 年に採択された「健康づくりに取り組む 5 つの実行宣言 2025」に基づき、保険者と民間団体や地方自治体等の協働など、産官学連携に向けた取り組みを推進。 日本健康会議 2023(2023 年 10 月開催)においては、宣言の達成状況の確認や、保険者、民間企業、自治体、医療関係者などによる予防・健康づくりに関する好事例の横展開などを実施した。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| <p>—</p> <p>■ 前回値(2019年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～64歳：男性 7,864 歩、女性 6,685 歩 ・65歳以上：男性 5,396 歩、女性 4,656 歩 <p>■ 初期値(2016年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～64歳：男性 7,769 歩、女性 6,770 歩 ・65歳以上：男性 5,744 歩、女性 4,856 歩 <p>※指標を国民健康・栄養調査のデータからとっており、新型コロナにより2020年調査及び2021年調査が中止となったため、最新値が得られるのは2022年調査結果が公表される2023年度中(予定)。</p> | | | | | |
| <p>—</p> | <p>○ 予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険者等の数</p> <p>【2023年度末までに600保険者】</p> <p>⇒進捗状況 (B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 最新値(2022年度) 449 保険者 ■ 前回値(2021年度) 401 保険者 ■ 初期値(2017年度) 165 保険者 | <p>20. 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備</p> <p>a. 保険者機能を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの活用などにより、予防・健康づくりに頑張った者が報われる仕組みを整備。</p> <p>※2025年度以降も実施</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 (達成)</p> <p>保険者インセンティブ制度において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、保険者が実施する予防・健康づくりの取組の評価指標や配点の見直しを行った。後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、2024年度より始まる第4期後期高齢者支援金の加算・減算制度に向けた見直しを行った。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| | | <p>b. 予防・健康づくりについて、被用者保険者において個人を対象としたインセンティブを推進する観点から、後期高齢者支援金の加減算制度の総合評価指標の中で、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、効果検証まで行うことを評価するとともに、保険者の取組を支援していく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2021年度以降の総合評価指標の要件に、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、当該事業が加入者の行動変容に繋がったかどうか、効果検証まで行うことを追加し評価を行っている。</p> | → | | |
| <p>○低栄養傾向(BMI 20 以下)の 65 歳以上の者の割合の増加の抑制 【2022 年度に 22%以下 ※ 2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】(BMI (体重 kg÷身長 m÷身長 m)の数値が 20 以下の者 / 調査対象者のうち、65 歳以上で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査) ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023 年度) — ■前回値(2019 年度) 16.8% ■初期値(2016 年度) 17.9% ※指標を国民健康・栄養調査のデータからとっており、新型コロナにより 2020 年調査及び 2021 年調査が中止となったため、最新値が得られるのは 2022 年調査結果が公表される 2023 年度中(予定)。</p> | <p>○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村 【2024 年度までに 50%以上】(フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村 / 全市町村。厚生労働省で把握) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021 年度) 17.0% ■前回値(2020 年度) 14.1%</p> | <p>21. フレイル対策に資する食事摂取基準の活用</p> <p>a. 食事摂取基準(2020 年版)を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの活用事例を収集し、先進・優良事例を公表・周知することにより、各自治体における取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 食事摂取基準(2020 年版)を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの活用事例を周知し、各自治体における取組を推進するために支援体制づくりの観点で多職種連携が図られている事例を公表している。引き続き各自治体における取組を推進していく。</p> | → | → | |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○望まない受動喫煙のない社会の実現【2022年度】 ※2023年度以降の目標については2023年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定【 (⇒※受動喫煙の機会を有する者の割合 (a)行政機関 (b)医療機関 (c)職場 (e)飲食店 月1回以上受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち20歳以上で、当該項目を回答した者 (d)家庭 毎日受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち20歳以上で、当該項目を回答した者。国民健康・栄養調査) ※「第3期がん対策基本計画(平成30年3月9日閣議決定)」や「健康日本21(第2次)」においても同様の目標を設定 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023年度) — ■前回値(2019年度) (a)行政機関：4.1% (b)医療機関：2.9% (c)職場：26.1% (d)家庭：6.9% (e)飲食店：29.6% ■初期値(2016年度) (a)行政機関：8.0% (b)医療機関：6.2% (c)職場：30.9% (d)家庭：7.7% (e)飲食店：42.2% ※指標を国民健康・栄養調査のデータからとっており、新型コロナにより2020年調</p> | <p>○普及啓発等の受動喫煙対策に取り組んでいる都道府県・保健所設置市・特別区数 【2025年度までに都道府県・保健所設置市・特別区総数の80%以上】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023年度) 45 都道府県 41 保健所設置市 12 特別区 (62%：98/157自治体)</p> | <p>2.2. 受動喫煙対策の推進</p> <p>a. 次期国民健康づくり運動プランと連携した受動喫煙対策・啓発活動の推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 健康日本21(第二次)においては、行政機関、医療機関、家庭、職場、飲食店において「望まない受動喫煙のない社会の実現」を目指すこととしていた。平成30(2018)年の改正健康増進法により敷地内禁煙とされた行政機関、医療機関と比べると、家庭、職場、飲食店においては、「望まない受動喫煙を受けた者」が高水準となっていたことを踏まえ、健康日本21(第三次)においても引き続き「望まない受動喫煙のない社会の実現」を目指すこととしつつ、対象を家庭、職場、飲食店とした。これらの場所での望まない受動喫煙防止に向けて、健康日本21(第三次)においても、引き続き自治体と協力しつつ、重点的に取組を推進する。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>査及び 2021 年調査が中止となったため、最新値が得られるのは 2022 年調査結果が公表される 2023 年度中(予定)。</p> | | | | | |
| <p>○過去 1 年以内に自治体を実施する歯科健診の受診者数の増加 【2022 年度の実績から増加】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2021 年度) 352,991 人 ■前回値(2020 年度) 343,155 人 ※2022 年度の実績は 2024 年 3 月、2023 年度の実績は 2025 年に公表予定。</p> | <p>○歯科健診を実施している自治体数の増加 【2022 年度の実績から増加】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2021 年度) 1,379 市区町村 ■前回値(2020 年度) 1,307 市区町村 ※2022 年度の実績は 2024 年 3 月、2023 年度の実績は 2025 年に公表予定。</p> | <p>2 3. 歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実</p> <p>a. 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」が盛り込まれたことや、次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(2023 年春を目途に公表予定)を踏まえて、歯科口腔保健の推進に取り組む。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)推進事業等を通じて、自治体や事業所における、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診の受診機会拡大や受診率向上に係る取組(レセプト情報の活用や唾液を用いた簡易検査キットの活用等)を支援している。</p> <p>b. 都道府県等の自治体が行う歯科健診や歯科保健指導等の歯科口腔保健施策の推進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 8020 運動・口腔保健推進事業等を通じて、歯科健診や歯科保健指導をはじめとする地域の実情に応じた歯科保健医療施策を支援している。</p> | → | → | → |
| | | | → | | |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| | | c. 後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施支援。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 後期高齢者医療広域連合における、「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」を参考とした歯科健診の実施について財政支援している。 | → | | |
| ○妊娠中の喫煙率・飲酒率 【2024 年度に0%】(妊娠中に喫煙ありと回答した人数／全回答者数・妊娠中に飲酒ありと回答した人数／全回答者数。母子保健課調査) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021 年度) 1.9%、0.9% ■前回値(2020 年度) 2.0%、0.8% ■初期値(2016 年度) 2.9%、1.3% ○足腰に痛みのある女性高齢者の割合の減少 【2022 年度までに1,000 人当たり260 人 ※2023 年度以降の目標については2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 (足腰に痛み(「腰痛」か「手足の関節が痛む」のいずれか若しくは両方の有訴者)のある65 歳以上の女性/調査対象者の | ○妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合 【2024 年度に100%】(「妊娠届け出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している」と回答した市区町村数／全市区町村数。母子保健課調査) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021 年度) 99.5% ■前回値(2020 年度) 99.4% ■初期値(2016 年度) 97.1% ○骨粗鬆症検診の受診率 【2017 年度を基準に上昇】 (骨粗鬆症検診の受診者数(地域保健・健康増進事業報告)/骨粗鬆症検診の対象年齢(※)の女性の人数(国勢調査)(※)40,45,50,55,60,65,70 歳。骨粗鬆症財団調べ) | 24. 生涯を通じた女性の健康支援の強化 a. 女性の健康支援に関し、調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 厚生労働科学研究において調査研究を進め、「女性の健康相談室ヘルスケアラボ」での情報発信や、「女性の健康週間」を通して、女性の健康リテラシーの向上に向けた周知・啓発を継続している。 b. 2020 年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、女性特有の健康課題に関するスクリーニング、介入方法を検証し、検証結果に基づき、スクリーニング及び介入方法の健診・保健指導制度等への組み込みを検討。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 介入ツールの開発及びその効果検証を行い、社会実装へ向けて実用性の評価・検討を行っている。検証結果に応じて、健診・保健指導制度等にスクリーニング及び介入方法を組み込むことの可否を検討する。 | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| <p>うち 65 歳以上の女性で、当該項目を回答した者。国民生活基礎調査(2019 年調査))</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022 年度) 249 人 ■前回値(2019 年度) 255 人 ■初期値(2016 年度) 267 人 <p>○子宮頸がんや乳がんを含めたがんの年齢調整死亡率(75 歳未満)</p> <p>【2022 年度までに 2017 年度と比べて低下</p> <p>※ 2023 年度以降の目標については 2022 年度末を目標に策定する第 4 期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】</p> <p>({ [観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率] × [基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口] } の各年齢(年齢階級)の総和 / 基準人口集団の総人口 (人口 10 万人当たりで表示)。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計)</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2020 年度) 69.6 人 ■前回値(2019 年度) 70.0 人 ■初期値(2017 年度) 73.6 人 | <p>⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021 年度) 5.3% ■前回値(2020 年度) 4.5% ■初期値(2017 年度) 5.4% <p>○子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率</p> <p>【2022 年度までに 50%以上</p> <p>※ 2023 年度以降の目標については 2022 年度末を目標に策定する第 4 期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】</p> <p>(受診者数 / 対象者数。国民生活基礎調査)</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん 43.6% ・乳がん 47.4% ■前回値(2019 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん 43.7% ・乳がん 47.4% ■初期値(2016 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん 42.4% ・乳がん 44.9% | <p>c. 感染症等の影響がある中でも、必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組む。</p> <p>※2025 年度以降も実施</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、自主的な感染対策に取り組む等適切に各種検診を実施するよう事務連絡を发出。</p> <p>また、各種検診の受診を促すポスターの作成や SNS による広報活動など、様々な媒体を通じて周知・啓発を行っている。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 妊産婦等の健康管理を支援するなど、性と健康の相談センターを通じた切れ目のない支援を行う。</p> <p>※2025 年度以降も実施</p> <p>《所管省庁：こども家庭庁》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>性と健康の相談センターについては、全都道府県を含む 90 都道府県、指定都市及び中核市(2022 年度交付決定ベース)に設置し、性と健康の相談センターを通じた切れ目のない支援を実施している。</p> | → | → | → |
| | | <p>e. 主に妊産婦や乳幼児を対象として、子育て世代包括支援センター(2024 年度からはこども家庭センター)を通じた実情の把握や相談支援等、切れ目のない支援を行う。</p> <p>※2025 年度以降も実施</p> <p>《所管省庁：こども家庭庁》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>子育て世代包括支援センターについて、1647 市区町村(令和 4 年 4 月 1 日現在)に設置し、全国的に妊産婦や乳幼児を対象とした切れ目のない支援を実施している。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|------------|---|----|----|----|
| <p>○妊娠・出産について満足している者の割合 【2024年度までに85.0%】(「産後、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた」と回答した人数／全回答者数。母子保健課調査) ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2021年度) 84.3%</p> <p>■前回値(2020年度) 82.6%</p> <p>■初期値(2016年度) 81.1%</p> | | <p>f. 第4期がん対策推進基本計画(2022年度末を目途に策定予定)に沿って、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 第4期がん対策推進基本計画に沿って、「がん検診のあり方に関する検討会」において議論を行い、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。</p> | → | → | → |
| | | <p>g. 効果的な個別勧奨の手法の普及など、女性のがん検診受診率向上に向けた取組を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年度がん検診の受診勧奨策等実行支援事業において、「受診率向上施策ハンドブック(第3版)」を活用して、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進事例の横展開を実施。また、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者へのクーポン券配布や、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| <p>○食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ 【2028年度まで】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年度) 1人 ■前回値(2022年度) 0人 ■初期値(2017年度) 4人</p> | <p>○中心拠点病院での研修に参加した累積医師数 【2025年度までに1,850人】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 4237人 ■前回値(2021年度) 463人 ■初期値(2018年度) 22人</p> | <p>25. アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進</p> | | | |
| | | <p>a. 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づき、安心して生活できる社会の構築を目指し、免疫アレルギー疾患の疫学・基礎研究、治療開発や臨床研究を推進。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. アレルギーポータルを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供を実施。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 病院やクリニックなどで活用できるよう、疾患ごとに分かりやすい動画を作成するなど、アレルギーポータルで正しい情報提供の実施に努めている。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 中心拠点病院での医師の研修について、実地研修と併行してオンラインを活用した研修を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年度においても、中心拠点病院での医師の研修について、実地研修と併行してオンラインを活用した研修を実施中。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| <p>○ 1日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上の者の割合 【2025 年度までに男性 13%、女性 6.4%以下】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2022 年度) -</p> <p>※指標を国民健康・栄養調査のデータからとっており、新型コロナにより 2020 年調査及び 2021 年調査が中止となったため、最新値が得られるのは 2022 年調査結果が公表される 2023 年度中(予定)。 ■初期値(2019 年度)</p> | <p>○都道府県・指定都市における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の設置又は選定数 【2025 年度までに 67 自治体】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022 年度) 相談拠点：アルコール 67、薬物 67、ギャンブル等依存症 67 専門医療機関：アルコール 63、薬物 54、ギャンブル等依存症 58 治療拠点機関：アルコール 49、薬物 41、ギャンブル等依存症 43 ■前年度値(2021 年度) 相談拠点：アルコール 67、薬物 66、ギャンブル等依存症 66</p> | <p>26. アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進</p> <p>a. アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、未設置自治体へのヒアリング実施や研修の充実を図るなどして、都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 都道府県等における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の整備のため、依存症の治療等に係る人材を養成するための研修等を実施。なお、相談拠点については、2022 年度末時点で全ての都道府県等において設置済み。</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|-------------------------|--|--|----|----|----|
| <p>男性 14.9%、女性 9.1%</p> | <p> 専門医療機関：アルコール 62、 薬物 52、ギャンブル等依存症 53 治療拠点機関：アルコール 47、 薬物 39、ギャンブル等依存症 41 ■初期値(2019年度) 相談拠点：アルコール 56、 薬物 50、ギャンブル等依存症 52 専門医療機関：アルコール 51、 薬物 42、ギャンブル等依存症 44 治療拠点機関：アルコール 42、 薬物 33、ギャンブル等依存症 35 ○精神保健福祉センター及び保健所の 相談件数 【2020年度と比較して増加】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2021年度) アルコール 20,059件、 薬物 8,215件、 ギャンブル等 10,272件 ■前回値(2020年度) アルコール 21,353件、 薬物 9,062件、 ギャンブル等 9,905件 ■初期値(2016年度) アルコール 21,777件、 薬物 8,635件、 ギャンブル等 3,837件 </p> | <p> b. ゲーム障害については、精神保健の領域における新しい分野 であることから、実態や診断・治療・適切な支援方法等の知 見の収集を継続し、それに基づく啓発や人材の育成、相談 体制整備等を検討する。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 ゲーム障害の実態や診断・治療・適切な支援方法等の知 見の収集を行っている。 </p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○アウトカムベースでのK P I 設定をしたデータヘルス計画を策定する保険者の割合(被用者、市町村、広域連合) 【2024年度までに各保険者で100%】 (策定している保険者数/保険者数) ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 88.0% ■前年度値(2021年度) 87.8% ■初期値(2021年度) 87.8% | <p>○感染症の不安と共存する社会においてデジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者数 【2025年度までに2,500保険者以上】 日本健康会議から引用 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 158 保険者 ■前年度値(2021年度) 109 保険者 ■初期値(2020年度) 85 保険者 | <p>27. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進</p> <p>a. 多様で包括的な保健事業の民間委託を推進するため、複数保険者や民間事業者が連携して行う事業について当該事業の実施におけるガイドラインの周知等の取組を実施。また、当該取組等を踏まえて保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なK P I の設定を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 複数の保険者や民間のヘルスケア事業者等による保健事業の共同実施についてガイドラインを作成し、その周知を通じて普及の促進をしている。また、2024年度より始まる第3期データヘルス計画に向けて、データヘルス計画作成の手引きの改訂を行った。</p> | → | | |
| | <p>○保険者とともに健康経営に取り組む企業数 【2025年度までに10万社以上】 日本健康会議から引用 ⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 231,361 社 ■前年度値(2021年度) 129,040 社 ■初期値(2021年度) 129,040 社 | <p>28. 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進</p> <p>a. 健康スコアリングレポートの見方や活用方法等を示した実践的なガイドラインの活用等により、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例を全国展開。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年3月に2021年度実績を用いた保険者単位と事業主単位の健康スコアリングレポートを各健保組合に対して発出するとともに、発出にあたり、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進する観点から、活用ガイドラインに好事例を掲載した。(全18件)</p> | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|---|----|----|----|
| | | <p>b. 全保険者種別で健康スコアリングレポート(保険者単位)を作成。健康保険組合及び国家公務員共済組合においては、保険者単位及び事業主単位のレポートを作成。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年3月に2021年度実績を用いた事業主単位及び保険者単位の健康スコアリングレポートを作成した。</p> | → | → | → |
| - | <p>○加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者の数 【2025年度までに2,000保険者以上】 日本健康会議から引用 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 358 保険者 ■前回値(2021年度) 344 保険者 ■初期値(2020年度) 293 保険者 <p>○レセプトの請求情報を活用し、被保険者の全体像を把握した上で、特定健診未受診者層や未治療者、治療中断者、治</p> | <p>29. 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等</p> <p>a. 保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2024年度より始まる第4期後期高齢者支援金の加算・減算制度に向けた見直しを行った。具体的には、加算対象となる実施率の基準は過去の実績を踏まえて毎年度設定されるよう見直しを行い、減算の総合評価指標は各保険者の取組みが公平かつ客観的に評価されるようアウトカム及びアウトプットの定量指標に基づく成果の評価に一部移行した。 先進・優良事例の横展開を促進する観点から、2021年度後期高齢者支援金における各保険者の総合評価指標の実績値を2022年12月に公表した。</p> | → | | |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|--|---|----|----|----|
| | <p>療中の者から事業対象者を抽出している自治体数 【増加】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度) 1,461 ■前回値(2021年度) 1,585 ■初期値(2019年度) 1,384</p> <p>○アウトカム指標を用いて事業評価を実施している自治体数 【増加】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度) 1,608 ■前回値(2021年度) 1,612 ■初期値(2019年度) 1,329</p> | <p>b. 保険者努力支援制度については、加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブを一層活用するとともに、「見える化」を促進する観点から市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとに公表する。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 国民健康保険の保険者努力支援制度においては、市町村における予防・健康づくり等の取組状況を踏まえて評価指標や配点の見直しを行うとともに、市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとにHPで公表しており、引き続き、当該取組を進めていく予定。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 後期高齢者医療や被用者保険等その他の各医療保険制度については、評価指標や各保険者の取組状況等について、保険者等にとって活用しやすい形で見える化を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 後期高齢者医療制度においては、後期高齢者医療広域連合における予防・健康づくり等の取組状況を踏まえて、保険者インセンティブの評価指標や配点の見直しを行うとともに、後期高齢者医療広域連合ごとの点数獲得状況をホームページに公表している。また、被用者保険においては、評価指標について保険者からの問い合わせ内容等を踏まえてQ & Aを発出しており、取組状況についても、全保険者の総合評価点数を公表することとしている。</p> | → | | |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| | | <p>d. 2024 年度以降の後期高齢者支援金の加減算制度について、検討を行い、所要の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2024 年度より始まる第4期後期高齢者支援金の加算・減算制度に向けた見直しを行った。具体的には、加算対象となる実施率の基準は過去の実績を踏まえて毎年度設定されるよう見直しを行い、減算の総合評価指標は各保険者の取組みが公平かつ客観的に評価されるようアウトカム及びアウトプットの定量指標に基づく成果の評価に一部移行した。</p> | → | | |
| <p>○2025 年までに、認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立(POC取得5件以上)、日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年度) 5 件(POC 取得) ■前回値(2022 年度) 4 件(POC 取得)、治験終了 ■初期値(2019 年度) 1 件(POC 取得)</p> | <p>○薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築 【薬剤治験対応コホート(J-T R C)における web スタディ及びオンサイトスタディの登録者数の増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年度) ウェブサイト登録数 13,783 人、オンサイト登録数 600 人 ■前回値(2022 年度) ウェブサイト登録数 12,186 人、オンサイト登録数 456 人 ■初期値(2019 年度) ウェブサイト登録数 0 人、オンサイト登録数 0 人</p> | <p>3 0. 認知症等の社会的課題解決に資する研究開発や実装</p> <p>a. 認知症の危険因子、防御因子を特定し、病態を解明する大規模コホート研究の実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2016 年より全国 8 カ所を拠点とした 1 万人コホートを構築し、2021 年度より開始された後継研究において画像およびゲノムデータ等を収集する疫学調査を実施。</p> <p>b. 有効な認知症予防、診断・治療法の研究・開発を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2019 年から認知症臨床治験に即刻対応するコホート研究(J-T R C)を開始。2020 年 7 月にはウェブサイトによる被験者募集を開始するとともに、オンサイトでの登録を開始しており、2023 年 3 月時点で約 1.3 万人の登録実績。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| <p>○がん・難病の本態解明</p> <p>○創薬等の産業利用</p> <p>○効果的な治療・診断方法の開発促進 【「全ゲノム解析等実行計画 2022」に基づき、上記を推進する事業実施組織の発足のため、2023 年度を目途に相応しい事業実施組織の組織形態を決定】 ⇒進捗状況(N) 事業実施組織の組織形態について、2023 年度中の決定を目指し、引き続き検討中。</p> | <p>【「全ゲノム解析等実行計画 2022」に基づき、本格解析(2022 年度：がん領域 2,000 症例、難病領域 2,500 症例)を実施する】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022 年度) がん領域 2,000 症例達成 難病領域 2,500 症例達成</p> | <p>3 1. ゲノム医療の推進</p> <p>a. 全ゲノム解析等の推進 2022 年 9 月に策定した「全ゲノム解析等実行計画 2022」を推進し、がん・難病に係る創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ登録する情報基盤を構築し、その利活用に係る環境の整備を進める。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2025 年度の事業実施組織の発足に向け、2023 年 3 月に国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部内に事業実施準備室を設置。引き続き、がん・難病領域における全ゲノム解析等を実施するとともに、創薬力強化に資する情報基盤の構築、情報の利活用環境の整備や解析結果の患者への還元を進めている。</p> | → | → | → |

社会保障 3. 多様な就労・社会参加

政策目標

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

⇒達成状況 (a)

2020 年年金改正法において、年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大等の措置を講じた。2020 年年金改正法の附則の検討規定等に基づき、被用者保険の更なる適用拡大・高齢期と年金制度の関わり等について、社会保障審議会年金部会で議論を開始した。なお、社会全体で労働力を確保することが課題であり、また、労働者一人ひとりにとっても、本人が希望どおり働くことのできる環境づくりが重要であることから、こうした環境づくりを後押しするため、「年収の壁・支援強化パッケージ」を策定した。

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| - | - | 3 2. 勤労者皆保険制度(被用者保険の更なる適用拡大)の実現を目指した検討 a. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について、2024 年 10 月からの 50 人超規模の企業までの適用範囲拡大の円滑な施行に向けた準備、周知、広報を実施していく。 適用拡大においては、社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、企業・従業員ともに理解いただくことが重要であるため、文書やリーフレットによる周知、厚労省や年金機構 H P 上での周知、専門家活用支援事業等を実施していく。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に関しては、2024 年 10 月からの 50 人超規模の企業までの適用範囲拡大の円滑な施行に向け、適用拡大の対象となる可能性がある事業所に対しては、 ・原則訪問により制度周知及び施行時の適切な届出を勧奨するとともに、 ・適用拡大のガイドブックや「専門家活用支援事業」のご案内等を送付することとしており、適用拡大に係る準備、周知、広報を実施している。 さらに、円滑な施行に向けては、社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、理解いただくことが重要 | → | → | |

社会保障 3. 多様な就労・社会参加

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>であるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省のホームページにおいて「社会保険適用拡大特設サイト」の設置と当該ホームページへの適用拡大の概要や意義を説明したリーフレット、ガイドブック及び動画の掲載を通じた改正内容の周知 ・日本年金機構のホームページにおける制度改正に係る専用ページの作成を通じた改正内容の周知 ・企業が適用拡大の意義を的確に理解し、労働者への丁寧な説明を行えるよう、事業者を対象とした説明会や従業員に対する個別の年金相談等(周知・専門家活用支援事業) ・短時間労働者への被用者保険の適用と処遇改善を行う事業主に対するキャリアアップ助成金による支援などの施策を実施している。 | | | |
| | | <p>b. 適用範囲の拡大について、実施状況の把握に努めるとともに、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の検討規定に基づき、全世代型社会保障構築会議報告書において指摘された事項を踏まえて、検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 適用範囲の拡大の実施状況については、2022年度に調査を実施し、2023年5月に結果を公表済。 また、第4回社会保障審議会年金部会で、全世代型社会保障構築会議報告書において指摘された事項を含む被用者保険の更なる適用拡大について議論を行った。</p> | → | → | → |

社会保障 3. 多様な就労・社会参加

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| - | - | 3 3. 高齢期における職業生活の多様性に応じた公的年金制度の整備 | | | |
| | | <p>a. 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定に基づき、今後の検討課題について省内で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 高齢期と年金制度の関わりについて、第8回社会保障審議会年金部会において、現行制度や関連データについてお示し、議論を行った。</p> | → | → | |
| - | - | 3 4. 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開 | | | |
| | | <p>a. 介護助手等としての就労など、多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金へ取組支援メニューを位置付けるとともに、2023年3月に開催された都道府県等担当課長会議において、同メニューの活用を呼びかけた。引き続き、これらを活用し関係機関との連携を進め、介護分野における多様な人材の確保に取り組みよう周知していく。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

政策目標

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・福祉サービスの生産性向上・質の向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中にあって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、医療費・介護費の適正化並びに一人当たり医療費の地域差半減及び介護費の地域差縮減を目指す。

■ 一人当たり医療費の地域差半減

⇒ 達成状況 **(B)**

最新値(2020年度) : 0.081、前回値(2019年度) : 0.077、初期値(2016年度) : 0.073

■ 一人当たり介護費の地域差縮減

⇒ 進捗状況 **(b)**

■ 最新値(2021年度) : 6.0%、前回値(2020年度) : 5.2%、初期値(2016年度) : 5.3%

※ 2021年度分よりK P Iの算定方法を変更。

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | 35. 子ども・子育てについて、効果的・効率的な支援とするための優先順位付けも含めた見直し | | | |
| | | a. 保育所等の経営状況の透明性の確保の観点から、経営情報の公表とデータベース化について、2023年の早い段階から有識者の参画を得てその在り方について検討を行い、早急に必要な措置を講じる。 《所管省庁：こども家庭庁》 ⇒ 達成状況 (達成) 令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月に報告書を取りまとめた。 | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>b. 「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」(令和3年法律第50号)附則の検討規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討する。</p> <p>※子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえて、検討。</p> <p>《所管省庁：こども家庭庁》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>児童手当については、こども未来戦略方針(2023年6月13日閣議決定)において示している「加速化プラン」において、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として、所得制限を撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降3万円とすることにより拡充する方針としている。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数【2019年度に公表した2016年度の数値(316日)から増加】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 321.3日 ■前回値(2021年度) 320.7日 ■初期値(2016年度) 316日 | <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数</p> <p>【2024年度までに150自治体】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 113自治体 ■前回値(2021年度) 109自治体 ■初期値(2018年度) 49自治体 <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数</p> <p>【2024年度までに750事業】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 523 ■前回値(2021年度) 471 ■初期値(2018年度) 204 | <p>36. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>a. 障害福祉計画に基づき、地域の関係機関の重層的な連携による支援体制の構築、サービス基盤の整備などを推進する。</p> <p>※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>2021年3月に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する検討会」報告書において同システム構築の基本的な考え方や取組を整理し、さらには2022年6月に「地域で安心して暮らせる精神保健福祉医療体制の実現に向けた検討会」報告書においてより具体的かつ実効的な仕組みや体制についてとりまとめ、必要な諸制度の見直し、次期障害福祉計画策定のための基本指針等への反映等を行った。</p> <p>b. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・構築支援事業を推進していく。</p> <p>※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達)</p> <p>自治体が地域の実情に応じて、柔軟に事業メニューを選択できるよう、「地域で安心して暮らせる精神保健福祉医療体制の実現に向けた検討会」の報告書でのご指摘や構築支援事業の関係者会議にて指摘されたご意見等をもとに、2023年度以降の事業内容の一部見直し(2022年度13メニューから2023年度8メニューに変更)をしており、指標としての見直しが必要。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>○心のサポーター養成研修の受講者数【2023年度に800人以上】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 2,511人 ■前回値(2021年度) 939人 ■初期値(2020年度) 0人</p> <p>○心のサポーター指導者養成研修受講者数【2023年度に50人以上】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 96人 ■前回値(2021年度) 47人 ■初期値(2020年度) 0人</p> | <p>○心のサポーター養成研修の実施自治体数【2023年度に16自治体以上】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 18自治体 ■前回値(2021年度) 8自治体 ■初期値(2020年度) 0自治体</p> | <p>37. 精神疾患の予防や早期介入の促進</p> <p>a. 2023年度までは、全国展開に向けた研修スキームの構築と指導者養成に重点を置きながら事業を実施し、2024年度からは全国的な心のサポーターの養成、国民の精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保に取り組む。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2024年度からの全国での養成研修実施を目指し、特に指導者養成に重点を置きながら、心のサポーター養成事業を実施し、全国的に国民の精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保に引き続き、取り組む。</p> | → | → | → |
| <p>○地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】 (実際に増減された病床数/地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数(病床機能報告)) ⇒進捗状況(N) 都道府県に対して、2022年度及</p> | <p>○地域医療構想調整会議の開催回数【2024年度末までに約2,000回】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年9月末) 1,076回 ■前回値(2023年3月末) 661回</p> <p>○重点支援区域の設定の可否を判断した都道府県の割合【2023年度末までに100%】 ⇒進捗状況(A)</p> | <p>38. 地域医療構想の実現、大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進</p> <p>a. 第8次医療計画(2024年度～2029年度)における記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けて、検討状況を適時・適切に各自治体と共有しつつ、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 新興感染症等対応以外については2023年3月31日、新興感染症等対応については同年5月26日の改正告示・通知により、第8次医療計画に係る「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行った。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| <p>び 2023 年度において、民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求めており、2024 年度以降、その状況を踏まえ、記載。</p> <p>○介護療養病床の第 8 期計画期末までのサービス減量 【2023 年度末に 100%】(2021 年 1 月から 2023 年度末までに廃止した介護療養病床数 / 2021 年 1 月の介護療養病床数。厚生労働省「病院報告」) ⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2023 年度 5 月) 56.7%減</p> <p>■前回事値(2022 年度 7 月) 47.5%減</p> <p>■初期値(2021 年度 1 月) 0%</p> | <p>■最新値(2023 年 9 月末) 98%</p> <p>■前回事値(2023 年 3 月末) 98%</p> <p>○各医療機関の対応方針の策定率【2025 年度に 100%】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2022 年度) 60%</p> <p>○対応方針の検討状況等の公表率【100%】 ⇒進捗状況(a)</p> <p>■最新値(2022 年度) 100%</p> | <p>b. 都道府県に対し以下の取組を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能報告における 2025 年の病床数の見込みと病床数の必要量に著しい乖離が生じている構想区域について、医療提供体制に関する分析・評価を行い、評価結果に基づき必要な方策を講じること ・地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定率を K P I とした P D C A サイクルを年度ごとに実施し、対応方針の検討状況、策定率を公表すること <p>また、国においては、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援すること ・当該乖離が著しい構想区域を有する都道府県に対して、評価結果に基づき「重点支援区域」の活用を促す等のアウトリーチの対応を行うこと ・地域医療連携推進法人の有効活用に関し必要な措置を講じること <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2023 年 3 月 31 日の改正告示・通知により、都道府県に対して、上記の取組を求めた。 ・ 都道府県に対して、引き続き、対応方針の検討状況等を把握するための定期的な調査等及び「重点支援区域」や「病床機能再編支援事業」による支援を実施する。また、重点支援区域の申請の要否の判断に資するよう、再編の検討の初期段階における複数医療機関の再編を検討する区域(再編検討区域)の支援を行っている。 ・ 2023 年 3 月 31 日の通知により、都道府県に対して、当該乖離の要因の分析・評価を求めているところであり、年内を目途に都道府県から国に対応状況の報告を求めた上で、報告内容等を踏まえ、「重点支援区域」の活用を促す等の必要な支援を行う。目標年度である 2025 年までには達成予定。 | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 新たに個人立の医療機関等を参加可能とする等、地域医療連携推進法人の有効活用を目的とした、医療法の改正が先の通常国会において成立し、2024年4月から施行予定。 | | | |
| | | <p>c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用及び地域医療構想調整会議等における議論の状況の透明性の確保を図るために、地域医療構想調整会議の議事録の公表や議論の実施状況の市町村への報告等について、法制上の位置付けも含め、必要な措置を講じ、取組を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達)</p> <p>2023年3月31日の改正告示により、都道府県に対して、地域医療構想調整会議における協議の実施状況を公表することを求めた。</p> <p>一方、地域医療構想調整会議における議論の実施状況の市町村への報告については、対応方針の策定や検証・見直しの内容を含めて報告することが効果的であることから、2023年度内を目途に通知を発出し、当該対応方針の策定等が終了する2024年度以降に都道府県で対応するよう働きかける。目標年度である2025年までには達成予定。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>地域医療構想に関する事項を含む第8次医療計画に係る「基本方針」や「医療計画作成指針」を踏まえ、各都道府県において、第8次医療計画を策定中。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>e. 介護療養病床について、2023 年度末の廃止期限に向け、2021 年度介護報酬改定における移行計画を提出していない場合の減算の設定等や予算事業等による移行支援を組み合わせた取組を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>2021 年度介護報酬改定において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護療養型医療施設の移行先として想定される介護医療院について、基本報酬の引上げや長期療養生活移行加算の創設等の報酬上の評価の拡充を行いつつ、 ・ 介護療養型医療施設について、基本報酬の引下げや、移行計画未提出減算を創設し、2024 年 4 月 1 日までの移行計画を半年ごとに都道府県知事に提出するよう求める等の取組を実施。 <p>また、介護医療院への転換等にかかる費用について、2023 年度においても地域医療介護総合確保基金による助成を継続。</p> <p>さらに、2022 年 6 月と 2023 年 8 月に、介護療養型医療施設が 2024 年 3 月末に廃止される旨の再周知を行う通知を発出するとともに、自治体に早期移行支援を依頼。加えて、個々の介護療養型医療施設の移行予定について、2022 年 7 月と 2023 年 5 月に調査を実施。また、移行に関する研修会を実施。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○各都道府県が作成した医療計画に沿って、医療設備・機器等の共同利用計画を策定した医療機関 【2023年度末までに1000件以上】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年3月時点) 1,418件 ■前回値(2022年3月時点) 909件 ■初期値(2021年3月時点) 308件</p> | <p>○医療機関が策定した共同利用計画について、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場において確認した都道府県の割合 【2023年度までに100%】 (共同利用計画について協議で確認を行った都道府県数/医療機関により共同利用計画が提出された都道府県数。厚生労働省より各都道府県に調査) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2023年3月時点) 65% ■前回値(2022年3月時点) 67% ■初期値(2021年3月時点) 56%</p> | <p>39. 高額医療機器の効率的な配置等を促進</p> <p>a. 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、都道府県において策定された医療計画に基づき、医療機関が共同利用計画を策定するとともに、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を開催し、医療機器等の効率的な活用を進める。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 都道府県において医療機器等の効率的な活用に関する事項を盛り込んだ外来医療計画に基づき、医療機関が新規にCT・MRI等を購入した際に当該機器に係る共同利用計画を策定する取組を実施中。また、医療機関により共同利用計画が提出された都道府県数は増加した。引き続き、都道府県において、医療機器の効率的な活用に係る取組が推進されるよう促していく。</p> <p>b. 共同利用計画策定の件数を含めた状況を把握するとともに、共同利用計画策定が十分に進まない場合には、更なる実効的な措置を速やかに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 「医療機器の効率的な活用に係る取組の推進について」(令和3年4月12日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)で、都道府県に対し、共同利用計画の作成、医療機器の効率的な活用について再周知を行い、共同利用計画を策定した医療機関の件数は1000件以上を達成した。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | 40. 将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討 | | | |
| | | <p>a. 2025年度以降の医学部定員については、「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえ検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2025年度以降の医学部定員については、「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論を踏まえ、引き続き検討を行う。</p> | → | | |
| — | — | 41. 医師の働き方改革について検討 | | | |
| | | <p>a. 2021年5月に成立した医療法等改正法を施行するため、「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、施行に向けた課題についての議論を行うなど、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2024年4月の改正医療法等の施行に向け、長時間労働の医師の健康管理の体制整備等を定めた政省令等を2022年1月に公布するとともに、同年4月に「医師労働時間短縮計画ガイドライン」等を公表。 また、改正医療法等の施行に向けた医療機関等の準備状況の把握を行うとともに、各医療機関の医師労働時間短縮計画等の評価を行う医療機関勤務環境評価センター及び高度な技能に係る研修を行う医療機関の教育研修環境や技能研修計画の審査を行う審査組織において、評価及び審査に係る業務を実施。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>b. 地域医療介護総合確保基金区分VIにより、勤務医の労働時間短縮に取り組む医療機関に対して総合的な支援を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 地域医療介護総合確保基金区分VIにより、勤務医の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する総合的な支援を実施するとともに、基金の具体的な活用事例について周知を行い、その活用を促進。</p> | → | | |
| | | <p>c. 各都道府県が設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関への訪問支援等を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 各都道府県の医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関への訪問支援等を実施するとともに、支援の実施状況について、W E Bや現地での関係機関による打合せで把握するとともに、必要な助言等を実施。</p> | → | | |
| | | <p>d. 地域医療体制確保加算における医師労働時間短縮計画作成の要件化等、医師の働き方改革に係る 2022 年度診療報酬改定の対応についてその影響等の検証を踏まえ、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2022 年度診療報酬改定の影響を検証し、医師の働き方改革に係る診療報酬について、2024 年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|-------------------|----|----|
| <p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標 【2023年度における各都道府県での目標達成】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたK P Iに今後修正 ⇒進捗状況(N) 現時点で記載できるデータなし。2024年度以降となる見込み。</p> <p>○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差 【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたK P Iに今後修正 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2020年度) 0.081 ■前回値(2019年度) 0.077 ■初期値(2016年度) 0.073</p> | <p>○厚生労働省が提供するN D Bデータを保険者協議会に提示・提供し、大学や有識者と連携して、医療費の分析を行っている都道府県 【2029年度までに100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 76.6% ■前回値(2021年度) 70.2% ■初期値(2020年度) 78.7%</p> <p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.8%)) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 36.9% ■前回値(2021年度) 38.9% ■初期値(2017年度) 17.7%</p> <p>○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者 【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.8%)) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 61.2%</p> | <p>4 2. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療) i. 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討</p> <p>a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画(2018年度から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、国から示した医療費適正化計画のP D C Aに関する様式をもとに、各都道府県において地域差縮減に資するよう、他県と比較した分析を行うデータセットの提供等を通じて毎年度P D C A管理を行い、その結果を都道府県H Pに公表し、厚労省へ報告する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 厚生労働省から都道府県に対し、医療費適正化の取組のP D C A管理のための様式を提供するとともに、他県と比較した分析を行うデータセットを毎年度提供。都道府県において、こうしたデータ等を基に、医療費適正化の取組を推進するとともに、これまでと同様、今年度もP D C A管理を実施し、その結果を都道府県H Pに公表及び厚労省に報告。</p> <p>b. 医療費適正化の更なる推進と計画の実効性の確保のため、医療費適正化計画の在り方の見直しについて、①現行の目標の更なる推進、②新たに取り組むべき目標、③取組の実効性確保のための体制構築の観点から検討し、必要な法制上の措置を講ずるとともに、都道府県における2024年度から始まる第4期医療費適正化計画の策定に間に合うよう、国において基本方針を策定する。医療費の地域差縮減に向けて、保険者協議会の機能強化などを行い、医療資源の投入量に地域差がある医療について、地域ごとに都道府県、医療関係者、保険者などが把握・検討し、これを踏まえて必要な適正化に向けた取組を進めることを検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> | <p>→</p> <p>→</p> | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|--|---|----|----|----|
| | <p>■ 前回値(2021 年度) 59.7%</p> <p>■ 初期値(2017 年度) 40.8%</p> <p>○ 国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析等を行っている都道府県【2025 年度までに 50%】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■ 最新値(2023 年度) 72.3%</p> <p>■ 前回値(2022 年度) 59.6%</p> <p>■ 初期値(2021 年度) 66.0%</p> | <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 31 号)により高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)を改正し、医療費適正化に係る実効性向上のための体制構築として、都道府県が医療費適正化における中心的な役割を果たす責務を明確化するとともに、地域ごとに保険者・医療関係者等が取組の方向性を共有し、連携できるよう保険者協議会を必置化した。</p> <p>2023 年 7 月 20 日に第 4 期医療費適正化計画の基本方針を公布し、これまでの後発医薬品に係る取組のほか、新たにバイオ後続品の使用促進や、医療資源の投入量に地域差のある医療の適正化等を示した。</p> | | | |
| | | <p>c. 後期高齢者支援金の加減算制度については、2021 年度から新たに設定した加入者の適正服薬の取組に対する評価も含めて、保険者インセンティブ制度を実施していく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2021 年度から新たに設定した加入者の適正服薬の取組に対して評価を行い、保険者インセンティブ制度を着実に実施している。</p> | → | | |
| | | <p>d. 国民健康保険の保険者努力支援制度においても、適用する指標について、地方団体と協議の上、見直しを行い、保険者インセンティブ制度を実施していく。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 国民健康保険の保険者努力支援制度については、地方団体と協議を行った上で指標の見直しを行っており、引き続き、市町村における予防・健康づくり等の取組状況を踏まえて評価指標や配点の見直しを行っていく予定。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>e. 中長期的課題として、都道府県のがバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われる後期高齢者医療制度の在り方の検討を進める。 ※中長期的課題として検討 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 経済財政運営と改革の基本方針 2023 で「中長期的課題として、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、(中略)の検討を進める」とされており、地方公共団体の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. 国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進・優良事例について横展開を図る。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) データヘルス計画に基づく保健事業の実態調査等事業において、県と国保連合会が協働・連携し、レセプトデータ等を分析することにより、医療費の適正化に資する先進・優良事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開している。また、保険者努力支援制度において評価指標を設定し、取組を推進している。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>g. 国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取り組みを推進するための業務の在り方や位置づけについて、骨太の方針 2021 に基づき、2024 年度から始まる第 4 期医療費適正化計画に対応する都道府県医療費適正化計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 31 号)において、国民健康保険法等の改正を行い、国保連合会及び支払基金が医療費適正化に資する事務を行うことを規定した。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| <p>○法定外繰入等を行っている市町村数 【2023年度までに100市町村】 【2026年度までに50市町村】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 238市町村 ■前回値(2020年度) 269市町村 ■初期値(2016年度) 677市町村 | <p>○法定外繰入等の額 【2020年度決算(767億)より減少】 ⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 674億円 ■前回値(2020年度) 767億円 ■初期値(2016年度) 2,516億円 <p>○保険料水準の統一の目標年度を定めている、または統一を達成した都道府県 【2023年度までに60%】(実施都道府県数/47都道府県。厚生労働省より各都道府県に調査) ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2020年度) 38.3% ■初期値(2017年度) 14.9% | <p>4 2. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療)</p> <p>ii. 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)</p> <p>a. 法定外繰入等の解消期限や解消に向けた具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進するとともに、解消期限の設定状況等を公表。2021年の国民健康保険法の改正を踏まえた国保運営方針に基づき、特に解消期限の長い市町村がある場合は、都道府県から市町村に適切に関与するよう促すなど、解消期限の短縮化を図る。また、K P I 達成を見据えて、国と地方団体との議論の場を継続的に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における法定外繰入等の状況に応じた評価の活用など、より実効性のある更なる措置を進める。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>各都道府県、市町村において、法定外繰入等の要因や額解消に向けた実効的・具体的な手段等が盛り込まれた、赤字削減・解消計画の策定・公表。国としては、赤字市町村に対する都道府県の関与方法等の先進・優良事例を横展開し、都道府県ごとの法定外繰入等の解消予定年度の設定状況を比較できる形で見える化(公表)を行った。</p> <p>また、2024年度保険者努力支援制度の都道府県指標においても、法定外繰入の解消期限が長期の市町村の割合が一定以上である都道府県に対し、引き続きマイナス評価を実施した。</p> <p>さらに、2023年度都道府県ブロック会議等の機会を通じて、各都道府県に対して、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法定外繰入等の解消期限の短縮化に向けて各市町村と協議いただきたいこと ② 新たに法定外繰入等を発生させないようあらゆる機会を活用し、各市町村に確認・助言いただきたいこと <p>等を周知した。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>b. 都道府県内保険料水準の統一に向けて、2021年度からの国保運営方針を踏まえた、各都道府県の取組状況の把握・分析を行う。その内容を踏まえ、統一に向けて取り組む都道府県の先進・優良事例の横展開等、戦略的な情報発信を行い、2023年度からの次期国保運営方針策定の際に、参考にさせていただく。また、国と地方団体との議論の場を継続的に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における統一の進捗状況に応じた評価等も活用する。</p> <p>※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>各都道府県の2021年度からの国保運営方針について、保険料水準の統一に向けた取組状況の把握・分析を行い、とりまとめて見える化を行った。</p> <p>さらに、2024年度から2029年度までの次期国保運営方針期間を、統一に向けた取組を加速化させる期間と位置づけ、各都道府県の取組を国として支援するため、保険料水準統一加速化プランを策定し、統一に向けた論点や進め方等を整理、先進・優良事例の横展開を図った。また、保険者努力支援制度において、これまで統一に向けた会議の実施等の取組を評価基準としていたが、2024年度指標からは統一の目標年度を定めている都道府県を加対象とするなど、指標の見直しを行った。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>c. 医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項の在り方について、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実行性のある更なる措置を検討。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項について、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)が成立・公布され、2024年4月から必須記載事項と位置づけることとしている(2024年4月1日施行)。</p> | → | → | → |
| | | <p>4 2. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療) iii. 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討</p> <p>a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度P D C A管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 都道府県において、第3期医療費適正化計画(2018年度から2023年度まで)に基づき医療費適正化の取組を推進するとともに、国が提供するデータセットやP D C A管理様式を活用して、毎年度P D C A管理を実施しその結果を都道府県HPに公表及び厚労省に報告。地域別診療報酬については、2017年の社会保障審議会医療保険部会において議論が行われ、厚生労働省から都道府県に基本的な考え方を提示(2018年3月)。都道府県の意向を踏まえつつ、検討。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| — | — | 4 3. 多剤投与の適正化(診療報酬での評価等) | | | |
| | | <p>a. 医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の評価等、2022 年度診療報酬改定における取組に基づき、多剤投与の適正化を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2022 年度診療報酬改定において、薬局薬剤師が複数の医療機関を受診する患者の重複投薬の解消に係る取組を行った場合の評価である服用薬剤調整支援料 2 について、減薬等の提案により処方された内服薬が減少した実績に応じた評価への見直しを行った。この見直しを含めた診療報酬改定の影響の検証等を踏まえ、2024 年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。</p> | → | | |
| <p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差 【2025 年度末までに縮減】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2021 年度) 合計 5.7% 要支援 1 26.6% 要支援 2 15.9% 要介護 1 8.9% 要介護 2 8.3% 要介護 3 8.8% 要介護 4 6.9% 要介護 5 10.3% ■前回値(2020 年度) 合計 6.2%</p> | <p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者 【2023 年度末までに 100%】(実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021 年度)：78.6% ■前回値(2020 年度)：75.5% (※指標変更により不連続)</p> | 4 4. 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進 | | | |
| | | <p>a. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を実施する観点から、2023 年度も都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 保険者機能強化推進交付金等の取組状況の「見える化」については、2023 年度も、各保険者等において 9 月末までに自己評価を実施し、国において得点獲得状況の一般公表・分析に向けて、内容を集計中(2024 年 3 月に公表予定)。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---------------------------|--|----|----|----|
| <p>要支援1 25.3% 要支援2 16.3% 要介護1 7.5% 要介護2 8.7% 要介護3 8.0% 要介護4 9.2% 要介護5 11.4%</p> <p>■初期値(2016年度) 合計 7.8% 要支援1 24.3% 要支援2 15.1% 要介護1 7.5% 要介護2 8.0% 要介護3 9.2% 要介護4 9.8% 要介護5 12.1%</p> <p>※2021年度分よりK P Iの算定方法を変更。</p> <p>○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計) 【2025年度末までに縮減】 ⇒進捗状況(b)</p> <p>■最新値(2021年度) 合計 6.0% 施設 10.9% 居宅 19.4% 在宅 9.3%</p> <p>■前回値(2020年度) 合計 5.2% 施設 10.1% 居宅 18.9% 在宅 8.7%</p> <p>■初期値(2016年度) 合計 5.3% 施設 8.9%</p> | <p>■初期値(2018年度)：75.9%</p> | <p>b. また、2024年度評価指標について、保険者等における高齢者の自立支援・重度化防止等の取組の一層の強化に資するものとなるよう、介護保険部会等における議論も踏まえて、アウトカム指標を含む評価指標の充実など、必要な見直しを行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2024年度評価指標について、社会保障審議会介護保険部会における取りまとめ等を踏まえ、プロセス評価指標の重点化・縮減や、中間アウトカム・アウトプット評価指標の強化を図るなど、評価体系の見直しを実施。</p> | → | | |
| | | <p>c. 一人当たり介護費の地域差縮減に寄与する観点から、都道府県単位の介護給付費適正化計画の在り方の見直しを含めたパッケージ及び市町村別の介護給付費適正化に係る取組状況の見える化について検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 社会保障審議会介護保険部会における取りまとめを踏まえ、2023年9月12日に、「介護給付適正化計画」に関する指針を改正。 さらに今後、各事業の取組状況や実績について分析をした上で、保険者に対して結果の周知等を行う予定。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|------------|--|----|----|----|
| 居宅 21.3% 在宅 8.5% ※2021 年度分よりK P I の算定方法 を変更。 | | | | | |
| | | 4 5. 第 8 期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第 9 期計画期間に向けた必要な検討 | | | |
| | | a. 調整交付金の活用方策について、第 8 期介護保険事業計画期間における取組状況も踏まえつつ、地方団体等と議論を継続する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 調整交付金の活用方策については、社会保障審議会介護保険部会における取りまとめ、第 8 期介護保険事業計画期間における取組状況や地方団体等との議論を踏まえ、2023 年度中に、第 9 期介護保険事業計画期間において取組を継続するため所要の措置を講ずる予定。 | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | 4 6. 診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進 | | | |
| | | <p>a. 更なる包括払いの在り方について、2022 年度診療報酬改定の結果検証に基づき、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討するとともに、医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえた D P C 制度の効果的な運用を進めていく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2024 年度診療報酬改定に向け、更なる包括払いのあり方について、中央社会保険医療協議会・診療報酬調査専門組織等において診療実績データ等の分析を踏まえた検討を進めており、2023 年 9 月に中央社会保険医療協議会総会へ検討状況に係る中間報告を行った。</p> | → | | |
| | | <p>b. 2021 年度介護報酬改定の効果の検証や介護事業所・施設の経営実態の把握の結果等を踏まえ、より効果的な加算の在り方について、2024 年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 社会保障審議会介護給付費分科会において、2021 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査の速報値等を提示し議論するなど、より効果的な加算の在り方について、2024 年度介護報酬改定に向けて、必要な対応の検討を実施。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| <p>○臨床研究中核病院において実施実績のあるリアルワールドデータを用いた研究数【2023年度までに1件以上】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 6件 ■前回値(2022年度) 0件 | <p>○医療情報の品質管理・標準化について、M I D - N E Tの経験を含む研修を受けた医療機関数【2022年度末までに全ての臨床研究中核病院】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 14機関 ■前回値(2022年度) 14機関 ■初期値(2018年度) 0機関 | <p>47. クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース(M I D - N E T)の連携</p> <p>a. 臨床研究中核病院の医療情報を継続的に品質管理・標準化する体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用。《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>2022年度中に、すべての臨床研究中核病院において、M I D - N E Tにおける医療情報の品質管理・標準化に係る研修を完了済。これを踏まえ、臨床研究中核病院において、リアルワールドデータを用いた研究を実施している。</p> | → | | |
| <p>○臨床研修医の満足度を5段階で評価する中で4又は5と回答した研修医の割合【2025年度までに研修修了者の90%】(臨床研修後のアンケート調査により把握)</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 71.7% ■前回値(2020年度) 80.1% ■初期値(2008年度) 74.0% | <p>○指導医講習会修了医師数【2025年度までに110,000人】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 約9.7万人 ■前回値(2021年度) 約9.2万人 ■初期値(2003年度) 約0.1万人 | <p>48. 卒前・卒後の一貫した医師養成過程の整備</p> <p>a. 充実した臨床研修による質の高い医師の養成。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>臨床研修医を指導する指導医を養成するための指導医講習会修了医師数は2022年度末で約9.7万人となった。(なお、臨床研修医の満足度評価について、2021年度は71.7%であったが、低下した要因としては、臨床研修の2年間の間、恒常的に新型コロナウイルス感染症の蔓延及び収束が繰り返されたことにより、臨床現場での研修機会に影響があったことが考えられる。)</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○厚生労働科学研究において、地域医療に従事する総合診療医の需要や、総合診療医の養成等に関する研究を2023年度まで行い、研究成果等を踏まえて指標の設定を検討。</p> <p>⇒進捗状況(F)</p> <p>研究は進行しており、2023年度まで行い、研究成果等を踏まえて指標の設定を検討。</p> | <p>○厚生労働科学研究において、地域医療に従事する総合診療医の需要や、総合診療医の養成等に関する研究を2023年度まで行い、研究成果等を踏まえて指標の設定を検討。</p> <p>⇒進捗状況(F)</p> <p>研究は進行しており、2023年度まで行い、研究成果等を踏まえて指標の設定を検討。</p> | <p>49. 総合診療医の養成の促進</p> <p>a. 総合診療医の養成 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>総合診療専門研修については、日本専門医機構が総合診療専門研修プログラム整備基準等を作成しており、2022年度の総合診療専門医認定者は237名となっている。また、厚生労働省において、総合診療専門研修プログラム策定支援等を行う「専門医認定支援事業」を2023年度においても実施している。</p> | → | → | |
| <p>○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数 【2023年度までに7,000人】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度)3,528人 50% ■前年度値(2022年度)2,867人 40% ■初期値(2018年度)881人 12% | <p>○特定行為研修の指定研修機関数 【2023年度までに370機関】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度)373機関 100% ■前年度値(2022年度)338機関 91% ■初期値(2018年度)87機関 23% | <p>50. 事業所マネジメントの改革等を推進</p> <p>i. 従事者の役割分担の見直しと効率的な配置</p> <p>a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修において、タスクシフティング等を含めた働き方改革の好事例の普及展開を実施するとともに、医師の働き方改革に係る周知事業等を通じて国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進等を実施。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| | | b. 特定行為研修制度の推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数については、医療機関において組織的に特定行為研修修了者の養成と配置・活用を行う取組を進めることにより、就業者数の増大を図っている。特定行為研修修了者数は2023年9月現在、8,820名である。 | → | → | → |
| ○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合 【2023年度までに85%】(上記回答をした保険医療機関(病院)／同調査に回答した保険医療機関(病院)。病院の勤務環境に関するアンケート調査 回答率：19.4%) ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023年度) 調査中 ※2024年3月に公表予定。 ■前回値(2022年度) 73.9% ■初期値(2018年度) 68.0% | ○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数 【2021年度から2023年度の期間に延べ4,500人】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年度) 4,967人 ※2021年～23年9月累計 ■前回値(2022年度) 3,800人 ※2021～22年度累計 ■初期値(2021年度) 1,699人 | 50. 事業所マネジメントの改革等を推進 ii. 事業所マネジメントの改革等を推進 a. 病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2024年4月の法施行を見据え、病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を行う人材を育成している。 | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○ 1 社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数 【2020 年度実績と比較して 2025 年度末までに増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年度) 4.8 事業 ■前回値(2022 年度) 4.8 事業 ■初期値(2020 年度) 4.6 事業</p> | <p>○【第 9 期介護保険事業計画期間に向けた議論等を踏まえて、2023 年度中にさらなる数値目標を示せるよう検討】 ⇒進捗状況(F) ■最新値(2023 年度) ※介護給付費分科会における議論を踏まえ、2023 年度中に設定予定</p> <p>○社会福祉連携推進法人の設立総数【2022 年度実績から増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年度) 19 法人(2023 年 10 月時点) ■前回値(2022 年度) 12 法人(2023 年 3 月時点) ■初期値(2021 年度) 0 法人(制度開始は 2022 年度～)</p> <p>○介護サービス事業者の経営情報のデータベースを公表するための H P を開設【2024 年度中を目処に開設】 ⇒進捗状況(N) ■初期値(2023 年度) 未開設 ※2024 年度中を目途に開設予定</p> | <p>5 0. 事業所マネジメントの改革等を推進 iii. 介護の経営の大規模化・協働化及び介護の経営状況の見える化</p> <p>a. 事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策について、第 9 期介護保険事業計画期間に向けた議論等を踏まえ、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、組織間連携の推進等の必要な措置を講じる。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(未達) 第 9 期介護保険事業計画期間に向けて、介護人材不足への対応や生産性の向上、安定的なサービス提供を可能とする観点から、介護給付費分科会において、地域の実情等を踏まえた経営の協働化・大規模化の推進のための方策について議論を実施中。</p> <p>b. 「社会福祉連携推進法人」制度を含めた社会福祉法人の連携等に資する施策が活用されるような取組を推進する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2023 年 2 月に社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等が参加して「社会福祉連携推進協議会」を開催し、実践者による事例の共有や意見交換を行うとともに、その内容を厚生労働省ホームページに掲載し、制度の普及を図った。また、社会福祉連携推進法人の立ち上げに要する経費を補助することにより設立を支援した。 さらに、2023 年度社会福祉推進事業において、社会福祉連携推進法人の事例集の作成と、認定申請手続きのマニュアル化を検討する。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| | | <p>c. 経営実態の透明化等の観点から、介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システムの整備等を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 2023年5月に介護サービス事業者に対して、経営情報の報告を求めるとともに、国で当該情報に関するデータベースを整備する旨を規定した法律が成立・公布された。現在、システムの具体的な運用等を検討中。</p> | → | → | |
| <p>○医療法人の経営情報のデータベースを活用したオープンデータの閲覧件数【2023年度中に400件】 ⇒進捗状況(N) ※当初より2023年度末に向けて公表する計画。</p> | <p>○医療法人の経営情報のデータベースを構築し、公表するためのHPを開設し、属性等に応じたグルーピングによる分析等の結果を示し、医療が置かれている現状・実態に対する理解を促進する。 【2023年度末目処】 ⇒進捗状況(N) ※当初より2023年度末に向けて公表する計画。</p> | <p>50. 事業所マネジメントの改革等を推進 iv. 医療法人の経営状況の透明性の確保</p> <p>a. 医療法人の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 医療法人の病院・診療所を対象とした経営情報等の報告・データベース化制度を2023年8月に施行。経営状況に関する情報を分析・公表するためのシステムを整備中であり、2024年3月頃に公開予定。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----|----|----|
| — | — | 50. 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 障害福祉サービス等事業者の経営状況の透明性の確保 a. 公的価格評価検討委員会における議論も踏まえ、経営情報の公表とデータベース化について、2023年度の早い段階から介護分野での取組を踏まえつつ、そのあり方について早急に検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 介護分野等での取組を踏まえつつ、データベース化の整備に向けて2023年度に「障害福祉サービス事業者の財務状況の把握に関する調査研究事業」を実施した。 | → | | |
| ○介護労働者の残業時間数【2020年度実績と比較して2023年度末までに縮減】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 1.7 ■前回値(2021年度) 1.6 ■基準値(2020年度) 1.5 ■初期値(2017年度) 2.0 ○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースで | ○介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを活用した実証件数【2021年度以降増加】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023年度) 8件(2023年9月末時点。確定値については2023年度末頃に把握予定) ■前回値(2022年度) 25件 ■初期値(2020年度) 7件 ○地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサ | 50. 事業所マネジメントの改革等を推進 vi. ロボット・IoT・AI・センサーの活用等を通じた生産性の向上 a. 介護現場と開発事業者との連携など、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、プラットフォームを活用した実証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2020年8月に、①介護現場と開発企業の一元的な相談窓口、②開発実証拠点であるリビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなるプラットフォームを構築し、2023年度時点で、全国に相談窓口を16箇所、リビングラボを8箇所設置。また、2023年9月末時点において8件の実証を実施。 | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| の効率化 【2020 年度実績と比較して 2025 年度末までに改善】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年度) 1.9 人 ■前回値(2022 年度) 1.9 人 ■初期値(2020 年度) 2.0 人 | 一の導入施設数の割合 【2021 年度以降上昇】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年度) 24.9%(暫定値であり、確定値については 2023 年度末頃に把握予定) ■前回値(2022 年度) 21.9% ■初期値(2021 年度) 16.6% | b. 介護事業所の生産性を向上するため、介護ロボット等の活用、I C T 利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインの普及や、介護ロボット導入支援事業による支援を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2023 年度も生産性向上に係るガイドラインの取組内容に関する全国セミナーを実施。また、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット導入支援事業・I C T 導入支援事業についても継続して実施。 | → | → | → |
| | ○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、I C T 利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数 【2021 年度実績から増加】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023 年度) 2023 年度末頃に把握予定 ■前回値(2022 年度) 229 事業所 ■基準値(2021 年度) 116 事業所 ■初期値(2019 年度) 38 事業所 | c. 生産性の向上を含む働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む介護サービス事業者の総理大臣による表彰等を通じた好事例の普及促進を図る。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2023 年度に「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰」を行い、表彰式を通じた好事例の普及を図ったところ。 | → | → | → |
| | | d. 2021 年度介護報酬改定の検証を通じて、より効果的な介護ロボット、I C T 等のテクノロジーの活用に関して、2024 年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。 ※2023 年度に終了 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 2023 年度実証事業として介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業を実施し、テクノロジーの活用によるケアの質の確保、職員の負担軽減等に関するエビデンスデータを収集・蓄積。2024 年度報酬改定に向けて、介護給付費分科会での検討を実施中。 | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>e. 医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、A I、I C T等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省、経済産業省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 健康・医療戦略に基づく「医療機器・ヘルスケアプロジェクト」において、A M E D(日本医療研究開発機構)を通じて、A I・I o T技術やロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化等に資する医療機器等に関する研究開発助成や補助を行っている。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. 介護事業所の生産性を向上するため、I C T導入支援事業により標準仕様に基づくシステムの導入を支援するなど、I C Tを活用した情報連携を推進。 ※上記の取組に加え、項目 14 の取組等により、介護事業所の生産性向上の取組を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) これまでの取組に引き続き、2023年度においても補助割合を拡充する要件を追加するなど、介護サービス事業所等に対する地域医療介護総合確保基金を活用したI C T機器等の導入支援事業を継続して実施。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | 5 1. 国保の普通調整交付金について見直しを検討 | | | |
| | | <p>a. 普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、論点や改善点を整理しつつ、地方団体等と議論。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>普通調整交付金の配分の在り方について、論点や改善点を整理した上で、地方団体等との議論を行っている。 なお、保険者機能の強化や医療費適正化の取組については、改正国民健康保険法の規定により、医療費の適正化の取組に関する事項を都道府県国保運営方針の必須記載事項としたところであり、引き続き保険者インセンティブ制度(保険者努力支援制度)の評価指標・配点割合の見直し等を適切に実施していく。</p> | → | | |
| — | — | 5 2. ケアマネジメントの質の向上 i. A Iも活用した科学的なケアプランの実用化 | | | |
| | | <p>a. 2019 年度の調査研究事業においては、ケアマネジメントの質の向上や業務効率化に対して一定程度の効果があるとの結論を得た一方で、A Iに学習させるべき教師データが不十分である等の課題も明らかになったことを踏まえ、2020 年度以降、居宅介護支援事業所のケアマネジメントのデータ分析などを通して、A Iの思考過程を明らかにすることや、教師データのさらなる収集・学習、試作システムの試用等の実証検証などについて、調査研究を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>2023 年度老人保健健康増進等事業において、ホワイトボックス型 A Iによるケアプラン作成支援のあるべき姿の実証的な検証及び A I開発のためのケアマネジメントデータ活用基盤整備のあり方の検討等を実施。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| | | b. 取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けて K P I の設定等を検討する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 a の取組の進捗状況を踏まえ、目標について引き続き検討。 | → | | |
| | | 5 2. ケアマネジメントの質の向上 ii. ケアマネジャーの業務の在り方の検討 | | | |
| | | a. 2021 年度介護報酬改定の検証等を通じて、より効果的なケアマネジャーの業務の在り方に関して、科学的介護の取組も踏まえ 2024 年度介護報酬改定等に向けて必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 2023 年度老人保健健康増進等事業において実施した居宅介護支援事業所を対象とした報酬改定に関する調査の結果を踏まえ、必要な対応の検討を実施。 | → | | |
| ○バイオシミラーの品目数(成分数ベース) 【2023 年度末までに品目数を 2020 年 7 月時点からの倍増(20 成分)】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023 年度) 18 成分 ■前回値(2022 年度) 16 成分 | ○バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数 【年 10 社以上】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022 年度) 24 社 ■前回値(2021 年度) 13 社 | 5 3. バイオ医薬品の研究開発の推進等 | | | |
| | | a. バイオ医薬品のデザイン技術開発等に関する研究を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) バイオ医薬品のデザイン技術開発等に資する人材の育成を通じ、バイオ医薬品の研究開発を推進している。 | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 | | |
|------------------------------|----------------------------|--|----|----|----|--|--|
| <p>■初期値(2020年度) 10成分</p> | <p>■初期値(2020年度) 7社</p> | <p>b. 国内に不足しているバイオ医薬品の製造・開発技術を担う人材育成を実施。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 国内でのバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造技術や開発手法を担う人材を育成している。</p> | → | → | → | | |
| | | <p>5 4. バイオシミラーの研究開発・普及の推進等</p> | | | | | |
| | | <p>a. バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアについては、医薬品価格調査に基づき2023年3月に公表した。</p> | → | → | → | | |
| | | <p>b. バイオシミラーの研究開発の推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 国内でのバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造技術や開発手法を担う人材育成を通じ、バイオシミラーの研究開発を推進している。</p> | → | → | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | c. バイオシミラーに係る新たな目標を踏まえ、利用促進のための具体的な方策を検討する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 バイオシミラーに係る新たな目標達成に向けて、2023年5月に「バイオ後続品の普及啓発に係る調査等事業」を開始し、その中に検討委員会を設置し、具体策を検討しており、2023年度中に報告をとりまとめる予定である。 | → | → | |
| | | 5 5. 薬価制度抜本改革の更なる推進 i. 医薬品等の費用対効果の本格実施に向けた検討 | | | |
| — | — | a. 医薬品等の費用対効果評価の活用について、標準的な分析プロセス等の制度の見直しを行った 2022 年度診療報酬改定を踏まえて、適切に薬価等を設定。その影響の検証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2022 年度以降に費用対効果評価の対象として指定された品目を対象に、2022 年度に見直したプロセスに則して費用対効果評価を行い、薬価等を調整した。さらに 2024 年度改定に向けて、制度見直しを検討中。 | → | | |
| | | 5 5. 薬価制度抜本改革の更なる推進 ii. 2021 年度以降毎年薬価改定を実施する。 | | | |
| — | — | a. 2021 年度以降毎年薬価改定を実施する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 2023 年度に薬価改定を実施した。 | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | 5 5. 薬価制度抜本改革の更なる推進 iii. 新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討 | | | |
| | | a. 新薬創出等加算の対象外である品目に関し、同加算の対象品目を比較薬とした薬価算定における比較薬の新薬創出等加算の累積額を控除する取扱いについて検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた 2020 年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(2025 年度以降に実施) 2020 年度改定で講じた措置の対象品目は 2025 年度以降に発生しうるものであり、現時点で対象となり得る品目についての把握を継続的に行っている。2025 年度以降に影響についての検証を実施予定。 | | | → |
| | | b. 2024 年度薬価改定において、「国民皆保険の持続可能性」と「イノベーションの推進」を両立する観点から、新薬創出等加算や長期収載品に関する薬価算定ルールの見直しに向けた検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 2024 年度薬価改定の実施に向けて、中央社会保険医療協議会において検討中。 | → | | |
| | | c. 薬剤流通の安定のために設定された調整幅の在り方について 2024 年度薬価改定において検討。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 調整幅の在り方については、2024 年度薬価改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。 | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| — | — | 5 5. 薬価制度抜本改革の更なる推進 iv. 薬価算定プロセスの透明性の向上について検討 《所管省庁：厚生労働省》 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| — | — | 5 6. 調剤報酬のあり方の検討及び良質な医療の効率的な提供 a. 2022 年度診療報酬改定における、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や調剤料などの技術料を含めた対物業務から対人業務への構造的な転換に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 2022 年度診療報酬改定の影響について検証した。その結果等を踏まえ、2024 年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。 | → | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>b. リフィル処方箋について、2022 年度診療報酬改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な運用や活用策について検討を行い、また、地域差の実態等を確認し、必要な取組を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2022 年度診療報酬改定の検証調査において、リフィル処方箋の実施状況について調査を行い、2023 年 3 月に結果を報告した。また、2023 年度調査についても、調査を行い、2023 年 11 月に中央社会保険医療協議会に結果を報告した。また、国民健康保険の保険者努力支援制度における 2024 年度指標として、市町村が被保険者に対してリフィル処方箋に関する周知・啓発の取組を実施した場合に評価対象とする指標を設定した。さらに、第 4 期医療費適正化計画の基本方針において、分割調剤等その他の長期処方方も併せてリフィル処方箋について必要な取組の検討・実施について記載した。</p> | → | | |
| | | <p>5 7. 適正な処方の在り方について検討 i. 高齢者への多剤投与対策の検討</p> <p>a. 高齢者医薬品適正使用検討会で検討され、厚生労働省が取りまとめたポリファーマシー対策に関する業務手順書等の見直しを検討するなど、病院や地域における取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) ポリファーマシー対策に関する業務手順書等の周知により、病院や地域における取組を推進。なお、業務手順書について、医療機関及び地域薬剤師会向けに実施したアンケート調査の結果を踏まえ、高齢者医薬品適正使用検討会において、必要な見直しを行うこととしている。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| — | — | 57. 適正な処方への在り方について検討 ii. 生活習慣病治療薬について費用面も含めた処方の在り方の検討 | | | |
| | | 《所管省庁：厚生労働省》 | | | |
| ○後発医薬品の使用割合 【後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2022 年度) 集計中 ※2024 年 4 月に集計終了予定。 ■前回値(2021 年度) 73.2%(全都道府県のうち最低値) ■初期値(2020 年度) 73%(全都道府県のうち最低値) ○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 【毎年度全ての都道府県で 80%】 (医療扶助における後発医薬品の数量/医療扶助における薬剤数量の総数) ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022 年度) 使用割合 80%以上達成都道府県数 46 都道府県 ■前回値(2021 年度) | ○後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約 900 品目】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022 年度) 656 品目 ■前回値(2021 年度) 552 品目 ■初期値(2016 年度) 890 品目 ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【毎年度 100%】 (後発医薬品使用促進計画を策定している自治体数/全後発医薬品使用促進計画の策定対象自治体数) ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年度) 100% ■前回値(2022 年度) 100% ■初期値(2016 年度) 99.9% | 58. 後発医薬品の使用促進 a. 普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 講演等により情報提供を行うとともに、YouTube・Facebook 等により後発医薬品の品質、有効性、安全性に関する動画配信を実施している。 | → | → | → |
| | | b. 保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 都道府県や保険者協議会において分析等を行えるよう、後発医薬品の使用割合に係るデータを各都道府県に提供し、P D C A 管理を適切に実施していただくよう周知した。また、2023 年 7 月 20 日に公布した第 4 期医療費適正化計画の基本方針において、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進として、後発医薬品の使用促進に関する協議会の活用を示した。 | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|-----------------------------------|------------|--|----|----|----|
| 47 都道府県 (参考)後発医薬品の使用割合の地域差 | | c. 保険者インセンティブの活用や、保険者ごとの使用割合の公表等により、医療保険者の使用促進の取組を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 保険者インセンティブにおいて後発医薬品の使用割合等を評価しているほか、2022 年 4 月に 2021 年 9 月診療分、2022 年 10 月に 2022 年 3 月診療分の保険者別後発医薬品使用割合を公表している。 | → | → | → |
| | | d. 信頼性向上のため、市場で流通する製品の品質確認検査を行い、その結果について、医療用医薬品最新品質情報集(ブルーブック)に順次追加して公表。また、検査結果を踏まえた立入検査を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2016 年度から後発医薬品の検査について、年間 900 品目を目標に実施している。 ※近年は新型コロナウイルス感染症対策(検査業務含む)により自治体及び試験実施機関の一部である地方衛生研究所の業務が増大していることから、検査数が一部の自治体で減少している。また、前年度と比較し、検査品目数は増加傾向にあるものの、一部の品目について供給量の不足により当初予定した検体が入手できない事例が生じ検査数が減少している。 | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>e. 後発医薬品利用差額通知の送付や医薬品の適正使用の効果も期待されるフォーミュラの作成など、後発医薬品の使用促進を図るための取組支援。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 2023年7月20日に公布した第4期医療費適正化計画の基本方針において、都道府県域内の後発医薬品の薬効別の使用割合のデータ等を把握・分析することにより、使用促進の効果が確認されている差額通知の実施等の保険者等による後発医薬品の使用促進に係る取組を各都道府県で支援することのほか、都道府県域内の医療関係者に対して「フォーミュラの運用について」(2023年7月)の周知をはじめとした必要な取組を進めることを示した。また、保険者インセンティブにおいて、後発医薬品の使用割合や後発医薬品利用差額通知等の後発医薬品の使用促進を行っていることを評価指標としている。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. 改正生活保護法(平成30年10月施行)に基づく生活保護受給者の後発医薬品の使用原則化について、地方自治体において確実に取り組むよう促す。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 生活保護受給者の後発医薬品の使用促進について、地方自治体において策定する後発医薬品使用促進計画の策定率は100%であり、生活保護受給者や指定医療機関等へのリーフレット送付等により、取組を実施している。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>g. 後発医薬品の使用が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 後発医薬品の使用割合が低い都道府県へ委託し、当該都道府県に係る国保レセプトデータ等を分析することにより、使用割合が低い市区町村や年齢層等を把握した上で、普及啓発の支援を実施した。</p> | → | → | → |
| | | <p>h. 後発医薬品も含めた、医薬品の適正使用に資するフォーミュラガイドラインを策定。 ※2023年3月取組終了 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) ガイドライン「フォーミュラの運用について」を策定するとともに、2023年7月7日に関係課室から当該ガイドラインに係る通知を発出し、都道府県や医療関係団体等に対して、医療機関・薬局、市町村等の関係者に対する周知を依頼した。</p> | → | | |
| | | <p>i. 後発医薬品使用割合の見える化・公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討し、実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 医療機関機能別等の後発医薬品使用割合に係るデータ整備等を進めており、2023年度中に必要な対応を行う予定である。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合 【2024年度までに200床以上の病院で40%以下】(200床以上の病院における紹介状なしの初診患者数/200床以上の病院の初診患者数。入院・外来医療等の調査・評価分科会) ⇒進捗状況(b) ■最新値(2023年度) 44.6% ■前回値(2020年度) 34.2% ■前々回値(2017年度) 40.4%</p> <p>※ 前回調査までは対象月が10月だった一方、今回調査の対象月は5月。この点、10月と5月では祝日の日数の違い等から単純に比較することは困難であることに留意が必要。</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月2回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2024年度までに40%】 (地域包括ケアシステムにおいて過去1年</p> | <p>○地域連携薬局の数 【2024年度までに2021年度と比べて50%増加】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 3,672件 ■初期値(2021年度) 2,434件</p> <p>○健康サポート薬局の届出数 【2024年度までに2021年度と比べて30%増加】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 3,077件 ■初期値(2021年度) 2,962件</p> <p>○国及び都道府県による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 【各実施主体において年1回以上】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度) 48回 ■初期値(2021年度)</p> | <p>59. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及</p> <p>a. 病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) ＜かかりつけ医・かかりつけ歯科医＞ (達成) かかりつけ医に関しては、受診の必要性や医療機関の選択等を適切に理解して医療にかかることができれば、国民・患者にとって、必要なときに適切な医療機関にかかることができ、また、医療提供者側の過度な負担が軽減されることで、医療の質・安全確保につながるという観点から、かかりつけ医を持つこと等に関して、周知・広報活動を実施している。</p> <p>＜かかりつけ薬剤師＞ (達成) 「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知を行った。 なお、K P I 第2階層の「地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月2回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数」については、新型コロナウイルス感染症の影響による訪問控え等により、2021年度は一度減少に転じたものの、在宅業務に関する「在宅患者訪問薬剤管理指導料」および「居宅療養管理指導」に係る算定回数は増加しており、在宅業務の実施は増加していると考えられる。</p> | → | → | → |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>間に平均月2回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数(薬局機能情報提供制度による(回答率100%))</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2022年) 34.3%</p> <p>■前回値(2021年) 30.7%</p> <p>■初期値(2020年) 31.3%</p> <p>○健康サポート薬局を活用した施策を行った都道府県数 【2024年度までに2021年度と比べて倍増】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2022年度) 6県</p> <p>■初期値(2021年度) 4県</p> | <p>48回</p> <p>○調剤後薬剤管理指導加算の算定件数 【2024年度までに2021年度と比べて50%増加】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2022年度) 1,119件</p> <p>■初期値(2021年度) 591件</p> | <p>b. 全世代型社会保障構築会議報告書等を踏まえ、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の実施に向けた具体化について、早急に検討を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 かかりつけ医機能が発揮される制度整備について、2023年5月に改正医療法が成立。同年9月に社会保障審議会医療部会において議論を行い、10月に新たに「国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会」を立上げ、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討を開始した。</p> | → | | |
| | | <p>c. 地域包括診療料等の対象疾患の見直し等、かかりつけ医機能に係る2022年度診療報酬改定の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2024年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2022年度診療報酬改定の影響を検証し、かかりつけ医機能に係る診療報酬について、2024年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。</p> | → | | |
| | | <p>d. 「健康サポート薬局」の普及・推進のため、趣旨や考え方について、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、講演、ポスター、HP等により、国民、自治体や薬局関係団体に向けて複数回周知を行っている。</p> | → | | |

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>e. 健康サポート薬局の取組状況・効果や関連法令の改正を踏まえ、必要に応じて制度を見直し。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 健康サポート薬局の取組状況等を踏まえ、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において、健康サポート機能のあり方について検討した。その結果を踏まえ、2023年度予算事業として「健康サポート機能の充実事業」を実施している。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

政策目標

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

⇒達成状況 (a)

給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代が能力に応じて社会保障制度を支え合う仕組みを構築するため、本年5月に健康保険法等の一部を改正し、高齢者医療制度における高齢者負担率の見直し等を行った。今後も医療保険制度の持続可能性を高めるため、その時々的人口構成や経済情勢の変化、医療技術の高度化等の様々な要因に応じて、不断の見直しを行い、適切に対応していく。

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | <p>60. 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討</p> <p>a. マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ検討課題の整理を行うなど関係審議会等において、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2022年12月の社会保障審議会医療保険部会のとりまとめ(議論の整理)において、預貯金口座への付番は開始しているものの、全ての預貯金口座に付番はなされておらず、また、負債を把握することも困難であること等の課題が整理されたことに留意しつつ、引き続き資産に応じた負担の公平性の観点等も踏まえ、検討。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | 6 1. 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる | | | |
| | | <p>a. 2020 年の関係審議会のとりまとめを踏まえ、医療資源の効率的な活用を図る観点から、薬剤給付の適正化に向けて、保険者の上手な医療のかかり方及びセルフメディケーションを推進するとともに、その他の措置についても検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 後期高齢者支援金の加算・減算制度の総合評価指標において、健康保険組合による上手な医療のかかり方及びセルフメディケーションを普及・啓発する取組を推進している。また、経済財政運営と改革の基本方針 2023 において、「医療保険財政の中で、こうしたイノベーションを推進するため、長期収載品等の自己負担の在り方の見直し、検討を進める。」とされていること等を踏まえ、社会保障審議会医療保険部会において、2023 年 9 月から議論を開始した。</p> | → | | |
| — | — | 6 2. 外来受診時等の定額負担の導入を検討 | | | |
| | | <p>a. 2022 年度診療報酬改定における、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関する見直しについて影響の検証を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 紹介状なしの大病院受診時定額負担の導入状況等について 2023 年 5 月に調査を行い、2023 年 10 月、入院・外来医療等の調査・評価分科会において報告した。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| — | — | 6 3. 医療費について保険給付率(保険料・公費負担)と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討 | | | |
| | | a. 医療費の財源構造、医療保険制度の比較、実効給付率の推移と要因分析、生涯医療費の分析内容を含む資料について、わかりやすさを重視したうえで、年1回関係審議会において報告するとともに、ホームページ上で公表する。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 2023年10月27日に開催した社会保障審議会医療保険部会において報告するとともに、ホームページに公表した。 | → | → | → |
| — | — | 6 4. 介護のケアプラン作成に関する給付の在り方について検討 | | | |
| | | a. ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に結論を出す。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 2022年12月の社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「ケアマネジメントに求められる役割、I C Tやデータの利活用に係る環境変化、意思決定支援等の重要性の増加等を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保の観点から、第9期介護保険事業計画期間を通じて、包括的な方策を検討する必要がある。」とされていることも踏まえ、現在、ケアマネジメントの質の向上等について、引き続き検討中。 | → | → | → |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | <p>6 5. 介護の多床室室料に関する給付の在り方について検討</p> <p>a. 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入については、在宅でサービスを受ける者との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等、これまでの介護保険部会における意見を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期介護保険事業計画に向けて結論を得る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 経済財政運営と改革の基本方針 2023 において、多床室の室料負担について「年末までに結論を得る」とこととされた。これを踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会において議論を行っている。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | 66. 介護の軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討 | | | |
| | | <p>a. 軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出す。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、2022年12月の社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「従前相当サービスやそれ以外のサービスの事業内容・効果について実態把握・整理を行うとともに、担い手の確保や前回制度見直しの内容の適切な推進も含め、総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」とされていることを踏まえ、現在、総合事業の充実のための方策等について、引き続き検討中。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 2024年度以降の運用のあり方について、検討を実施(2023年度中に法令上の措置を実施)。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会や介護給付費分科会等における議論等を踏まえ、必要な対応を検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い一部の品目の貸与と販売の選択制の導入等について、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会で取りまとめを行い、介護給付費分科会において、検討を実施。</p> | → | | |
| | | <p>67. 医療・介護における「現役並み所得」等の判断基準の見直しを検討</p> <p>a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、医療保険部会におけるとりまとめを踏まえ、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担導入)の施行の状況等を注視する必要があることに留意しつつ検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 社会保障審議会医療保険部会において、「判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しの施行の状況等を注視する必要があることに留意しつつ検討」とされており、2024年4月からの医療保険制度改正による保険料引き上げの影響等を踏まえつつ、引き続き検討。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>b. 介護における「一定以上所得」(2割負担)の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期介護保険事業計画に向けて結論を得る。</p> <p>また、「現役並み所得」(3割負担)の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p> <p>※次期介護保険事業計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 経済財政運営と改革の基本方針 2023 において、利用者負担の一定以上所得の判断基準について「年末までに結論を得る」とされた。これを踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において議論を実施。</p> | → | | |
| — | — | <p>68. 介護保険の1号保険料負担の在り方を検討</p> <p>a. 介護保険の1号保険料について、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期介護保険事業計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(未達) 経済財政運営と改革の基本方針 2023 において、1号保険料の在り方について「年末までに結論を得る」とされた。これを踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において議論を実施。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | <p>69. 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討</p> <p>a. 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、2022年度診療報酬改定での対応も踏まえ、引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 費用対効果評価の更なる積極的な活用の在り方や、費用対効果の高い又は経済性に優れた医療機器等に対する診療報酬上の取扱いについて、2024年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、必要な対応を検討中。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| — | — | ③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討 | | | |
| | | 《所管省庁：厚生労働省》 | | | |
| | | ⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築 | | | |
| <p>○在宅サービスのサービス量進捗状況【2023年度までに100%】(第8期介護保険事業計画の実績値/第8期介護保険事業計画の計画値。介護保険事業状況報告)</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 95.5% ■前回値(2021年度) 93.7% ■初期値(2021年度) 93.7% | <p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第8期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【2023年度までに100%】(第8期介護保険事業計画の実績値/第8期介護保険事業計画の計画値。)</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) <ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護 82.5% 看護小規模多機能型居宅介護 74.7% 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 90.0% ■前回値(2021年度) <ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護 83.7% 看護小規模多機能型居宅介護 | <p>a. 第8期介護保険事業(支援)計画(2021～2023年度)に基づき、推進</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向けた取組として、介護サービスの基盤整備については、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護保険事業(支援)計画に基づき実施する介護施設等の整備や介護従事者の確保に対する支援を実施。</p> <p>認知症総合支援事業については、市町村が取り組む認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置、認知症の人・家族のニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)を促進するために必要な経費を補助し、取組を推進。</p> <p>生活支援体制整備事業についても、必要な経費を補助し、取組を推進。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

68.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
81.2%
■初期値(2021 年度)
小規模多機能型居宅介護 83.7%
看護小規模多機能型居宅介護
68.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
81.2%

○在宅患者訪問診療件数
【2020 年医療施設調査からの増加】
⇒進捗状況(N)

■最新値(2020 年)
1,477,229 件
■前回値(2017 年)
1,228,040 件
■初期値(2014 年)
1,072,285 件

※次回の数値は 2023 年医療施設調査
において、2024 年 11 月下旬頃に公表
を予定している。

○認知症総合支援事業、生活支援体
制整備事業の実施保険者
【2022 年度までに 100%を達成】(実施
保険者／全保険者。地域支援事業交
付金実績報告、認知症総合支援事業
等実施状況調べ等)

認知症総合支援事業
⇒進捗状況(N)
■最新値(2022 年度)
集計中(R4 年度実績)
■前回値(2021 年度)
99.7%
■初期値(2017 年度)
87.8%

b. 第 7 次医療計画(2018～2023 年度)に基づき、推進。
《所管省庁：厚生労働省》

⇒達成状況(達成)

第 7 次医療計画(2018～2023 年度)に基づき、在宅
医療の提供体制に求められる「退院支援」、「急変時の対
応」、「看取り」のそれぞれの機能ごとの目標について、それぞ
れ具体的な数値目標を記載するように努めさせることにより、
都道府県の在宅医療の体制構築の取組を推進。

→

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| | 生活支援体制整備事業 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度)93.6% ■前回値(2021年度)92.0% ■初期値(2017年度)87.6% | | | | |
| ○年間新規透析患者数 【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021年度)40,511人 ■前回値(2020年度)40,744人 ■初期値(2016年度)39,344人 ○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下 ※2023年度以降以降の目標については2023年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023年度)なし ■前回値(2016年度)1,000万人 ※指標を国民健康・栄養調査の大規模調査(4年に1度)のデータからとっているところ、新型コロナウイルスによる調査中止等によって次回の大規模調査は2024年を予定しており、最新値が得られるのは当該調査結果が公表される2025年度中(予定)。 | ○先進・優良事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】(先進・優良事例を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数/データヘルス計画策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査(回答率96.8%)) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度)77.3% ■前回値(2021年度)74.7% ■初期値(2016年度)30.5% ○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】(データヘルスに対応する健診機関を活用している保険者数/データヘルス計画を策定の保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.8%)) ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度)76.1% ■前回値(2021年度)73.5% ■初期値(2016年度)48.1% | ②1 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等 i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施 a. 関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。 ※2025年度以降も必要に応じて実施 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) グレーゾーン解消制度の申請があった場合に、随時対応している。 | → | → | → |
| | | ②2 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等 ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見等の活用を促進 a. 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」や「QOLを高める保険外(自費)サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関する | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022 年度までに 2008 年度と比べて 25%減少)】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021 年度) 13.8% ■前回値(2020 年度) 10.9% ■初期値(2009 年度) 4.7% | <p>○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者 【データヘルス計画策定の保険者において 100%】(加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者数 / データヘルス計画を策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%)) ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022 年度) 66.9% ■前回値(2021 年度) 66.8% ■初期値(2020 年度) 60.9% <p>○保険者とともに健康経営に取り組む企業数 【2025 年度までに 10 万社以上】 日本健康会議から引用 ⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022 年度) 231,361 社 ■前回値(2021 年度) 129,040 社 ■初期値(2021 年度) 129,040 社 <p>○感染症の不安と共存する社会においてデジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者数 【2025 年度までに 2,500 保険者以上】 日本健康会議から引用</p> | <p>るポイント集・事例集」や「QOL を高める保険外(自費)サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について引き続き会議体等により周知を実施。 さらに、2022 年度の調査研究事業を踏まえ、「生活支援コーディネーターおよび協議体による保険外サービス活用促進の取組事例」をまとめ、具体的な市町村事例の周知を実施。</p> | | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| | ⇒進捗状況 (B) ■最新値(2022年度) 158 保険者 ■前回値(2021年度) 109 保険者 ■初期値(2020年度) 85 保険者 | | | | |
| ○終了した研究に基づき発表された成果数(論文、学会発表、特許の件数など) 【前年度と同水準】 ⇒進捗状況 (a) ■最新値(2022年度) 992 件 ■前回値(2021年度) 141 件 ■初期値(2019年度) 90 件 | ○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採点に基づく、採択課題の継続率 【2023年度に100%】 ⇒進捗状況 (A) ■最新値(2022年度) 100% ■前回値(2021年度) 100% ■初期値(2020年度) 100% | ②3 マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組 iii 医療等分野における研究開発の促進 a. 医療等分野のデータを活用した研究開発を促進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況 (達成) 医療等分野のデータを活用した研究開発を促進している。具体的には、臨床研究等 I C T 基盤構築・人工知能実装研究において、次世代医療情報交換標準規格(F H I R)を用いた P H R 統一プラットフォームの開発研究を2022年度に完了した。また、次世代医療基盤法に基づく、認定匿名加工医療情報の作成事業者から提供された匿名加工医療情報について A I 技術を用いた研究に利活用する際の技術的課題を明らかにする研究、仮名加工情報を A I 医療機器開発に利活用する際の課題を整理する研究等を進めている。 | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| — | — | ㉔ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討 i 高額療養費制度の在り方 《所管省庁：厚生労働省》 | | | |
| — | — | ㉕ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討 ii その他の課題 a. 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒達成状況(達成) 前期高齢者の医療給付費を保険者間で財政調整する仕組みにおいて、2024年4月から被用者保険者間で報酬水準に応じた調整を部分的に導入することとした。 | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----|----|----|
| <p>○頻繁な価格交渉の改善 【200床以上の病院、20店舗以上の調剤薬局チェーンにおける、年間契約の割合 2025年度末までに60%以上(軒数ベース、金額ベース)】 ⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2022年度) 【200床以上の病院】 軒数ベース:66.0%,金額ベース:44.4% 【20店舗以上のチェーン薬局】 軒数ベース:48.7%,金額ベース:46.1%</p> <p>■前回値(2021年度) 【200床以上の病院】 軒数ベース:61.5%,金額ベース:44.8% 【20店舗以上のチェーン薬局】 軒数ベース:48.1%,金額ベース:45.4%</p> <p>■初期値(2020年度) 【200床以上の病院】 軒数ベース:46.7%,金額ベース:37.1% 【20店舗以上のチェーン薬局】 軒数ベース:48.5%,金額ベース:48.6%</p> | <p>○医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率 【2022年度の調査結果を踏まえて新たな指標を設定】 ⇒進捗状況(F)</p> <p>■最新値(2022年度) 精査中</p> <p>■前回値(2021年度) 販売包装単位：約92～98% 元梱包装単位：約96～100%</p> <p>■初期値(2020年度) 販売包装単位：約68～86% 元梱包装単位：約86～98%</p> | <p>③4 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>a. 「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(2021年11月改訂)に基づき、流通改善に取り組むとともに、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(2021年11月改訂)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。</p> </div> | → | → | → |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| — | — | ③⑤ 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討 | | | |
| | | <p>a. 医療機器の流通に関して関係団体との協議を踏まえ、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) 医療機器の流通に関しては関係団体との協議、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討、医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。</p> | → | → | → |
| — | — | ③⑧ 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明 | | | |
| | | <p>a. 診療報酬改定の内容について分かりやすい周知を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成) ホームページ上での説明資料の公開や YouTube の説明動画の掲載など診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知を実施した。</p> | → | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| — | — | <p>③⑨ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討</p> <p>i マクロ経済スライドの在り方</p> <p>a. 2021年4月に施行された、名目手取り賃金変動率がマイナスで、かつ名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、名目手取り賃金変動率にあわせて年金額を改定するルールに対応していくとともに、マクロ経済スライドの仕組みの在り方について、2020年改正法の検討規定に基づき、今後の検討課題について省内で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 マクロ経済スライドの仕組みの在り方について、第8回社会保障審議会年金部会において、現行制度や関連データについて示し、議論を行った。</p> | → | → | |
| | | <p>③⑨ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討</p> <p>iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し</p> <p>a. 公的年金制度の所得再分配機能の強化について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定、附帯決議に基づき、省内で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 年金制度の所得再分配機能の在り方等について、第8回社会保障審議会年金部会において、現行制度や関連データについて示し、議論を行った。</p> | → | → | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>b. 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。 《所管省庁：財務省》</p> <p>⇒達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年6月、政府税制調査会において、働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制について、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえながら丁寧に検討する必要があるとされた。また、税制が、給与・退職一時金・年金の支払や受給に関する企業や個人の選択にできるだけ影響を及ぼさないよう、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスにも留意しつつ、引き続き、中立的な税制のあり方を検討していく必要があるとされた。 | | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----|----|----|
| <p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【2025年度までに50%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者の数/就労支援事業等の参加者数) ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 36.2% ■前回値(2020年度) 34.4% ■初期値(2016年度) 42.4% <p>○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合) 【2025年度までに45%】 (「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯数/「その他の世帯」数) ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 34.0% ■前回値(2020年度) 36.3% ■初期値(2016年度) 36.6% <p>○被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者 【2025年度までに26%】</p> | <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率 【2025年度までに65%】 (就労支援事業等の参加者数/就労支援事業等の参加可能者数) ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 49.1% ■前回値(2020年度) 48.7% ■初期値(2016年度) 36.4% <p>(参考)就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体 【毎年度100%】 (頻回受診対策を実施する自治体/頻回受診対策の実施対象自治体数) ⇒進捗状況(N)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) ※11月中に確定予定 ■前回値(2022年度) 98.6% ■初期値(2016年度) 100% | <p>④0 就労支援を通じた保護脱却の推進等のための自立支援に十分取り組む</p> <p>a. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 就労支援事業等の既存事業の積極的な活用を促し、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立を促進する。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業が効率的かつ効果的なものになるよう、就労支援員全国研修会等の研修を通じて就労支援員等に対して、自治体の好事例を周知し、横展開等を行っている。 ・ 就労意欲の喚起の観点から、日常生活自立・社会生活自立に関する支援が必要であるため、就労支援準備事業について、就労支援員全国研修会での支援事例の横展開を行った。また、生活保護の指導職員向けの会議において、同事業を周知・横展開するとともに、日常生活自立・社会生活自立を含め、自立支援プログラムの都道府県毎のプログラム策定率や策定数を見える化し、自治体での取組を推進している。 | → | → | → |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|------------|---|----|----|----|
| <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 21.6% ■前回値(2020年度) 23.5% ■初期値(2020年度) 23.5% <p>○被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者 【2025年度までに28%】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 25.6% ■前回値(2020年度) 25.6% ■初期値(2020年度) 25.6% <p>(参考)就労支援事業等の参加者の就労・増収率についての自治体ごとの状況</p> <p>(参考)「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合</p> | | <p>④1 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p> <p>a. 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、「医療扶助に関する検討会」の議論等を踏まえ、更なる適正化に向けた検討を行う。また、その他医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、E B P Mの観点も踏まえて検討を行う。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者健康管理支援事業等において、適正受診指導や健診受診勧奨を含む医療扶助の適正化に係る取組を推進した。 ・ 頻回受診対策については、「医療扶助に関する検討会」の議論等を受けて、2022年12月に公表した社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の「中間まとめ」を踏まえ、オンライン資格確認システムを活用した早期助言を図ること等について、検討を進めている。 ・ また、E B P Mの観点を踏まえた効果的な事業の推進についても、同中間まとめを踏まえ、都道府県が広域的な観点から、市町村に対して取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行うこと等について、検討を進めている。 | → | → | → |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|------------|--|----|----|----|
| <p>【2024年度において2020年度比2割以上の改善】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 44.8% ■前回値(2020年度) 49.0% <p>(2016年度 52.3%)</p> <p>(参考)生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差</p> | | <p>b. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業が効率的かつ効果的なものになるよう、就労支援員全国研修会等の研修を通じて就労支援員等に対して、自治体の好事例を周知し、横展開等を図っている。 ・ 就労意欲の喚起の観点から、日常生活自立・社会生活自立に関する支援が必要であるため、就労支援準備事業について、就労支援員全国研修会での支援事例の横展開を行った。また、生活保護の指導職員向けの会議において、同事業を周知・横展開するとともに、日常生活自立・社会生活自立を含め、自立支援プログラムの都道府県毎のプログラム策定率や策定数を見える化し、自治体での取組を推進している。 | → | → | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>c. 級地制度について、生活保護基準の次期検証結果等も踏まえ、あり方の検討を行う。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 級地制度については、社会保障審議会生活保護基準部会における消費実態の検証(2022年)等を踏まえ、現行の6区分の級地を維持することとともに、「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議におけるこれまでの議論の整理」(2022年)を踏まえ検討した結果、各市町村の級地指定を見直すべき有意な結果は得られなかった。今後、生活保護基準の次期検証結果等も踏まえ、あり方の検討を行う予定である。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 中長期的課題として、都道府県のがバナンスを強化する観点から、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況 医療扶助については、「医療扶助に関する検討会」の議論等を受けて、2022年12月に公表した社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の「中間まとめ」を踏まえ、都道府県が広域的な観点から、市町村に対して取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行うこと等について、検討を進めている。</p> | → | → | → |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| | | <p>④ 生活保護制度について、更なる自立促進のための施策等を検討し、必要な見直し</p> <p>※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業が効率的かつ効果的なものになるよう、就労支援員全国研修会等の研修を通じて就労支援員等に対して、自治体の好事例を周知し、横展開等を図っている。 ・ 就労意欲の喚起の観点から、日常生活自立・社会生活自立に関する支援が必要であるため、就労支援準備事業について、就労支援員全国研修会での支援事例の横展開を行った。また、生活保護の指導職員向けの会議において、同事業を周知・横展開するとともに、日常生活自立・社会生活自立を含め、自立支援プログラムの都道府県毎のプログラム策定率や策定数を見える化し、自治体での取組を推進している。 | → | → | → |
| <p>(参考)生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【毎年度 75%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者数/就労支援プラン対象者数。生活困窮者自立支援統計システム)</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 35% ■前回値(2020年度) 27% ■初期値(2016年度) | <p>(参考)福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数の割合 【毎年度年間新規相談件数の 50%】 (自立生活のためのプラン作成件数/年間新規相談件数。生活困窮者自立支援統計システム)</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 26% ■前回値(2020年度) 18% ■初期値(2016年度) | <p>④ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p> <p>a. 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>就労準備支援事業や家計改善支援事業を実施していない、または実施しているものの課題を抱えている自治体の中で、希望する自治体に有識者を派遣する自治体・支援員コ</p> | → | → | → |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>71%</p> <p>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【毎年度 90%】 (自立に向けての改善が見られた者数/自立生活のためのプラン作成者数。生活困窮者自立支援統計システム) ⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2021 年度) 79%</p> <p>■前年度値(2020 年度) 83%</p> <p>■初期値(2019 年度) 85%</p> | <p>30%</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合【毎年度プラン作成件数の 60%】 (自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数/自立生活のためのプラン作成件数。生活困窮者自立支援統計システム) ⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2021 年度) 54%</p> <p>■前年度値(2020 年度) 55%</p> <p>■初期値(2016 年度) 48%</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2025 年度までに 40 万件】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2021 年度) 555,779 件</p> <p>■前年度値(2020 年度) 786,163 件</p> <p>■初期値(2016 年度) 222,426 件</p> <p>(参考)自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数</p> <p>(参考)任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率</p> <p>(参考)就労準備支援事業及び家計改善支援事業の利用件数</p> | <p>ンサルティング事業を実施し、広域展開での実施の提案等自治体の状況に応じてきめ細やかに支援をしている。</p> <p>自治体の自立相談支援機関においては、就労・増収等を通じた自立を促進するため、自立生活のためのプランの中に就労支援を盛り込むこと等を通じ、対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度等の利用を促進。</p> | | | |

社会保障 5. 給付と負担の見直し

(再掲)

- ① 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)(社保-38)
- ② 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討(社保-38)
- ④ 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討(社保-40)
- ⑤ 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正(社保-42 i)
- ⑥ 地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が 27 年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)(社保-42 i)
- ⑨ かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討(社保-59)
- ⑩ 看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討(社保- 50 i (特定行為研修制度の推進))
- ⑪ 都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組
 - i 地域医療介護総合確保基金による病床のダウンサイジング支援(社保-38)
 - ii 医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第 14 条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討(社保-42 iii)
 - iv 都道府県の体制・権限の整備の検討(社保-38)
- ⑫ 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築(社保-16、19、20)
- ⑬ 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒して反映(社保-42 i)
- ⑭ 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計
 - i 2018 年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立(社保-29)
 - ii 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映(社保-51)
 - iii 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化(社保-29)
 - iv 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方(社保-13)
- ⑮ ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進(社保-20)
- ⑯ セルフメディケーションの推進(社保-59)
- ⑰ 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討(社保-44、45)
- ⑱ 高齢者のフレイル対策の推進(社保-21)
- ⑲ 「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進(社保-18 i、ii)
- ⑳ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開(社保-27、28)
- ㉒ 介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大や I C T・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上(社保-50 vi (I C T・介護ロボットの活用)、34(介護助手など多様な人材の活用)、50 iii (事業経営の規模の拡大))

社会保障 5. 給付と負担の見直し

(再掲)

- ㉓ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組
 - i 医療保険のオンライン資格確認の導入(社保-2)
 - ii 医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性向上(社保-7、8)
- ㉔ 医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討(社保-60)
- ㉕ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討
 - i 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討(社保-66(軽度者に対する生活援助サービス))
 - ii 医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す(社保-55 i)
 - iii 生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方針等の検討(社保-57 ii)
 - iv 市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討(社保-61)
- ㉖ 後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる(社保-58)
- ㉗ 後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討(社保-55 iii)
- ㉘ 基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討(社保-55 iii)
- ㉙ 市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化(社保-55 ii)
- ㉚ 薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討(社保-55 ii)
- ㉛ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す(社保-59)
- ㉜ 平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し(社保-56)
- ㉝ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討
 - ii 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大(社保-32)
 - iii 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方(社保-33)
- ㉞ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
- b マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、2023年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。(社保-2)
- ㉟ 2021年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し
 - a 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進(社保-㉟ a)
 - b 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う(社保-㉟ c)

2. 社会資本整備等

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Construction の推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

・i-Construction について、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。

⇒進捗状況(A)

最新値(2022年度末)

ICT土工：約33%、ICT舗装工：約34%、ICT浚渫工：約35%、ICT浚渫工(港湾)：集計中の時間短縮効果

前回値(2021年度末)

ICT土工：約32%、ICT舗装工：約35%、ICT浚渫工：約29%、ICT浚渫工(港湾)：約16%の時間短縮効果

初期値(2018年6月)

ICT土工：31.2%の時間短縮効果

・また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <p>○ICT土工の実施率(直轄事業) 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <p>■最新値(2022年度末) 87%</p> <p>■前回値(2021年度末) 84%</p> <p>■初期値(2019年度) 79%</p> | <p>○ICTの活用対象 【橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2022年度末) 土工、舗装工、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、舗装工(修繕工)、構造物工(橋梁上部・橋脚・橋台・基礎工)、基礎工、小規模工(床堀工・小規模土工)浚渫工(港湾)、基礎工(港湾)、ブロック据付工(港湾)、海上地盤改良工(床堀工・置換工)(港湾)</p> <p>■前回値(2021年度末) 土工、舗装工、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、舗装工(修繕工)、構造物工(橋梁上部・橋脚・橋台)、基礎工、浚渫工(港湾)、基礎工(港湾)、ブロック据</p> | <p>1. ICTの活用(i-Constructionの推進)</p> <p>a. 3次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、ICT活用工種について、構造物工や小規模工事等への更なる適用拡大を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 構造物工(基礎工)、小規模工事(床堀工、小規模土工)について基準類を策定し、2022年度より運用を開始している。2023年度より橋梁上部工の運用を開始した。</p> <p>b. 小規模を除く公共工事においてBIM/CIMを原則適用とする。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年度より、小規模を除く公共工事において、BIM/CIMの原則適用を開始した。</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|--|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | <p>付工(港湾)、海上地盤改良工(床掘工・置換工)(港湾)</p> <p>■初期値(2016年度末) 土工</p> | <p>c. 中小建設業、地方公共団体へのICT施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、受発注者を対象とした講習会の実施、業界全体でICT施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>小規模工事(土工)について積算基準を策定し、2022年度より運用を開始した。 ICT普及に向け経営者向け講習会以外にも、地方自治体の発注者、監督、施工者を対象に講習会を全国で実施している。また、ICT施工に関しアドバイスを行える人材や組織の育成についても、講習を含め取組を展開している。</p> <p>d. 国土交通省におけるICT施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上(作業時間短縮効果から算出)を2024年度に実現するなど、ICT施工等により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。 (参考)単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2019年度6.6%(2015年度比の増加率) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>ICT活用による作業時間短縮効果から算出した直轄事業の建設現場の生産性については、約21%(2022年度末時点)に向上している。引き続き、建設現場全体での生産性向上に取り組む。</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(下記の3つの指標) 【目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】 ⇒進捗状況(F)</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数 ■最新値(2022年) 302万人 最新値と同様に暦年での前回、初期の参考値は下記のとおり ■前回参考値(2021年) 311万人 ■初期参考値(2018年) 328万人 ※月次調査の数値は、年間通じて変動幅があることを勘案し、定点観測の観点から、今回から暦年数値によるモニターに改善。</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数 ■最新値(2022年) 4.2万人 ■前回値(2021年) 4.2万人 ■初期値(2018年) 3.9万人</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額 ■最新値(2022年) 4,511千円 ■前回値(2020年) 4,511千円</p> | <p>○建設業許可業者の社会保険への加入率 【2025年度までできるだけ早期に100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年10月) 99.5% ■前回値(2021年10月) 98% ■初期値(2017年10月) 97%</p> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率 【2023年度末までに100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年10月末) 6% ■前回値(2021年10月末) 2.6% ■初期値(記載なし)</p> <p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合 【前年度比で低下】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年) 107.6% ■前回値(2020年) 88.0% ■初期値(2018年) 71.4%</p> <p>○入職者に占める女性の割合 【前年度比で上昇】 ⇒進捗状況(a)</p> | <p>2. 中長期的な担い手の確保</p> <p>(技能労働者の処遇改善) a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) ・建設業法を改正し、2020年度に、社会保険加入を建設業許可の要件とした。 ・2024年6月に、社会保険の加入促進をはじめとした、技能者の処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会を開催し、社会保険の加入促進につながる取組として、法定福利費の確保を強化することを、建設業団体、発注者団体を交えて確認した。 ・建設事業者の社会保険の加入や賃金の支払い状況、工事における法定福利費の確保について9月に調査を実施しフォローアップを行った。</p> <p>b. 技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 安定的・持続的な公共投資の確保に努めるとともに、2022年12月に地方公共団体に対して同様の要請を行った。 また、適正な予定価格の設定、適切な契約変更の徹底及びダンピング対策については、国土交通省直轄工事における適切な対応に加え、地方公共団体においても必要な取組を進めるよう2022年12月に要請を行った。 さらに、都道府県に比べて取組が遅れている市町村に対して、都道府県公契連を通じて入札契約改善の周知徹底を</p> | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>■ 初期値(2018年) 4,625千円</p> <p><参考値>(2023年6月) 「毎月勤労統計調査」から算定する日額賃金支給額賃金支給額 18,983円</p> | <p>■ 最新値(2022年) 26.8%</p> <p>■ 前回値(2020年) 20.5%</p> <p>■ 初期値(2018年) 20.5%</p> | 行った。 | | | |
| | | <p>(働き方改革)</p> <p>a. 2024年4月からの罰則付時間外労働規制の適用を見据え、中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」の周知等を行う。また、新・担い手3法の施行により、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、工期の適正化に向けた取組を推進する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず周知を図るとともに、民間工事における工期の実態調査を行い、その結果を踏まえて働きかけを実施した。</p> | → | | |
| | | <p>b. 担い手の更なる入職・定着に向けて、施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>施工時期の平準化については、公共工事の各発注者に対して、必要な取組を進めるよう2022年12月に要請するとともに、都道府県に比べて取組が遅れている市町村に対して、都道府県公契連を通じて入札契約改善の周知徹底を行った。</p> | → | → | → |
| | | <p>(人材育成)</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の実施等を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------------------------|----------------------------|---|----|----|----|
| | | <p>あらゆる現場においても建設技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備として、市販の安価なカードリーダー導入のためシステム改修を実施した。また、ネット環境が構築できない現場を考慮し、ロギング機能を開発。能力評価制度の普及・拡大策として、基準が策定されていない分野について専門工事業団体への基準作成等支援を行っている。新たに能力評価基準を3分野追加、その前段階となる登録基幹技能者講習団体は2団体追加となった。</p> <p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(2020年1月策定)」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和4年度は、女性の就業継続の観点から建設キャリアアップシステムの導入促進を行い、事例の水平展開を実施した。 令和5年度は、中小建設企業における柔軟な働き方の導入に向けた事例集を作成予定である。</p> | | | |
| <p>— (次年度以降の改定で記載)</p> | <p>— (次年度以降の改定で記載)</p> | <p>3. インフラデータの有効活用</p> <p>(連携型インフラデータプラットフォーム)</p> <p>a. 内閣府(科学技術・イノベーション担当)において関係省庁と連携し、インフラ分野での連携型データプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始する。技術面・事業面などの観点でのインパクトや実現性の分析調査を行い、有用性の高いシステムの研究開発を進めるとともに、各種インフラデータの連携に関する取組をまとめたロードマップを作成する。(2026年度</p> | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|--|----|----|----|
| | | <p>以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)第3期課題「スマートインフラマネジメントシステムの構築」において取組みを推進した。今年度は、初研究者公募を行い実施体制の構築に取り組んだ。</p> | | | |
| | <p>○維持管理データベースと連携する累積データベース数(施設管理者) 【毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年) <国土交通省> 道路：1812者 (2023年10月時点) 河川：0(2023年10月時点) ダム：0(2023年10月時点) 砂防：0(2023年10月時点) 海岸：0(2023年10月時点) 鉄道：0(2023年10月時点) 港湾：166者 (2023年10月時点) 空港：56空港 (2023年3月時点) 航路標識：0</p> | <p>b. 次年度以降、改革工程表においてK P I 第1階層、第2階層を設定する。その際、インフラデータ連携によるインフラ維持管理の効率化への寄与にも留意する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 改革工程表におけるK P I 第1階層、第2階層を設定した。</p> | → | → | → |
| | <p>(各インフラ分野の維持管理データベース) a. インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p><国土交通省> ⇒進捗状況(達成) 所管8分野においてデータベースを構築済みであり、1分野において現在構築中である。 <農林水産省> ⇒進捗状況(達成) 農林水産省では、「農業水利ストック情報データベース」を整備し、インフラ施設の諸元情報及び維持管理情報等を蓄積している。</p> | → | → | → | |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|---|------------------|----|----|----|
| | <p style="text-align: center;">(2023年10月時点)</p> <p><農林水産省> 0件</p> <p><文部科学省> 全自治体(都道府県・市区町村)(2023年11月時点)</p> <p><環境省> 0件(2023年3月時点)</p> <p>■前回値(2022年)</p> <p><国土交通省> 道路：0(2022年7月時点) 河川：0(2022年3月時点) ダム：0(2022年3月時点) 砂防：0(2022年3月時点) 海岸：0(2022年3月時点) 鉄道：0(2022年9月末時点) 港湾：166者(2022年3月時点) 空港：49空港(2022年3月末) 航路標識：0 (2022年10月時点)</p> <p><農林水産省> 0件</p> <p><文部科学省> 全自治体(都道府県・市区町村) (2022年11月時点)</p> <p><環境省> 0件</p> <p>■初期値(記載なし)</p> | | | | |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] 】 ⇒進捗状況(a)</p> <p>■最新値(2022年度末) 約170万件</p> <p>■前年度値(2021年度末) 約150万件</p> <p>■初期値(2017年度) 0万件</p> | <p>○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] 】 ⇒進捗状況(b)</p> <p>■最新値(2022年度末) 17件</p> <p>■前年度値(2021年度末) 17件</p> <p>■初期値(2017年度) 未構築</p> | <p>(国土交通データプラットフォーム) a. 国土交通データプラットフォームについて、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年に国土交通データプラットフォームを概成した。引き続き、利用者ニーズを踏まえ、連携データの拡充およびデータ連携のための標準化や機能強化に取り組む。</p> | → | → | → |
| | | <p>(研究開発の推進) a. 官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2022年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分) 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省策を誘導した(2022年度にてP R I S M施策終了)。</p> | → | | |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| <p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p> | <p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業) 【100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 100% ■前回値(2021年度) 100% ■初期値(2017年度) 100%</p> | <p>4. 重点プロジェクトの明確化</p> <p>(ストック効果の把握・事業評価) a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》 ⇒進捗状況(達成) 事後評価等において事業実施後のストック効果を把握するとともに、事前評価において事業実施によって見込まれるストック効果を検討するなどP D C Aサイクルを活用した取組を行っている。</p> <p>b. 公共事業における事業評価について、評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》 ⇒進捗状況(達成) 「政策評価に関する基本計画」に基づき、事業評価を実施した。</p> | <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| — | — | <p>(交付金事業・補助事業)</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定などの政策目的の実現性を評価する取組を行った。</p> | → | → | → |
| <p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度) 411者 ■前年度値(2020年度) 374者 ■初期値(2019年度) 288者</p> | <p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数 【毎年度増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年7月末) 1,343者 ■前年度値(2022年9月末) 1,270者 ■初期値(2020年11月) 856者</p> | <p>5. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>(包括的民間委託)</p> <p>a. 包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) モデル自治体のケーススタディにより、包括的民間委託導入の手引きを作成・公表し、インフラメンテナンス国民会議や全国セミナーを活用しながら全国展開を行うことで、自治体における包括的民間委託の導入促進を実施。</p> | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合 【2030年までに100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年) <国土交通省> 69%(2023年3月末) <農林水産省> 34%(2023年3月末) <厚生労働省> 85.3% <文部科学省(学校施設)> 2%(2023年4月時点) <文部科学省(社会教育施設)> 1%(2023年4月時点) <環境省(国立公園)> — <環境省(一般廃棄物処理施設)> 3.9%(2023年3月時点) ■前回値 <国土交通省> 46%(2021年3月末) <農林水産省> 31%(2021年3月末) <厚生労働省> 79%(2022年5月末) <文部科学省> — <環境省(国立公園)> 11%(2022年4月末) <環境省(一般廃棄物処理施設)> 調査中 ■初期値(記載なし)</p> | <p>○新技術の現場試行累積数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度) 64技術 ■前回値(2021年度) 46技術 ■初期値(2018年12月) 17技術</p> <p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数 【2025年末までに3,000者】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年7月) 2,799者 ■前回値(2022年9月) 2,682者 ■初期値(2018年12月) 1,596者</p> | <p>(新技術導入促進による業務効率化) a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。 (2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》 ⇒進捗状況(達成) インフラメンテナンス国民会議等において、新技術の現場試行累積数を増加させるため、ニーズとシーズのマッチングイベント等を実施した。また、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を実施した。</p> <p>b. アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果(コスト縮減・工程短縮等)を把握する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》 ⇒進捗状況(達成) 新技術導入によるメンテナンスコストの縮減・質の向上等の事例の収集・整理を実施した。</p> <p>(インフラメンテナンス国民会議) a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》 ⇒進捗状況(達成) インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野を取扱うイベントを開催した。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|--|-----|----|---------|---------|------|-----|-----|--------|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|-----|----|-----|-----|------|-------|-------|------|-----|-----|--------|-----|-----|----|-------|-------|----------|-------|-------|------|-----|-----|------|-----|-----|----------|-------|-----|------|-----|-----|-------|-----|-----|----------|-----|-----|--|--|-----|-----|--|---------|---------|------|-----|-----|--------|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|-----|----|-------|-----|------|-------|-------|------|-----|-------|--------|------|------|----|------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|-------|------|------|--|---|---|---|
| — | — | <p>(インフラ長寿命化計画のフォローアップ)</p> <p>a. 定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる(新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等)。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>第2次行動計画の取組状況のフォローアップを行い、各施策の進捗状況を把握するとともに、各インフラ管理者に対する支援を実施した。</p> | → | → | → | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○措置が必要な施設の修繕率 【毎年度上昇【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>最新値</th> <th>前回値</th> </tr> <tr> <th></th> <th>2022年度末</th> <th>2021年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学校施設</td><td>87%</td><td>86%</td></tr> <tr><td>社会教育施設</td><td>89%</td><td>85%</td></tr> <tr><td>文化施設</td><td>86%</td><td>86%</td></tr> <tr><td>スポーツ施設</td><td>90%</td><td>86%</td></tr> <tr><td>水道</td><td>91%</td><td>91%</td></tr> <tr><td>福祉施設</td><td>39.3%</td><td>18.5%</td></tr> <tr><td>医療施設</td><td>60%</td><td>23%</td></tr> <tr><td>農業水利施設</td><td>46%</td><td>20%</td></tr> <tr><td>農道</td><td>54.5%</td><td>32.4%</td></tr> <tr><td>農業集落排水施設</td><td>88.9%</td><td>47.1%</td></tr> <tr><td>林道施設</td><td>21%</td><td>14%</td></tr> <tr><td>治山施設</td><td>24%</td><td>17%</td></tr> <tr><td>地すべり防止施設</td><td>34.4%</td><td>18%</td></tr> <tr><td>漁港施設</td><td>49%</td><td>46%</td></tr> <tr><td>漁場の施設</td><td>75%</td><td>64%</td></tr> <tr><td>漁業集落環境施設</td><td>75%</td><td>73%</td></tr> </tbody> </table> | | 最新値 | 前回値 | | 2022年度末 | 2021年度末 | 学校施設 | 87% | 86% | 社会教育施設 | 89% | 85% | 文化施設 | 86% | 86% | スポーツ施設 | 90% | 86% | 水道 | 91% | 91% | 福祉施設 | 39.3% | 18.5% | 医療施設 | 60% | 23% | 農業水利施設 | 46% | 20% | 農道 | 54.5% | 32.4% | 農業集落排水施設 | 88.9% | 47.1% | 林道施設 | 21% | 14% | 治山施設 | 24% | 17% | 地すべり防止施設 | 34.4% | 18% | 漁港施設 | 49% | 46% | 漁場の施設 | 75% | 64% | 漁業集落環境施設 | 75% | 73% | <p>○施設の点検の実施率 【分野毎に定める点検の実施期間中に100%】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>最新値</th> <th>前回値</th> </tr> <tr> <th></th> <th>2022年度末</th> <th>2021年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学校施設</td><td>99%</td><td>99%</td></tr> <tr><td>社会教育施設</td><td>94%</td><td>92%</td></tr> <tr><td>文化施設</td><td>95%</td><td>96%</td></tr> <tr><td>スポーツ施設</td><td>93%</td><td>92%</td></tr> <tr><td>水道</td><td>88.4%</td><td>88%</td></tr> <tr><td>福祉施設</td><td>62.6%</td><td>87.3%</td></tr> <tr><td>医療施設</td><td>93%</td><td>94.5%</td></tr> <tr><td>農業水利施設</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>農道</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>農業集落排水施設</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>林道施設</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>治山施設</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>地すべり防止施設</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>漁港施設</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>漁場の施設</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table> | | 最新値 | 前回値 | | 2022年度末 | 2021年度末 | 学校施設 | 99% | 99% | 社会教育施設 | 94% | 92% | 文化施設 | 95% | 96% | スポーツ施設 | 93% | 92% | 水道 | 88.4% | 88% | 福祉施設 | 62.6% | 87.3% | 医療施設 | 93% | 94.5% | 農業水利施設 | 100% | 100% | 農道 | 100% | 100% | 農業集落排水施設 | 100% | 100% | 林道施設 | 100% | 100% | 治山施設 | 100% | 100% | 地すべり防止施設 | 100% | 100% | 漁港施設 | 100% | 100% | 漁場の施設 | 100% | 100% | <p>(予防保全型の老朽化対策への転換)</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。(2026年以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p><文部科学省></p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施状況を把握した。</p> <p>また、2022年度には、法定点検及び維持管理の適切な実施について通知を发出した。</p> <p><厚生労働省></p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>水道施設の点検・修繕の実施率を把握・公表するとともに、水道事業者等に対し研修会等を開催し、適切な資産管理の推進等について、技術的向上を図った。</p> <p>医療施設においては、点検状況を把握しており、引き続き</p> | → | → | → |
| | 最新値 | 前回値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2022年度末 | 2021年度末 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設 | 87% | 86% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会教育施設 | 89% | 85% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化施設 | 86% | 86% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ施設 | 90% | 86% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水道 | 91% | 91% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉施設 | 39.3% | 18.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療施設 | 60% | 23% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業水利施設 | 46% | 20% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農道 | 54.5% | 32.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業集落排水施設 | 88.9% | 47.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林道施設 | 21% | 14% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 治山施設 | 24% | 17% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地すべり防止施設 | 34.4% | 18% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁港施設 | 49% | 46% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁場の施設 | 75% | 64% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁業集落環境施設 | 75% | 73% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 最新値 | 前回値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2022年度末 | 2021年度末 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設 | 99% | 99% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会教育施設 | 94% | 92% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化施設 | 95% | 96% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ施設 | 93% | 92% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水道 | 88.4% | 88% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉施設 | 62.6% | 87.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療施設 | 93% | 94.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業水利施設 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農道 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業集落排水施設 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林道施設 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 治山施設 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地すべり防止施設 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁港施設 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁場の施設 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 道路 | 61% | 61% |
| 河川 | 42% | 24% |
| ダム | 90% | 88% |
| 砂防 | 91.8% | 91.7% |
| 海岸 | 87% | 86% |
| 下水道 | 63% | 54% |
| 港湾 | 85% | 84% |
| 空港 | 100% | 100% |
| 鉄道 | 52% | 14% |
| 自動車道 | 42% | 42% |
| 航路標識 | 62% | 58% |
| 公園 | 59% | 55% |
| 公営住宅 | 26% | 調査中 |
| 官庁施設 | 59% | 47% |
| 一般廃棄物処理施設 | 68.2% | 62.9% |

■ 初期値(記載なし)

※対象施設は各分野において設定

KPI 第1階層

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 漁業集落環境施設 | 100% | 100% |
| 道路(2 巡目) | 83% | 61% |
| 河川 | 100% | 100% |
| ダム | 100% | 100% |
| 砂防 | 100% | 100% |
| 海岸 | 98.6% | 97% |
| 下水道(2 巡目) | 34.8% | 19% |
| 港湾 | 89.1% | 98% |
| 空港 | 100% | 100% |
| 鉄道 | 100% | 100% |
| 自動車道 | 100% | 100% |
| 航路標識 | 94.5% | 85% |
| 公園 | 99.5% | 99.6% |
| 公営住宅 | 99% | 100% |
| 官庁施設 | 100% | 99% |
| 一般廃棄物処理施設 | 81.3% | 66.5% |

■ 初期値(記載なし)

工程(取組・所管府省、実施時期)

23 24 25

点検状況の把握に努めていく。
福祉施設(こども家庭庁所管施設含む。)においては、2023 年度に調査を実施し状況を把握した。
＜農林水産省＞
⇒進捗状況(達成)
2020 年度にインフラ長寿命化計画の改定及び個別施設計画の策定 100%を達成し、予防保全型の老朽化対策への転換を図るとともに、個別施設計画の主たる内容について公表した。引き続き、個別施設計画の更新を迎える施設について、地方公共団体に対し、説明会や会議を通じて各種補助金の紹介等を行い、適切に更新されるよう取り組んでいる。
＜国土交通省＞
⇒進捗状況(達成)
・予防保全型インフラメンテナンスへの取組に向け施設修繕等を推進した。
・第2次行動計画フォローアップを実施した。
＜環境省＞
⇒進捗状況(達成)
個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、修繕等の実施状況について調査・公表を行った。引き続き点検、修繕の実施を促す。

○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数
【進捗状況をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】
⇒進捗状況(a)
■ 最新値(2023 年度)

| | | | |
|----------|------|---------|---------|
| | 2022 | 2023 以降 | 2021 年度 |
| | 実施数 | 計画数 | 実施数 |
| 学校施設 : | 799 | | 321 |
| 社会教育施設 : | 430 | | 137 |

○個別施設計画の策定率
【2022 年度末までに 100%】
⇒進捗状況(b)

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| | 最新値 | 前回値 | 初期値 |
| | 2022 年度末 | 2021 年度末 | 2017 年度末 |
| 学校施設 : | 99% | 98% | 7% |
| 社会教育施設 : | 87% | 84% | 11% |
| 文化施設 : | 89% | 85% | 13% |

6. 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開

(総合管理計画)
a. 総合管理計画の見直しについて、2021 年度末までの状況の分析を行った上で、2023 年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。
《所管省庁：総務省》
⇒進捗状況(達成)
総合管理計画について 2021 年度末までの見直し状況及び 2023 年度末までの見直し予定を調査しており、また、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費等について、特別交付税措置を 2023 年度まで講じる。

→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層

| | | | |
|------------|-------|-------|-------|
| 文化施設: | 76 | | 12 |
| スポーツ施設: | 181 | | 50 |
| 水道: | 397 | 382 | 396 |
| 福祉施設: | 347 | 1,571 | 178 |
| 医療施設: | 14 | 32 | 4 |
| 農業水利施設: | 5 | 86 | 7 |
| 農道: | 0 | 10 | 0 |
| 農業集落排水施設: | 79 | 309 | 8 |
| 林道施設: | 10 | 5 | 0 |
| 治山施設: | 0 | 0 | 0 |
| 地すべり防止施設: | 0 | 0 | 0 |
| 漁港施設: | 0 | 2 | 5 |
| 漁場の施設: | 0 | 0 | 6 |
| 漁業集落環境施設: | 6 | 1 | 4 |
| 道路(橋梁): | 181 | 1,389 | 363 |
| 道路(トンネル): | 5 | 52 | 12 |
| 河川: | 11 | 59 | 10 |
| ダム: | 0 | 0 | 0 |
| 砂防: | 0 | 0 | 0 |
| 海岸: | 29 | 28 | 75 |
| 下水道: | 156 | 144 | 89 |
| 港湾: | 15 | 67 | 14 |
| 空港: | 3 | 3 | 0 |
| 鉄道: | 6 | 0 | 7 |
| 自動車道: | 0 | 13 | 0 |
| 航路標識: | 7 | 0 | 8 |
| 公園: | 54 | 118 | 84 |
| 公営住宅: | 1,213 | 5,034 | 1,130 |
| 一般廃棄物処理施設: | 調査中 | 197 | 40 |

実施数:「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2022年度に取組(整備等)に着手した数
 計画数:「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2023年度以降に取組(整備等)を予定している数

KPI 第1階層

| | | | |
|------------|-------|-------|------|
| スポーツ施設: | 88% | 84% | 14% |
| 水道: | 100% | 99% | 75% |
| 福祉施設: | 81.0% | 79.5% | 23% |
| 医療施設: | 81% | 72% | 10% |
| 農業水利施設: | 100% | 100% | 69% |
| 農道: | 100% | 100% | 36% |
| 農業集落排水施設: | 100% | 100% | 42% |
| 林道施設: | 100% | 100% | 33% |
| 治山施設: | 100% | 100% | 60% |
| 地すべり防止施設: | 100% | 100% | 21% |
| 漁港施設: | 100% | 100% | 80% |
| 漁場の施設: | 100% | 100% | 75% |
| 漁業集落環境施設: | 100% | 100% | 18% |
| 道路(橋梁): | 99.3% | 97% | 73% |
| 道路(トンネル): | 97% | 87% | 36% |
| 河川: | 98.7% | 99% | 89% |
| ダム: | 100% | 99% | 79% |
| 砂防: | 100% | 100% | 79% |
| 海岸: | 99.4% | 99% | 39% |
| 下水道: | 100% | 100% | 70% |
| 港湾: | 100% | 100% | 100% |
| 空港: | 100% | 100% | 100% |
| 鉄道: | 100% | 100% | 100% |
| 自動車道: | 100% | 100% | 48% |
| 航路標識: | 100% | 100% | 100% |
| 公園: | 100% | 99% | 93% |
| 公営住宅: | 97.5% | 98% | 89% |
| 一般廃棄物処理施設: | 93.2% | 91% | 42% |

○総合管理計画の見直し策定率【2023年度末までに100%】
 ⇒進捗状況(B)
 ■最新値(2023年3月末) 87.1%
 ■前回値(2022年3月末)

工程(取組・所管府省、実施時期)

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>b. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見直しを見える化するなど、見える化の内容の更なる充実を図るとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新見直しの見直しを行うよう、技術的な助言を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) インフラ維持管理・更新費の見直しを記載項目として設定している公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2022年度末時点の状況に更新し、2023年10月に公表済み。</p> | → | → | → |
| <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)</p> <p>a. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p> <p><文部科学省> ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画の内容の充実や見直しに資するため、先進的な取組をまとめた事例集等を作成し、周知を行っている。 2022年度に、個別施設計画の主たる内容等を調査し、結果を公表するとともに、記載の内容の充実を促すよう通知を发出了。 個別施設計画の充実・見直しを支援するため、今後の学校施設の維持・更新コストに関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に対して周知した。</p> <p><厚生労働省> ⇒進捗状況(達成)</p> | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|----------|--|----|----|----|
| <p>実施数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2021 年度に取組(整備等)に着手した数</p> <p>計画数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2022 年度以降に取組(整備等)を予定している数</p> | | <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022 年度に、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表を行った。</p> <p><厚生労働省></p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>水道においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実化を図った。</p> <p>医療施設においては、2022 年度に個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について情報の更新を行うとともに、計画の更新状況について記載した。</p> <p>福祉施設(子ども家庭庁所管施設含む。)においては、主たる内容をまとめた一覧表について、2021 年度に公表し、見える化を図った。また個別施設計画策定の手引きの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しを公表する等の支援を行っている。</p> <p><農林水産省></p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>農林水産省では、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021 年 3 月に公表した。</p> <p><国土交通省></p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>所管分野における個別施設計画の策定状況や主たる記載内容について一覧表形式で H P 上に公表している。また、個別施設計画の策定を個別補助や交付金の重点配分の要件化することで個別施設計画の策定を促進した。</p> <p><環境省></p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>個別施設計画に記載されている、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針について調査を行い、公開している(一般廃棄物処理施設)。</p> | | | |
| | | <p>c. 地方の自主性及び自立性の確保も念頭に置きつつ、計画内容の標準化について検討を行う。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------|--|----|----|----|
| | | <p>個別施設計画における対策費用の記載の重要性について認識共有を行った。</p> | | | |
| | | <p>(総合管理計画・個別施設計画の策定状況) a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、関係省庁》</p> <p><国土交通省> ⇒進捗状況(達成) 2018年12月に総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表(2018年4月1日時点・国土交通省分は2018年3月31日時点)を公表した。 また、2023年12月に2023年3月31日時点の情報を更新し、公表する。</p> | → | → | → |
| | | <p>(広域的・戦略的なインフラマネジメント) a. 地域における広域的・戦略的なインフラマネジメントの一層の推進に向けて、地域毎の特性に応じた具体的な取組を検討する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p> <p><文部科学省> ⇒進捗状況(達成) 先進的な取組をまとめた事例集等や今後の学校施設の維持・更新コストに関する調査研究の成果等の周知などを通じて、個別施設計画の内容の充実を促進している。</p> <p><厚生労働省> ⇒進捗状況(達成) 水道事業者が抱える課題について詳細に整理・把握したうえで、他事業者や他分野の事例を提示し、インフラマネジメントに有効な官民連携スキーム・広域連携の検討を支援した。</p> <p>医療施設においては、複数医療機関の医療機能再編等事例について、都道府県からの申請に基づき「重点支援区域」を選定し、当該区域に対する技術的・財政的支援を行</p> | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------|--|----|----|----|
| | | <p>っている。</p> <p>福祉施設(こども家庭庁所管施設含む。)においては、インフラ長寿命化基本計画に基づき、取組状況の進捗等について調査を行い、自治体の取組を注視しながら検討していく。</p> <p><農林水産省> ⇒進捗状況(達成) 土地改良長期計画及び食料・農業・農村政策の新たな展開方向等に基づき「集約・再編」を推進する。</p> <p><国土交通省> ⇒進捗状況(達成) 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、マネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の取組を進めるため、検討会を設置するとともに、モデル地域の公募を実施した。</p> <p><環境省> ⇒進捗状況(達成) 「広域化・集約化に係る手引き」を 2020 年 6 月に策定するとともに 2023 年 6 月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画においてより一層の広域化・集約化の取組が必要となること等を記載し、内容を周知した(一般廃棄物処理施設)。</p> | | | |
| | | <p>b. 地域における施設の集約化・複合化などを通じたインフラメンテナンスの効率化が進むよう支援する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p> <p><文部科学省> ⇒進捗状況(達成) 学校施設の複合化に関する基本的な考え方や留意事項を示した報告書、個別施設計画の内容の充実や見直しに資するため、複合化等も含めた先進的な取組をまとめた事例集、及び、維持管理業務における包括的民間委託の導入に向けた手引き等を作成し、周知している。</p> <p>さらに、公立小中学校の長寿命化改修等を行う際に、学校以外の公共施設との集約化・複合化を図る場合につい</p> | → | → | → |

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>て、補助率を嵩上げする措置を実施している。</p> <p><厚生労働省> ⇒進捗状況(達成) 水道広域化推進プランに基づき、施設の集約化・複合化の観点も含め、都道府県に対してフォローアップを行った。 医療施設においては、施設の老朽化対策の観点も含め、病床の機能の分化及び連携等を進めるため、医療施設を整備する際には、地域医療介護総合確保基金を活用して支援を行っている。</p> <p>福祉施設(こども家庭庁所管施設含む。)においては、インフラ長寿命化基本計画に基づき、取組状況の進捗等について調査を行い、支援を検討していく。</p> <p>また、老人福祉施設等の介護サービス基盤の整備については、地域医療介護総合確保基金等を活用して支援している。</p> <p><農林水産省> ⇒進捗状況(達成) 農林水産省では、機能の集約化や既存施設の統廃合等の取組を推進するため、インフラ長寿命化計画(行動計画)を2021年3月に改定し、施設管理者に周知した。</p> <p><国土交通省> ⇒進捗状況(達成) ・施設の集約等の取組に対する支援を実施した。 ・集約化・複合化等の取組に対する支援策をまとめた資料を公表した。</p> <p><環境省> ⇒進捗状況(達成) 「広域化・集約化に係る手引き」を2020年6月に策定するとともに2023年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画において広域化・集約化に際し地域毎の特性に応じた取組の必要性を記載し、内容を周知した(一般廃棄物処理施設)。</p> | | | |

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

政策目標

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方部へのノウハウの浸透を図るなど、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。事業規模目標(2022～2031年度の10年間で30兆円)の達成を目指す。

⇒進捗状況(N)

最新値(2022年度)：—

前回値(記載なし)

初期値(記載なし)

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| 7. PPP/PFI推進アクションプランの推進 | | | | | |
| <p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数 【アクションプランに定める目標と同じ】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2022年度) —</p> <p>収益型事業 ■前回値 調査中(2023年3月把握可能) ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件</p> <p>公的不動産利活用事業 ■前回値(2013～2019年度までの7年間) 調査中(2023年3月把握可能) ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 114件</p> | <p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数 【2024年度末までに334団体】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 183団体 ■前回値(2021年度) 163団体 ■初期値(2017年度) 19団体</p> <p>○地域プラットフォームの設置率 【2026年度末までに全都道府県で設置】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 76.6% ■初期値(2021年度) 76.6%</p> | <p>a. アクションプランに記載されている施策の進捗状況等のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを行う。アクションプランに定める各取組方針に基づき、PPP/PFIを一層推進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》 ⇒進捗状況(達成) 2023年8月に関係省庁に施策の進捗状況等についてヒアリングを実施した。</p> <p>b. 水道について、改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うとともに、官民連携推進協議会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウの横展開を進めている。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|---|--|----|----|----|
| | <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数【2021年度～2023年度に200団体】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2022年度) 155団体</p> <p>■初期値(2021年度) 90団体</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数【2021年度～2023年度に550団体】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2022年度) 483団体</p> <p>■初期値(2021年度) 369団体</p> | <p>c. 下水道について、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) コンセッション等のPPP/PFI導入に向けて取組を進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、PPP/PFI検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せて、PPP/PFI導入の成果について周知している。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 空港について、アクションプランに掲げられた措置等により、公共施設等運営事業の導入を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 各自治体の検討を支援するとともに、地元自治体と連携して、地元経済界の機運醸成に取り組んでいる。</p> | → | → | → |
| | | <p>e. スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)について、地方公共団体による公共施設等運営事業の導入に関して、必要な支援等の検討を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 自治体の意向を踏まえ、案件候補の掘り起こしや関係府省と連携した伴走支援、併せて、活用拡大に向け、導入検討に要する費用への支援を実施した。</p> | → | → | → |

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------|---|----|----|----|
| | | <p>f. 文化・社会教育施設について、公共施設等運営事業含む PPP/PFI 手法の導入を促進するため、必要な支援等の検討を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023 年度に支援事業を予算化し、自治体への伴走支援や検討に要する費用への支援を実施した。</p> | → | → | → |
| | | <p>g. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際の PPP/PFI の導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設)について、着実に運用する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 要件化した事業分野について、着実に運用中である。</p> | → | → | → |
| | | <p>h. アウトカム指標の充実に向けて、PPP/PFI による多様な効果について、事例を収集、見える化し、適切な事業評価の実施に資する分析手法の検討を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 約 80 のアウトカム指標の例示、22 件の事例を掲載した「PPP/PFI の多様な効果に関する手引・事例集」を 2023 年 5 月に発行済み。</p> | → | → | → |

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数【再掲】 【アクションプランに定める目標と同じ】 ⇒進捗状況(N) 最新値(2022年度) —</p> <p>収益型事業 ■前回数 調査中(2023年3月把握可能) ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件</p> <p>公的不動産利活用事業 ■前回数(2013～2019年度までの7年間) 調査中(2023年3月把握可能) ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 114件</p> | <p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数【再掲】 【2024年度末までに334団体】 ⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2022年度) 183団体 ■前回数(2021年度) 163団体 ■初期値(2017年度) 19団体</p> | <p>8. 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023年度までに人口10万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、総務省、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度に10団体への優先的検討規程の運用支援を実施済み。</p> | → | → | → |

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----|----|----|
| <p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数【再掲】 【アクションプランに定める目標と同じ】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2022年度) —</p> <p>収益型事業 ■前回値 調査中(2023年3月把握可能) ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件</p> <p>公的不動産利活用事業 ■前回値(2013～2019年度までの7年間) 調査中(2023年3月把握可能) ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 114件</p> | <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数【再掲】 【2021年度～2023年度に200団体】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 155団体 ■初期値(2021年度) 90団体</p> <p>○地域プラットフォームの設置率【再掲】 【2026年度末までに全都道府県で設置】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 76.6% ■初期値(2021年度) 76.6%</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数【再掲】 【2021年度～2023年度に550団体】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 483団体 ■初期値(2021年度) 369団体</p> | <p>9. PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</p> <p>a. 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム)の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的な案件形成を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度は1団体の地域プラットフォームの形成と16団体の協定プラットフォームの案件形成の支援を実施済み。 地方公共団体職員に対する研修・セミナーを年間を通して実施中。あわせて、研修・セミナーにおいて地方公共団体の案件形成に向けた個別相談会も実施した。 市町村長のイニシアティブの更なる発揮を図るため、市町村長との意見交換を2022年10月に実施した。 地方公共団体と民間事業者等との対話(サウンディング)についても、2022年11月に実施した。 地方公共団体職員や民間事業者等向けのコンセッション事業推進セミナーについて、2022年12月に実施した。</p> <p>b. ワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。 (2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度に695件の問い合わせに対応済み。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------|---|----|----|----|
| | | <p>c. 専門家の派遣や初期財政負担支援等により、地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の策定・運用支援等を行い、人口20万人未満の地方公共団体の特性に応じたPPP/PFIの導入を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度に76団体へ専門家を派遣済み。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度は「民間資金等活用事業調査費補助事業」により22団体への財政的支援を採択した。</p> | → | → | → |
| | | <p>e. 上下水道について、先進事例を参考に公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成(2022年度中)・周知することで、先進事例の横展開を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省、国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度中に公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成・公表した。</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

政策目標

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、デジタルの力を活用した地域づくりとコンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化を一体となって進める必要がある。このため、デジタル田園都市国家構想の一翼を担うスマートシティの推進や不動産 I D 等の総合的な活用など、デジタルの力により地域課題に取り組むための基盤整備を進めるとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、持続可能なまちづくりと地域公共交通ネットワークの再構築を一体的に進める。併せて、空き家等の利活用や所有者不明土地対策等を推進する。

① 社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。このため、デジタル基盤、運営体制、人材等のスマートシティ推進の基盤整備を図るとともに、質的な効果に着目した活動・サービス推進を通じ、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値・経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地で形成され、国内外で紹介できる優良事例を創出する。② 市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024 年度末までに評価対象都市の 2 / 3 とすることを旨とする。

⇒進捗状況(B)

- 最新値(2023 年度) : 評価対象 429 都市中 274 都市
- 前年度(2022 年度) : 評価対象 380 都市中 251 都市
- 初期値(2018 年度) : 評価対象 63 都市中 44 都市

| K P I 第 2 階層 | K P I 第 1 階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○都市OS(データ連携基盤)を介したデータ連携地域数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年 3 月末) 11 地域 ■前年度(記載なし) (参考値 26 件(都市数として計上)(2022 年 3 月末)) ■初期値(記載なし)</p> <p>○APIカタログ上でのAPI公開件数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年 10 月) 20 地域</p> | <p>○都市OSの導入地域数 【2025 年までに 100 地域】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023 年 3 月末) 52 地域 ■前年度(記載なし) (参考値 47 地域(自治体数で計上)(2022 年 3 月末)) ■初期値(記載なし)</p> <p>○APIカタログを公開した地域数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023 年 10 月) 20 地域</p> | <p>10. デジタルの力を活用した地域づくりの推進</p> <p>(スマートシティの推進) ①データ連携・都市OS a. スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、2022 年度中にスマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023 年 8 月にスマートシティリファレンスアーキテクチャ(第 2 版)を公開し、スマートシティ官民連携プラットフォーム等を通じて、その普及、浸透に努めた。</p> <p>b. 関連ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023 年 8 月にスマートシティリファレンスアーキテクチャ(第 2 版)及びスマートシティガイドブック(第 2 版)を公開し、スマートシ</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 前回数(2022年5月) 14地域 ■ 初期値(記載なし) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 前回数(2022年5月) 14地域 ■ 初期値(記載なし) | <p>ティ官民連携プラットフォーム等を通じて、その普及、浸透に努めた。</p> | | | |
| | | <p>c. 各府省のスマートシティ関連事業において、都市OS(データ連携基盤)を整備する際は、スマートシティリファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 合同審査会において都市OSの構築とAPIの公開等を評価のポイントとして公募を行い、関連事業における相互運用性や拡張性を担保した。</p> | → | → | → |
| <p>○スマートシティ構築を先導する人材が確保された地域数 【毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 最新値(2023年3月末) 48地域 ■ 前回数(記載なし) ■ 初期値(記載なし) | <p>○スマートシティ構築を先導する人材の育成プログラムの受講者数 【毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 最新値(2023年10月末) 117人 ■ 前回数(記載なし) ■ 初期値(記載なし) | <p>②人材の確保</p> <p>a. 2022年度中にスマートシティ構築を先導する人材像を明確化し、その育成プログラムに関する情報を、スマートシティガイドブックに掲載する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) スマートシティリファレンスアーキテクチャ(第2版)において、スマートシティ構築を先導する人材像を明確化、その育成プログラムに関する情報を、スマートシティガイドブック(第2版)に掲載した。</p> | → | | |
| | | <p>b. リカレント教育やデータリテラシー向上等に取り組む大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 大学等に対して社会人向けプログラムの開発・実施の支援を行う「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」を通じて、デジタル・グリーン等の成長分野に関する能力を身につけた人材の育成に取り組んでいる。</p> | → | | |
| | | <p>c. 関係府省との連携強化を図りつつ、大学等を中核としたイノベーションの創出と地域のニーズに応え社会変革を行う人材の</p> | → | | |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| | | <p>育成に資する共創の場の形成を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージにおいて、スマートシティ実現に向けた支援メニュー等を掲載し、地域社会における大学の活躍の促進に取り組んでいる。</p> | | | |
| | | <p>d. スマートシティの人材育成プログラムを周知するとともに、人材に関する情報提供を行う。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) スマートシティガイドブック(第2版)にスマートシティの人材育成プログラムを掲載し、スマートシティ官民連携プラットフォーム等を通じて、その周知を図った。</p> | → | → | → |
| — (次年度以降の改訂で記載) | <p>○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年10月末) 86件 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> | <p>③スマートシティサービスの普及と推進体制</p> <p>a. スマートシティ施策のKPI設定指針に関し、各分野のスマートシティサービスに関する更に適切な評価指標の設定について、調査・評価指標に留意しつつ、2022年度中に関係各府省との連携により検討する。その際、デジタル田園都市国家構想における Well-being 指標との関係にも留意する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) デジタル田園都市国家構想における Well-being 指標との関係に留意しつつ、スマートシティ施策のKPI設定指針を改定し、評価指標の充実を図った。</p> | → | | |
| <p>○スマートシティサービスの運営組織数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2023年10月末) 281団体 (協議会94団体、 地方公共団体187団体)</p> | <p>○スマートシティに取り組む自治体及び民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数) 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年10月) 956団体</p> | <p>b. 官民連携プラットフォームを通じて、関係府省庁等が連携して、ハンズオン支援や自治体と民間企業のマッチング支援を行うとともに、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 官民連携プラットフォームにおいて、ハンズオン支援、マッチン</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>■前回数(2022年度) 282 団体 (協議会 95 団体、 地方公共団体 187 団体) ■初期値(記載なし)</p> | <p>■前回数(2022年9月) 922 団体 ■初期値(記載なし)</p> <p>○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数 【毎年度増加】 ⇒進捗状況(a)</p> <p>■最新値(2023年10月末) 284 件 ■前回数(2022年3月末) 231 件 ■初期値(記載なし)</p> | <p>グ支援を行うとともに、スマートシティリファレンスアーキテクチャ(第2版)、スマートシティガイドブック(第2版)等を普及・浸透させることによる、先進事例等の横展開を図った。</p> | | | |
| <p>○「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)」を踏まえて検討</p> | <p>○スマートシティ数 【2025年までに100】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2023年3月末) 107 地域 ■前回数(2022年3月末) 78 地域 ■初期値(記載なし)</p> <p>○スマートシティで構築された社会領域サービス数 - 社会領域(モビリティ、防災/防犯、インフラ/施設、健康/医療、教育、行政等)</p> <p>○スマートシティで構築された経済領域サービス数 - 経済領域(産業/経済 等)</p> <p>○スマートシティで構築された環境領域サービス数 - 環境領域(環境/エネルギー 等) 【2025年までに3領域の合計で100】</p> | <p>c. 関係府省による合同審査会についてデジタル田園都市国家構想の取組との連携を強化するとともに、合同審査会を踏まえた事業選定等を通じ、MaaSや自動運転、ドローン、グリーン化といった個別の分野も含めた全国各地のスマートシティ関連事業を推進し、実証から実装に向けた支援を行い、定着・発展を図る。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和5年度のスマートシティ関連事業の合同審査会において、デジタル田園都市国家構想の推進を踏まえた評価のポイントを設定し、事業選定を実施した。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 社会領域(モビリティ、防災/防犯、インフラ/施設、健康/医療、教育、行政 等)、経済領域(産業/経済 等)及び環境領域(環境/エネルギー 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 科学技術・イノベーション基本計画、デジタル田園都市国家構想等を踏まえつつ、合同審査会によって、関係府省一体となってスマートシティ関連事業を公募、採択、実施する等の取組</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|---|---|---|---|
| | <p>⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年3月末) 157件 ■前回値(2022年3月末) 97件 ■初期値(記載なし) | <p>により、スマートシティサービスの提供を促進した。</p> <p>e. 2022年度末までにスマートシティガイドブック等の改訂を行い、評価、人材、資金持続性等のスマートシティ運営上の課題解決の取組事例等の普及展開を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成) スマートシティガイドブック(第2版)を公開し、その普及・浸透を図ることで対応した。</p> <p>f. デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定や包括的データ戦略の改定を踏まえ、全国各地でデジタルの力を活用し様々な課題に取り組むためのデジタル基盤としてのスマートシティサービスの幅広い活用に向けたロードマップを策定する。</p> <p>⇒進捗状況(未達) スマートシティの実装とさらなる発展に向けたロードマップについて、関係府省庁と連携しつつ、2023年度末をめどにとりまとめる予定である。</p> <p>g. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 第5回日ASEANスマートシティ・ネットワーク(ASCN)ハイレベル会合について2023年10月に茨城県での対面開催(オンライン併用)を行い、日本の強みでもある「防災・レジリエンス」をテーマに、ASEAN各国とスマートシティの成功事例を共有し、その成功要因について議論を深めた。</p> <p>《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁、デジタル庁)》</p> | <p></p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> | <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">(次年度以降の改訂で記載)</p> <p>※官民連携プラットフォーム(協議会)において策定する具体的な工程表に基づき検討することとする。</p> | <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">(次年度以降の改訂で記載)</p> <p>※官民連携プラットフォーム(協議会)において策定する具体的な工程表に基づき検討することとする。</p> | <p>(不動産 I D等の総合的な推進)</p> <p>a. 各不動産の共通コードである「不動産 I D」により、不動産関連情報の連携・活用を促進し、不動産業界の生産性及び消費者利便の向上を図る。(2026 年度以降も継続的に実施)《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2023 年度は、地方自治体がオープンで提供する都市計画情報等について、不動産 I Dを用いて容易に検索できる環境を試行的に整備し、「不動産取引における不動産 I D 活用社会実験(仮称)」を実施予定である。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. 「建築・都市の D X」を推進し、建築 B I Mや 3 D都市モデル(P L A T E A U)等の情報連携のキーとして、各不動産の共通コードである「不動産 I D」の社会実装を図ることで、デジタルツインを活用した官民の多様なデータ連携を図る。(2026 年以降も継続的に実施)《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>高精細なデジタルツインの構築のため、建築 B I M、P L A T E A U及び不動産 I Dの連携に係る実証実験を実施している。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 地方公共団体における都市計画 G I Sの利活用の促進・充実とオープンデータ化のための環境整備をするとともに、不動産 I D等の多様な空間データとの相互連携方策を検討する。(2026 年度以降も継続的に実施)《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地方公共団体における都市計画 G I Sの利活用の促進・充実とオープンデータ化を推進するため、有識者による検討会を設置し議論。その議論を踏まえ「都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス」、「都市計画基礎調査実施要領」、「都市計画データ標準製品仕様書」を作成し、自治体へ周知を図るため説明会を行った。また、全国の都市計画 G I Sデータを</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------|---|----|----|----|
| | | <p>収集・整備し、「都市計画決定に関するGISデータ全国データダウンロードページ」として国土交通省ホームページで公開した。</p> <p>また、全国の都市計画GISデータを収集・整備し、国土交通省ホームページでの公開に取り組んでいる。</p> <p>不動産ID等の多様な空間データとの相互連携方策については、引き続き検討を進めていく。</p> | | | |
| | | <p>d. 不動産IDを情報連携のキーとして、官民データの連携を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、行政のDXなど、官民の幅広い分野における成長力強化を図るため、2023年春までに官民プラットフォーム(協議会)を設置する。また、関係省庁の役割分担の下、具体的な工程を策定し、不動産IDの社会実装に向けた推進体制を整備する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省、内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2023年5月に「不動産ID官民連携協議会」を設置し、「建築・都市のDX」官民ロードマップを策定した。</p> | → | | |
| | | <p>e. 幅広い主体による不動産IDの付番を促進するため、「土地関連台帳間連携プラットフォーム」と連動した、不動産IDの取得・確認手法の実用化に向けた技術実証を実施する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省、デジタル庁、法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2023年度は、全国440自治体分の登記データを元に、「不動産ID確認システム」(仮称)を試作し、不動産IDの取得・確認手法の実用化に向けた技術実証を実施する。</p> | → | | |
| | | <p>f. 不動産番号等の不動産登記の表示に関する情報の電子データを各行政システム間の連携により効率的に利活用するための仕組みについて、2023年度に技術実証を実施する。</p> <p>《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> | → | | |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| | | <p>R5年度事業において、約 800 自治体を選定し、土地・建物の表題部に加え、権利部のデータクレンジングを可能とするための機能拡張を行うとともに、データクレンジングやデータ連携を実現するためのパイロットシステムの設計・開発・ユースケース実証を実施する予定。現在、パイロットシステム等を設計開発中である。</p> | | | |
| | | <p>g. 土地関連台帳間連携プラットフォームについて、不動産 I D やベース・レジストリとの連携のあり方、推進体制、データフロー等の具体的なロードマップを検討する。 《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和5年3月に設置された「基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討ワーキンググループ」において、「不動産関係ベース・レジストリの整備・活用に関するロードマップ」を決定した。現在、本ロードマップに基づいて、各省庁が事業を実施している。</p> | → | | |
| <p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数 【2024年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の2/3 ① 政令市・中核市 ② ①以外の人口10万人以上の都市 ③ 人口10万人未満の都市】 ⇒進捗状況(B)</p> <p>①政令市・中核市 ■最新値(2023年4月) 42/68 ■前回値(2022年4月)</p> | <p>○立地適正化計画を作成した市町村数 【2024年度末までに600市町村】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年3月末) 504市町村 ■前回値(2022年7月末) 460市町村 ■初期値(2018年8月) 177市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 【2024年度末までに400市町村】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年3月末) 386市町村</p> | <p>1.1. 持続可能な多極連携型まちづくりの推進</p> <p>(立地適正化計画の作成・実施の促進) ① 予算措置等による支援策の充実 a. 予算措置等により市町村の計画作成や、計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等など、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資する支援を推進する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 予算措置等により市町村の計画作成支援を行った。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. 現地訪問やコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。また、地域公共交通計画の作成検討を引き続き立地適正化計画の策定</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| <p>41/67</p> <ul style="list-style-type: none"> ■初期値(記載なし) <p>②①以外の人口10万人以上の都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年4月) 52/87 ■前回値(2022年4月) 50/82 ■初期値(記載なし) <p>③人口10万人未満の都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年4月) 180/276 ■前回値(2022年4月) 169/234 ■初期値(記載なし) | <ul style="list-style-type: none"> ■前回値(2022年7月末) 366市町村 ■初期値(2019年7月) 172市町村 | <p>支援に関する補助金交付要件とする。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>Web会議や現地での自治体職員を対象とした説明会等を活用し計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質の向上を働きかけた。また、まちづくり分野と公共交通分野との連携については、2023年7月に都市計画運用指針の改正等を行い、立地適正化計画と地域公共交通計画との一体的策定について記載を拡充するなど、働きかけを行っている。そのほか、立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付にあつては、地域公共交通計画を作成していない市町村にあつては、その検討を交付要件としている。</p> | | | |
| | | <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2015年から2020年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施している。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集の更新や国土交通省ウェブサイトの充実等により、市町村に情報提供を行う。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---------|---------|--|----|----|----|
| | | <p>援施策集を更新し、市町村に情報提供を行った。</p> | | | |
| | | <p>②モデル都市の形成・横展開 a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進している。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 立地適正化計画の取組事例について、効果、課題などを分析し、自治体担当者が集まる会議や都市計画基本問題小委員会等で共有し、市町村と共有、必要に応じて支援施策の見直しを行っている。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供している。</p> | → | → | → |
| | | <p>③効果的な評価指標設定の啓発 a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------|--|----|----|----|
| | | 各地方公共団体等の実務担当者に対する立地適正化計画策定支援等の中で、都市構造の評価に関するハンドブック等の周知や活用推進を行った。 | | | |
| | | <p>④スマート・プランニングの推進</p> <p>a. 2020 年度に作成し、2022 年度に更新版を公表した「データを活用したまちづくり～取組のヒントと事例～」について継続的な周知を行い、各自治体におけるデータを用いたまちづくりの高度化を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>自治体等を対象とした講演等にて、「データを活用したまちづくり～取組のヒントと事例～」の紹介を資料に盛り込み、周知啓発を行った。</p> | → | | |
| | | <p>⑤立地適正化計画制度・運用の更なる改善</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じた。</p> | → | → | → |
| | | 《所管省庁：国土交通省、コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》 | | | |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員【減少率を毎年低下 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p> <p>⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2020年から2021年) 3.4% ■前回値(2019年から2020年) -26.8% ■初期値(2015年から2016年) -1.0% | <p>○地域公共交通計画の策定件数【2024年度末までに1,200件】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年9月末) 889件 ■前回値(2022年8月末) 760件 ■初期値(2018年10月末) 433件 <p>○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数【再掲】【2024年度末までに400市町村】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年3月末) 386市町村 ■前回値(2022年3月末) 316市町村 ■初期値(2019年7月末) 172市町村 | <p>(地域公共交通計画の作成・実施の促進、地域公共交通ネットワークの再構築)</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。(2026年度以降も継続的に実施)《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかけを行っている。その結果、386市町村(2023年3月末時点)で両計画が策定されている。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。(2026年度以降も継続的に実施)《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件としている。</p> <p>また、地域公共交通計画に係る手引きを作成・公表しており、両計画を併せて作成することの重要性を明記することで、周知を図っている(2023年10月改訂)。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。(2026年度以降も継続的に実施)《所管省庁：国土交通省》</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| | | <p>⇒進捗状況(達成) 地域公共交通計画について市町村等による策定を法的に努力義務化することで、地域交通に関するマスタープランの位置づけを明確化した。 2021年5月に閣議決定された「第2次交通政策基本計画」を踏まえた施策を着実に推進している。</p> <p>d. 交通事業者と地域との官民共創、交通DX・GX等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築に向けて、法整備等を通じ、国が中心となって交通事業者と自治体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等を実施するため、交通政策審議会地域公共交通部会における議論を踏まえ、新たな制度を具体化する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年10月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等において、ローカル鉄道の再構築に関する仕組み、「エリア一括協定運行制度」、バス・タクシー等の「交通DX・GX」を推進する事業等が創設されている。 また、2023年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されている。</p> | | | |
| <p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合 【2023年度末までに90%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年3月末) 85.9% ■前回値(2021年3月末) 84.9% ■初期値(2019年3月末) 80.9%</p> | <p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合 【2023年度末までに100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年3月末) 89.1% ■前回値(2021年3月末) 86.9% ■初期値(2019年3月末) 85.2%</p> | <p>(都市計画道路の見直し) a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全国の都市計画担当課長等の自治体担当者が集まる会議等において、見直しの考え方や事例の提供を行うなど、「手引き」の周知等の横展開を行っている。</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却等以外の「その他」の空き家数【2030年において400万戸程度におさえる】 ⇒進捗状況(N) ■最新値 — ■前回値(2018年) 349万戸 ■初期値(2013年) 318万戸</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模【2030年までに14兆円】 ⇒進捗状況(N) ■最新値 — ■前回値(2018年) 12兆円 ■初期値(2013年) 11兆円</p> | <p>○クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業による新たな投資【約280億円(2025年度)】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年3月末) 604.3億円 ■前回値(2022年3月末) 231.8億円 ■初期値(2022年3月末) 231.8億円</p> <p>○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数【20万物件(2021～2030年度)】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 55,763件 ■前回値(2021年度) 26,297件 ■初期値(記載なし)</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数【2023年度末までに約35件】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2023年3月末) 0件 ■前回値(2022年7月末) 0件 ■初期値(2019年7月末) 0件</p> <p>○立地誘導促進施設協定の締結数【2023年度末までに約25件】 ⇒進捗状況(B)</p> | <p>1 2. 既存ストックの有効活用</p> <p>(先進的取組や活用・除却への支援) a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 全国版空き家・空き地バンクにおいて、登録自治体数等の増加に取り組んだ。 (参考) ・参加自治体数：994自治体(913自治体) ・掲載物件数：約12,700件(約11,100件) ・累計成約件数：約15,200件(約12,200件) ※2023年9月末時点、()は前年同月</p> <p>b. 空き家等について、多様な取引形態での流通活性化に係る調査等を行い、空き家等の流通促進を図る。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 空き家等における多様な取引形態での流通活性化に係る調査を行い、空き家等の流通促進を図った。</p> <p>c. 所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む所有者不明土地利用円滑化等推進法人について、モデル調査による普及・定着への支援を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) ⇒進捗状況(達成) 2023年度のモデル調査では、推進法人の指定円滑化や、指定法人としての役割の定着に資する、先導的な取組等を行う法人を公募し、14団体を支援。引き続き、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の普及・定着に向けて支援を実施予定である。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|--|--|----|----|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 最新値(2023年3月末) 2件 ■ 前回値(2022年7月末) 2件 ■ 初期値(2019年7月末) 0件 | <p>d. 不動産特定共同事業の案件形成の支援や、「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、事業者等に対し、不動産特定共同事業の制度概要とともに「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等についてセミナーを通じて周知したほか、不動産特定共同事業の意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめた「不動産特定共同事業(F T K)の利活用促進ハンドブック(2022年10月改訂)」の周知を実施した。</p> | → | → | → |
| | | <p>e. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の遊休不動産に係る不動産特定共同事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習を、2019年度から毎年1回開催している。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組等に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------|---|----|----|----|
| | | <p>⇒進捗状況(達成) 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う空き家の除却や地域活性化に資する空き家の活用に係る取組等に対する支援を行った。</p> | | | |
| | | <p>g. 空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> | → | → | → |
| | | <p>⇒進捗状況(達成) セーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し計画の策定や支援制度の創設の働きかけを行うとともに、セーフティネット登録住宅に対する改修費や家賃低廉化等の支援の充実を図った。</p> | | | |
| | | <p>h. 空き家の発生抑制や活用促進等に資する新規性・モデル性の高いシステム構築や仕組みづくりを後押しするため、地方公共団体や民間事業者等に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> | → | | |
| | | <p>⇒進捗状況(達成) 空き家対策モデル事業の実施により、市町村や民間事業者等が行う空き家対策のモデル的な取組に対して支援を行った。</p> | | | |
| | | <p>i. 改正都市再生特別措置法(2018年7月施行)等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> | → | → | → |
| | | <p>⇒進捗状況(達成) 改正都市再生特別措置法(2018年7月施行)等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、</p> | | | |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| | | 立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図った。 | | | |
| <p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数【再掲】 【2030年において400万戸程度におさえる】 ⇒進捗状況(N) ■最新値 — ■前回値(2018年) 349万戸 ■初期値(2013年) 318万戸</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模 【2030年までに14兆円】 ⇒進捗状況(N) ■最新値 — ■前回値(2018年) 12兆円 ■初期値(2013年) 11兆円</p> | <p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数 【2025年度に212,000件】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 168,460件 ※システム改修前想定値:187,160件(2023年1月) ■前回値(2021年度) 197,822件 ※システム改修前想定値:460,416件 ■初期値(2016年度) 105,872件</p> <p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合 【2030年度に50%】 ⇒進捗状況(N) ■最新値 — ■前回値(記載なし) ■初期値(2019年度) 15%</p> | <p>(不動産市場環境の構築) a. 不動産価格指数をはじめとした不動産情報に係る各指数の安定的な運用を図ることで不動産情報基盤を改善し、充実させる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁:国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 2023年度については、既存住宅販売量指数(確報値)・法人取引量指数について試験運用をおこない、今後もIMF等の動向を注視しつつ、継続な運用の中での本格運用への移行を検討する。</p> <p>b. 専門家によるインスペクションの活用促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁:国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 建物状況調査の意義・効果について整理するとともに、制度理解向上のための売主・買主向けリーフレットの更新、周知を予定している。 既存住宅状況調査(インスペクション)等の普及に係る取組について、補助による重点支援の検討を行い、体制を整備している。また、既存住宅状況調査及び「安心R住宅」制度について制度の利用実態の調査・公表等を通じて、さらなる制度の普及・活用に努めている。</p> <p>c. 国内外のインスペクションの運用実態等を踏まえ、宅建業者による建物状況調査のあっせんのさらなる拡大に向けた検討を行うとともに、既存住宅の関連制度について必要な見直しの検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるため</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| | | <p>の必要な制度の運用改善を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 社会資本整備審議会産業分科会不動産部会を開催し、宅建業者が建物状況調査のあっせんに取り組みやすくなる環境整備・実効性強化等の観点から、制度の見直しの方向性等を議論した。 既存住宅状況調査方法基準について、技術的・実務的観点から調査内容の合理化や調査手法の多様化を内容とする所要の改正を行った。</p> | | | |
| <p>○国有地の定期借地件数 【目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕】 ⇒進捗状況(F) ■最新値(2023 年 3 月末) 148 件 ■前回値(2022 年 3 月末) 146 件 ■初期値(2018 年 3 月末) 109 件</p> | <p>○固定資産台帳の更新状況 【毎年度 100%】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022 年度決算分) 95.5% ■前回値(2020 年度決算分) 94.1% ■初期値(2017 年度決算分) 81.7%</p> | <p>(未利用資産等の活用促進) a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合には一般競争入札により処分を行っている。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行ったほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------|---|----|----|----|
| | | <p>につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行っているなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じている。</p> | | | |
| | | <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年度決算に係る固定資産台帳の整備状況について、調査・把握済み。固定資産台帳を活用した取組事例について、総務省HPに集約・公表しており、引き続き、取組事例の集約・横展開を実施する。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| | | <p>固定資産台帳のデータへのリンク集及び保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集については公表済みであり、順次更新する予定である。</p> <p>また、2021年度決算分の財政状況資料集において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 <p>とともに、施設類型別の減価償却率や有形固定資産減価償却率と将来負担比率との組み合わせの比較及び各地方公共団体において行った分析を公表済み。</p> | | | |
| <p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数 【目標は設定せず、モニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】 ⇒進捗状況(F) ■最新値(2023年3月末) 23件 ■前回値(2022年3月末) 21件 ■初期値(2018年3月末) 8件</p> | <p>○市区町村等との間で設置した協議会の数 【増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年3月末) 145件 ■前回値(2022年3月末) 127件 ■初期値(2018年3月末) 75件</p> | <p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検)</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、調整が整った市区町村については最適利用プランの策定を行っている。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| | | <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表した。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じている。</p> | | | |
| <p>○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施 【毎年度増加【改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る】】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度末) 204,819筆 ■前回値(記載なし) ■初期値(2021年度末) 152,245筆</p> | <p>○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施 【2024年度末までに約63,000筆の解消作業に着手】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度末) 643,576筆 ■前回値(記載なし) ■初期値(2021年度末) 558,273筆</p> | <p>1.3. 所有者不明土地等の有効活用</p> <p>(所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等) a. 「民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)」が2021年4月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた取組を実施する。 (2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」の円滑な施行に向け、関係法令(「不動産登記令等の一部を改正する政令(令和5年政令第297号)」、「不動産登記規則等の一部を改正する省令(令和5年法務省令第33号)」)の制定や、新制度の内容等についての積極的かつ細やかな周知・広報活動等の取組を実施しているほか、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」は本年4月27日に施行され、制度開始から半年を経過した現時点において、実際に土地が国庫に帰属した事案も生じており、着実に運用が進んでいる。</p> | → | → | → |
| <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数 【毎年度増加【実績調査の結果及び改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業</p> | <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数 【2024年度末までに約23,100筆】 ⇒進捗状況(A)</p> | <p>b. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <p>の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる]]</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022 年度末) 19,279 筆 ■前回値(記載なし) ■初期値(2021 年度末) 10,717 筆 | <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022 年度末) 31,338 筆 ■前回値(記載なし) ■初期値(2021 年度末) 23,555 筆 | <p>⇒進捗状況(達成) 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)等に基づき新制度が創設されることを踏まえ、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地をより効果的に解消することができるような方策の在り方について検討している。</p> <p>c. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年度に、公共事業の実施主体により一層活用されるよう、運用の見直しを行ったところであり、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施している。</p> <p>d. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 遺言書保管制度の手続案内を法務省ホームページで行うとともに、同制度の概要や保管申請の手続の流れを分かりやすく紹介するパンフレット等の作成・配布や政府広報の活用等を行い、同制度の普及を図っている。</p> | <p></p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p></p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p></p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |
| <p>○地域福利増進事業における利用権の設定数 【2019年6月から10年間で累計100件】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年11月時点) 1件 ■前回値(2022年10月) | <p>○所有者不明土地の収用手続に要する期間(収入手続への移行から取得まで) 【2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月(約1/3短縮)】</p> <p>⇒進捗状況(N)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2024年10月把握可能) ■前回値(記載なし) ■初期値(2016年度) | <p>(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行等)</p> <p>a. 改正所有者不明土地法が円滑に運用されるよう、説明会等での周知活動を行うほか、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業への支援を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p> | <p>→</p> | <p>→</p> | <p>→</p> |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|-----------------------------|----------|--|----|----|----|
| 1 件 ■初期値(2019年6月) 0 件 | 31 か月 | ⇒進捗状況(達成) 2023 年も土地政策推進連携協議会を通して制度周知等を行うとともに、所有者不明土地対策事業費補助金により所有者不明土地対策計画に基づく市町村の取組を支援。 | | | |
| | | b. 国土審議会の分科会等における審議を経て、土地基本方針の変更について検討する。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 国土審議会土地政策分科会において、2024 年に予定している土地基本方針の改定に向けた調査・審議を行っており、引き続き検討を進める。 | → | → | |
| | | c. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年～2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるとともに、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(2024年度)までに、計画事業量の達成に向けて必要な措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 所有者不明等の場合でも調査を進める新たな調査手続や、官民境界のみを先行して調査を行う街区境界調査等の効率的な調査手法について、導入促進に向けた取り組みを推進しており、市町村等が行う地籍調査の現場においてその活用が着実に進んでいる。また、関係者へのアンケート調査等を実施し、計画事業量の達成に向けた課題やニーズの収集・整理を行った。 | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア 【2023年度末までに8割】 ⇒進捗状況(B)</p> <p>■最新値(2023年3月末) 59.5%</p> <p>■前回値(2022年3月末) 58.9%</p> <p>■初期値(2017年度) 55.2%</p> | <p>○制度による所有者不明農地の活用面積 【毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕】 ⇒進捗状況(a)</p> <p>■最新値(2023年3月末) 168ha</p> <p>■前回値(2022年3月末) 109ha</p> <p>■初期値(2021年3月末) 58.4ha</p> | <p>(所有者不明農地) a. 所有者不明農地の利活用のための制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 農林水産省のHP上で所有者不明農地の利活用のための制度について周知するとともに、活用事例を収集して公表。</p> | → | → | → |
| <p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合 【2028年度末までに5割】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2023年3月末) 39%</p> <p>■前回値(2022年3月末) 39%</p> <p>■初期値(2016年3月末) 3割</p> | <p>○私有人工林が所在する市町村のうち、森林経営管理制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合 【2023年度末までに10割】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2023年3月末) 9割</p> <p>■前回値(2022年3月末) 8割</p> <p>■初期値(2021年3月末) 6割</p> <p>○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積 【2021年度～2026年度に約130万ha】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2023年3月末) 約41万ha</p> <p>■前回値(2022年3月末) 約20万ha</p> <p>■初期値 (2021年度新規設定のためなし、</p> | <p>(所有者不明森林) a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で事務手続き・ノウハウの周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 市町村職員等を対象とした研修や説明会を継続的に実施し、延べ1,074名の技術者を育成。さらに、全国で先行している35市町村等を選定し、取組内容を調査・分析するとともに、そのノウハウの横展開を図る取組事例集を作成。当該事例集は2020年度から毎年度作成及び公表している。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. さらに、所有者不明の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインの普及・改善を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 所有者の探索に必要な人工数や工程を調査し、所有者不明森林等における各種ノウハウを研修資料等として整理するとともに、所有者不明森林等に係る特例措置活用のためのガイドラインを2022年4月に公表、2023年2月に改訂し、説明会</p> | → | → | → |

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------|----------------------------|---|----|----|----|
| | 参考：2019～2020年度分 約40万ha) | <p>等においてこれらの普及を図っている。これまでに6市町が、所有者不明森林等の特例措置を活用している。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。 (2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全市町村で整備されている林地台帳については、森林経営管理法に基づき市町村が行う森林所有者の意向調査等に活用しているところ。また、登記簿を基に作成した林地台帳情報について、各種調査等により精度向上を図る取組に対して、地方交付税措置により支援しているところ。</p> | | | |
| | | | → | → | → |

3. 地方行財政改革等

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
 ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額(減少の方向)、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率(改善の方向)

⇒進捗状況(a)

- ・臨時財政対策債の発行額：1.0兆円(1.8兆円、4.0兆円)(2023(2022、2018)年度地方財政計画)
- ・実質赤字比率：赤字団体数 1(0、3) 連結実質赤字比率：赤字団体数 0(0、1)
- ・将来負担比率：早期健全化基準団体数 0(0、1) 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数 4(7、11)(2022(2021、2017)年度)

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| <p>○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表 ⇒進捗状況(a) 団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p> | <p>○窓口業務のアウトソーシングの実施件数 【2023年度までに520団体】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 514団体 ■前回値(2021年度) 490団体 ■初期値(2017年度) 335団体</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 【2023年度に160団体】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年度) 160団体 ■前回値(2022年度) 153団体 ■初期値(2018年度) 69団体</p> | <p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</p> <p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化(業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等)の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 標準委託仕様書等の全国展開に積極的に取り組み、「K P I 第1階層」の「標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2023年度に160団体】」の目標を達成した。 業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果を他の自治体へ波及するため、同プロジェクトの実施団体担当者を他の自治体が開催する行革勉強会等に講師として派遣し横展開を図るとともに、行革の取組状況に関する調査において、全国の優良事例をとりまとめ、行革の取組状況と併せて公表した。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|--|----|----|----|
| | <p>○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 272 団体 ■前回値(2021年度) 253 団体 ■初期値(2017年度) 214 団体 | <p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況(実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表する。あわせて、窓口業務のアウトソーシング・総合窓口の導入に関してB P Rによる業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図るとともに、多様な取組の実態を把握して、今後の窓口業務改革の推進のあり方について検討する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、B P Rの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表した。また、B P Rによる業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図るとともに、多様な取組の実態を把握した。</p> | → | → | → |
| | <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数 ⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 18 業務 ■前回値(2022年度) 18 業務 ■初期値(2018年度) 18 業務 | <p>c. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 窓口業務の委託については、優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップによる窓口業務の委託等の業務改革の取組の状況や、地方自治体における取組状況等を踏まえて基準財政需要額への反映を検討することとしており、2023年度においては導入しないこととした。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|------------|--|----|----|----|
| <p>自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等で規定</p> | | <p>2. 自治体DX推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進</p> | | | |
| | | <p>a. 2022年9月に改定された自治体DX推進計画に基づき自治体DXを推進する。国の取組の進捗等を踏まえ、必要に応じてDX計画の見直しや経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップを行う。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(2023年6月閣議決定)を踏まえ、2023年11月に、自治体DX推進計画を改定。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2023年6月閣議決定)等において国が掲げる理念等を反映したほか、自治体フロントヤード改革の推進等の内容を盛り込んだ。引き続き、国の取組の進捗等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. 自治体DX推進計画に基づく取組を推進するため、民間人材サービス会社等と連携し、自治体におけるデジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援等を実施するとともに、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集又は任用等を行うための経費について財政措置を講ずる。また、自治体間で連携してデジタル人材を確保する取組を推進するとともに、自治体で活躍するデジタル人材のネットワークを構築し、優良事例等の横展開を行う。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 市町村がCIO補佐官等として外部人材の募集又は任用等を行うための経費に係る財政措置について、令和5年度から、内容を拡充。また、都道府県における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費について、令和5年度から、新たに財政措置を講じ、広域的な人材確保の取組を推進。更に、自治体における広域的なデジタル人材の確保の取組への伴走支援等を実施するとともに、デジタル人材の</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|--|----|----|----|
| | <p>○ A I、R P A 導入地域数 【2023 年度までに 880 団体】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■ 最新値(2022 年度) 956 団体</p> <p>■ 前回値・初期値(2021 年度) 779 団体</p> <p>○ A I、R P A ガイドブックに効果や利便性の高い事例を蓄積する ⇒進捗状況(F)</p> | <p>確保・育成の取組をとりまとめた事例集の策定により、先進的な取組の横展開を実施。自治体におけるデジタル人材確保・育成の取組を積極的に支援している。</p> | | | |
| | | <p>c. A I・R P A の利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>自治体における A I・R P A の導入経費に対する特別交付税による一定の財政措置を講じるとともに、事例を盛り込んだ A I・R P A 導入ガイドブックを改定・公表し、地域情報化アドバイザーを派遣するなど、自治体の実装を支援。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>d. マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における円滑な交付のための体制整備の支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。同時に、マイナンバーカードの利活用拡大をはじめとしたデジタル活用による行政の効率化を進める。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、デジタル庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>自治体における、出張申請受付・申請サポートに要する経費や交付体制の整備に係る経費について、施設や支援団体等が行う申請サポート、代理交付によるカードの受取に対して市区町村が助成を行う場合に要する経費を対象にするなど、対象経費を拡充・追加し、マイナンバーカード交付事務費補助金による支援を行った。</p> <p>市町村が指定した郵便局においても交付申請の受付等ができるようにする法改正を実施した。</p> <p>令和5年2月に「引越し手続オンラインサービス」の提供を開始。サービス開始から9月末までの間で、累計439,054件のオンライン申請が行われており、サービス提供当初から活用されている。</p> <p>※令和4年度の年間転出届の件数は、4,623,624件(対面・オンライン合計)である。</p> <p>令和4年度補正デジ田交付金において561のマイナンバーカード利用サービスを採択しており、令和5年度中に実装予定。</p> <p>横展開を加速化するため、マイナンバーカードを活用した優良事例を支えるサービス/システムのカタログを公表し、調達時に必要となる標準的な要件や機能等を整理したモデル仕様書を作成し、12月に公表予定。</p> <p>マイナンバー制度・マイナンバーカードに関するリーフレットを希望する自治体に対し配付を行った。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|---|----|----|----|
| | <p>○2025 年度までの全地方公共団体の標準化対象事務である20の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の3割削減目標の達成など、デジタル活用による定量的な行政効率化効果 ⇒進捗状況(F)</p> | <p>e. 2025 年度までに、全地方公共団体の標準化対象事務である 20 の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の3割削減目標の達成を目指す。 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022 年度に調査等で把握した課題を踏まえ、2023 年9月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を改定した。基本方針に沿って、2026 年3月までの「移行支援期間」において、必要な支援を積極的に行うとともに、技術的に推奨されるシステム構成などのガバメントクラウド先行事業等を通じて得られた検証結果の公表や最適化に係る技術的な相談支援等を、引き続き進めていく。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. その他、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月閣議決定)等に沿って対応する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は令和5年6月に改定するとともに、記載の各施策については各府省庁において適切に推進していると承知している。また、デジタル社会の実現に向けた司令塔としてデジタル庁は、関係省庁と連携し、各施策を推進した。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支 全体 8,126 億円 水道 2,618 億円 工業用水道 56 億円 交通 71 億円 電気 217 億円 ガス 146 億円 病院 1,996 億円 下水道 2,042 億円 その他 980 億円 ・繰出金 2.9 兆円 ■前回値(2021年度) ・収支 全体 10,192 億円 水道 3,324 億円 工業用水道 179 億円 交通 ▲371 億円 電気 212 億円 | <p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率 100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 25.9% ■前回値(2021年度) 18.7% ■初期値(2020年度) 8.9%</p> <p>○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017年度決算(959事業)より減少】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度) 1,019 ■前回値(2021年度) 944 ■初期値(2017年度) 959</p> | <p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 経営戦略の策定・改定及び事業ごとの特性に応じた抜本的な改革の検討を行うよう助言。2023年10月に2022年度の経営戦略の策定・改定状況及び抜本的な改革に係る取組状況を公表。 また、公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集において、経営戦略や抜本的な改革に係る取組についても掲載し、2022年度末に公表。</p> <p>b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 2023年1月に、経営戦略は一定期間ごとの改定が必要であることや、改定に当たっては、DX・GXの取組や、新型コロナウイルス感染症の影響等を経営戦略へ適切に反映することが重要であること等を周知。また、専門的なアドバイザーの派遣により、経営戦略の改定を支援。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|------------|---|----|----|----|
| ガス 72 億円 病院 3,296 億円 下水道 2,327 億円 その他 1,154 億円 ・繰出金 2.8 兆円 ■初期値(2017 年度) ・収支 全体 8,898 億円 水道 3,838 億円 工業用水道 247 億円 交通 1,258 億円 電気 220 億円 ガス 59 億円 病院 ▲985 億円 下水道 3,629 億円 その他 632 億円 ・繰出金 3.1 兆円 | | c. 9 分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 2021 年度決算に基づく 9 分野の経営比較分析表を公表した。 | → | → | → |
| | | d. 水道、下水道などの公営企業について I C T 等デジタル技術を活用した管理を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》 ⇒進捗状況(達成) 公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集において、デジタル技術の活用に係る取組についても掲載し、2022 年度末に公表。 水道事業については、厚生労働省において、I o T などの先端技術を活用する事業について、生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援を行った。 下水道事業については、管路施設の情報のデジタル化を推進するため、令和 4 年度に「下水道情報デジタル化支援事業」を創設し、交付金による財政支援を行った。 | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| | | <p>e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、引き続き専門的なアドバイザーを派遣。</p> | → | → | → |
| <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度) ・収支 全体 8,126億円</p> | <p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満) 【2024年度予算から対象事業の100%】 ⇒進捗状況(B) ・下水道、簡易水道 ■最新値(2023年度) 99.1%、97.9% ■前年度値(2022年度) 97.7%、95.6%</p> | <p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 人口3万人未満の地方公共団体における重点事業のうち、公営企業会計を適用済又は適用に取り組んでいる事業の割合は、2023年4月1日時点で下水道事業が99.1%、簡易水道事業が97.9%となっている。</p> | → | | |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| <p>水道 2,618 億円 工業用水道 56 億円 交通 71 億円 電気 217 億円 ガス 146 億円 病院 1,996 億円 下水道 2,042 億円 その他 980 億円</p> <p>・繰出金 2.9 兆円</p> <p>■ 前回値(2021 年度)</p> <p>・収支</p> <p>全体 10,192 億円 水道 3,324 億円 工業用水道 179 億円 交通 ▲371 億円 電気 212 億円 ガス 72 億円 病院 3,296 億円 下水道 2,327 億円 その他 1,154 億円</p> <p>・繰出金 2.8 兆円</p> <p>■ 初期値(2017 年度)</p> <p>・収支</p> <p>全体 8,898 億円 水道 3,838 億円 工業用水道 247 億円 交通 1,258 億円 電気 220 億円 ガス 59 億円 病院 ▲985 億円 下水道 3,629 億円 その他 632 億円</p> <p>・繰出金 3.1 兆円</p> | <p>■ 初期値(2019 年度) 35.6%、46.4%</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業の割合 【増加】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <p>■ 最新値(2022 年度) 13.1%</p> <p>■ 前回値(2021 年度) 12.8%</p> | <p>b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>その他の事業について、2023 年度までに公営企業会計をできる限り適用するよう要請しており、法適用事業の割合は増加していることから、地方公共団体の取組に一定の進捗が見られる。</p> | → | | |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度) ・収支 全体 8,126 億円 水道 2,618 億円 工業用水道 56 億円 交通 71 億円 電気 217 億円 ガス 146 億円 病院 1,996 億円 下水道 2,042 億円 その他 980 億円 ・繰出金 2.9 兆円 ■前回数値(2021年度) ・収支 全体 10,192 億円 水道 3,324 億円 工業用水道 179 億円 交通 ▲371 億円 電気 212 億円 ガス 72 億円 病院 3,296 億円 下水道 2,327 億円 その他 1,154 億円 ・繰出金 2.8 兆円</p> | <p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【2022年度までに650団体】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 651 団体 ■前回数値(2021年度) 648 団体 ■初期値(2017年度) 324 団体</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度末) 46 ■前回数値(2021年度末) 5 ■初期値(2020年度末) 5</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 【2025年度までに100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2021年度) 92.6% ■前回数値(2020年度)</p> | <p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進 《所管省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省》</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 経営戦略の改定、公営企業会計の適用、広域化・共同化などについて専門的なアドバイザーの派遣や地方財政措置などにより引き続き支援。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促す。 また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップするとともに、各都道府県に対し、必要に応じてプランを改定するよう促す。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(未達) 総務省及び厚生労働省において、各都道府県の取組状況を把握するとともに、システム共同化等のデジタル化の推進に関する事項等を盛り込んだプランを2022年度までに策定するよう要請し、46都道府県で策定済。 また、プラン等に基づく広域化の取組状況を把握し、取組を着実に進めるとともにプランの充実を図るための助言を行い、引き続き、水道事業運営基盤強化推進事業や地方財政措置により、地方公共団体における広域化を支援。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>■初期値(2017年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支 全体 8,898 億円 水道 3,838 億円 工業用水道 247 億円 交通 1,258 億円 電気 220 億円 ガス 59 億円 病院 ▲985 億円 下水道 3,629 億円 その他 632 億円 ・繰出金 3.1 兆円 | <p>90.5%</p> <p>■初期値(2019年度)</p> <p>89.2%</p> | <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、I C T等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のC P S / I o Tの活用)、P P P / P F Iの導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>総務省HPに掲載している公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優民事例集(検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載)に、広域化やP P P / P F I、デジタル技術の活用等の事例を掲載し、2022年度末に公表。</p> <p>また、厚生労働省HPにおいて、広域・官民連携の好事例を周知した。さらに、I o Tなどの先端技術を活用する事業について、生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援を行った。</p> | → | → | → |
| | | <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>厚生労働省及び経済産業省において、水道情報活用システム標準仕様書研究会を通じ、水道情報活用システムの標準仕様の改定等への支援を行ったほか、水道事業者等のWGや会議等を通じて周知を行い、水道情報活用システムの普及活動の支援を行った。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】 ⇒進捗状況(b)</p> <p>■最新値(2022年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支 全体 8,126 億円 水道 2,618 億円 工業用水道 56 億円 交通 71 億円 電気 217 億円 ガス 146 億円 病院 1,996 億円 下水道 2,042 億円 その他 980 億円 ・繰出金 2.9 兆円 <p>■前回値(2021年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支 全体 10,192 億円 水道 3,324 億円 工業用水道 179 億円 交通 ▲371 億円 電気 212 億円 ガス 72 億円 病院 3,296 億円 下水道 2,327 億円 その他 1,154 億円 ・繰出金 2.8 兆円 <p>■初期値(2017年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支 全体 8,898 億円 | <p>○広域化に取り組むこととした地区数(完了した地区数) 【2023年度から2025年度までに180地区】 ⇒進捗状況(N)</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2022年度末) 47都道府県</p> <p>■前回値(2021年度末) 7県</p> <p>■初期値(2020年度末) 3県</p> | <p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進 《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和2年度に社会資本整備総合交付金の交付要件として使用料改定の必要性の検討等を追加するとともに、下水道事業経営セミナーを開催し、経営健全化に取り組む地方公共団体の優良事例等を横展開するなど、引き続き、下水道事業の収支構造の適正化を推進しているところ。また、経営戦略の改定、公営企業会計の適用、広域化・共同化などについて専門的なアドバイザーの派遣や地方財政措置などにより引き続き支援。</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) 7つの協議会において、広域連携に向けた個別施策や計画等の検討・協議を進めており、順次取組みを実施中。</p> <p>c. 都道府県における、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じてPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画の策定。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全国下水道主管課長会議にて、都道府県に対し、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項や、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用に関する事項を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請し、全ての都道府県で策定済。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |
| | | | → | | |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|------------|---|----|----|----|
| 水道 3,838 億円 工業用水道 247 億円 交通 1,258 億円 電気 220 億円 ガス 59 億円 病院 ▲985 億円 下水道 3,629 億円 その他 632 億円 ・繰出金 3.1 兆円 | | d. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) ⇒進捗状況(達成) 各都道府県の「広域化・共同化計画」の策定を推進するため、都道府県を対象とした説明会(国土交通省主催)を実施するとともに、総務省及び国土交通省において、都道府県に対し、施設統廃合の推進に向けて、「広域化・共同化計画」の内容充実を図るための助言を行っている。また、下水道広域化推進総合事業や地方財政措置により、地方公共団体における広域化を支援。 | → | → | → |
| | | e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、I C T等デジタル技術を活用した管理、P P P / P F I の導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施) ⇒進捗状況(達成) 下水道事業経営セミナーでの優良団体の事例発表等に加え、国土交通省H Pにおける経営状況の「見える化」指標の公表、全国下水道主管課長会議におけるI C Tによる維持管理共同化事例の周知により、下水道経営健全化の取組を推進。併せて総務省H Pに掲載している公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集(検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載)に、広域化やP P P / P F I、デジタル技術の活用等の事例を掲載し、2022年度末に公表。 | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、P P P / P F I 導入の成果について周知する。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>⇒進捗状況(達成) コンセッション等のP P P / P F I 導入に向けて取組を進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、P P P / P F I 検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せてP P P / P F I 導入の成果について周知しているところ。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】 ⇒進捗状況(b)</p> <p>■最新値(2022 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支 全体 8,126 億円 水道 2,618 億円 工業用水道 56 億円 交通 71 億円 電気 217 億円 ガス 146 億円 病院 1,996 億円 下水道 2,042 億円 その他 980 億円 ・繰出金 2.9 兆円 <p>■前回値(2021 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支 全体 10,192 億円 水道 3,324 億円 工業用水道 179 億円 交通 ▲371 億円 電気 212 億円 ガス 72 億円 病院 3,296 億円 下水道 2,327 億円 その他 1,154 億円 ・繰出金 2.8 兆円 <p>■初期値(2017 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支 全体 8,898 億円 水道 3,838 億円 工業用水道 247 億円 | <p>○公立病院経営強化プランの策定率【2023 年度末までに 100%】 ⇒進捗状況(N)</p> <p>■初期値・最新値(2022 年度) 16.5%</p> | <p>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</p> <p>a. 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、2023 年度末までにすべての公立病院において経営強化プランを策定。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 公立病院経営強化プランの策定状況は、2022 年度末時点における策定率は 16.5%。なお、未策定病院については、2023 年度末までに策定予定。</p> | → | | |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>交通 1,258 億円 電気 220 億円 ガス 59 億円 病院 ▲985 億円 下水道 3,629 億円 その他 632 億円 ・繰出金 3.1 兆円</p> | | | | | |
| <p>○経営健全化のための方針の策定要件 ①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の割合 ①債務超過法人 ②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上で</p> | <p>○経営健全化のための方針の策定率【全対象団体で策定】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度) 2020年度決算において策定の必要が生じている団体の2022年度における策定率：98.5% ■前回値(2021年度) 2017年度決算において策定の必要が生じた団体の2021年度における策定率：100%</p> | <p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年12月に経営健全化のための方針に沿った取組状況を公表。また、各地方公共団体に対し、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表するよう要請。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----|----|----|
| <p>ある場合も含む)</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合</p> <p>【増加、進捗検証】</p> <p>⇒進捗状況(N)</p> <p>■最新値・初期値(2021年度) 52.5%</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付)</p> <p>【減少、進捗検証】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <p>・損失補償・債務保証</p> <p>■最新値(2021年度) 2.3兆円</p> <p>■前回値(2020年度) 2.4兆円</p> <p>■初期値(2016年度) 3.2兆円</p> <p>・短期貸付</p> <p>■最新値(2021年度) 1,439億円</p> <p>■前回値・初期値(2020年度) 1,478億円</p> | <p>■初期値(2020年度) 2017年度決算において策定の必要が生じた団体の2020年度における策定率：100%</p> | <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年12月に経営健全化のための方針の策定状況を公表。その後、未策定の地方公共団体に対し速やかな策定を要請。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】 ⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 1,551 団体 ■前回値(2020年度) 1,225 団体 ■初期値(2019年度) 931 団体 <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】 ⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 1,454 団体 ■前回値(2021年度) 1,228 団体 ■初期値(2017年度) 645 団体 <p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表 ⇒進捗状況(a) 団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p> | <p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」 ⇒進捗状況(a) 地方公共団体の決算を地方財政計画上の各歳入・歳出項目に振り分けた上で、両者の比較を実施し、見える化を推進(2021(2020)年度決算分)</p> <p>○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」 ⇒進捗状況(a) 試行調査を実施・結果を公表(2021(2020、2017)年度決算分)</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」 ⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度決算分) 全団体 ■前回値(2020年度決算分) 全団体 ■初期値(2017年度決算分) 全団体 | <p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 地方公共団体の決算を地方財政計画上の各歳入・歳出項目に振り分けた上で、両者の比較を実施し、見える化を推進(2021(2020)年度決算分)</p> <p>b. 地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 2021年度決算に関する地方単独事業(ソフト)について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化するため、試行調査を実施・公表。2022年度決算に関する調査からは、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施。</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 2021年度決算に関して、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表・一覧化済。</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 今年度も引き続き、先進団体職員や公認会計士等の専門家を、課題を抱える市区町村に直接派遣することで、作成が遅れている団体や資産管理向上に活用していない団体の支援に取り組んでいる。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|--|----|----|----|
| | <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民一人当たり行政コスト <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021 年度決算分) 全団体 ■前回値(2020 年度決算分) 全団体 ■初期値(2017 年度決算分) 全団体 ・ストック情報の「見える化」 <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021 年度決算分) 47 都道府県・20 指定都市・1,658 市区町村 ■前回値(2020 年度決算分) 46 都道府県・20 指定都市・1,634 市区町村 ■初期値(2016 年度決算分) 8 都道府県・11 指定都市・342 市区町村 ・予算・決算の対比 <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021 年度決算分) 全団体 ■前回値(2020 年度決算分) 全団体 ■初期値(2018 年度決算分) 全団体 ・基準財政需要額等の内訳等の公開 総務省において公表済(2023(2022、2021)年度) | <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民一人当たり行政コスト等について、2021 年度決算分の各地方公共団体の情報の「見える化」を実施済。 ②ストック情報について、2021 年度決算分の「見える化」を実施済。 ③予算・決算の対比について、2021 年度決算分の「見える化」を実施済。 ④基準財政需要額の内訳等について 2023 年度算定を踏まえた内容に更新して公表済。 | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|---|----|----|----|
| | <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2021 年度決算分) 1,676 団体</p> <p>■前回値(2020 年度決算分) 1,638 団体</p> <p>■初期値(2019 年度決算分) 1,539 団体</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>・財務書類の「見える化」</p> <p>■最新値(2021 年度決算分) 1,713 団体</p> <p>■前回値(2020 年度決算分) 1,679 団体</p> <p>■初期値(2016 年度決算分) 1,588 団体</p> | <p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>①2021 年度決算に関して、統一的な基準による地方公会計について、各地方公共団体が作成した財務書類の情報を取りまとめ、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表済。</p> <p>②固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて管理を行っている取組をはじめ、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例について、総務省 H P に集約・公表するとともに、研修等の機会を通じて、各地方公共団体に説明を行っている。</p> | → | → | → |
| | | <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「1 - 4 医療・福祉サービス改革」及び「4 - 1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上」に基づき、各分野における取組を推進。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|---|----|----|----|
| | <p>○令和2年度から令和4年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数【2023年度までに100%】 ⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年6月時点) 94% ■前回値(2023年1月時点) 80% ■初期値(2022年5月時点) 53% <p>○令和2、3年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数【2023年度までに100%】 ⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年6月時点) 83%(令和2、3年度の平均) ※参考値 令和2年度 89% 令和3年度 77% ■前回値(2023年1月時点) 70%(令和2年度) ■初期値(2022年5月時点) 39%(令和2年度) | <p>h. 地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた同交付金の在り方の観点を含めた課題の検証を行う。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地方創生臨時交付金を活用して令和3年度に実施され、完了した事業について、全事業を対象に用途や効果等の把握・分析のための調査を行い、感染状況や医療提供体制、人口規模等の自治体の特性別の分析も含め、令和5年6月に結果を取りまとめた。また、令和4年9月から令和5年8月まで三度に渡り、地方創生臨時交付金を活用して実施された事業の効果検証を各自治体が適切な方法により速やかに実施するよう促すため、事業の実施状況及びその効果に関する公表状況の調査結果を公表するとともに、特徴的な取組事例を周知してきた。</p> <p>引き続き、地方創生臨時交付金を活用して令和4年度に実施された事業について、全事業を対象に用途や効果等の把握・分析のための調査を行っているところ。</p> | → | | |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p> <p>⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年) 90.7% ■前回値(2021年) 90.2% ■初期値(2018年) 75.6% | <p>○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】</p> <p>⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年) 95.3% ■前回値(2021年) 95.1% ■初期値(2017年) 84.6% | <p>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。例えば、よくある質問(F A Q)を設け、内閣府HPに掲載する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、制度所管府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」において年内に公表。</p> | → | → | → |
| <p>○人口の社会減の緩和・社会増など(事後的に検証)</p> | <p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2024年度までに39圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>・連携中枢都市圏</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 38圏域 ■前回値(2021年度) 37圏域 ■初期値(2015年度) | <p>11. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>連携中枢都市及び連携市町村並びに中心市及び近隣市町村の取組に対して、普通交付税や特別交付税による包括的財政措置を講じるなど、広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等の支援を実施している。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|---|----|----|----|
| | <p>13 圏域 ・定住自立圏 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022 年度) 130 圏域 ■前回値(2021 年度) 129 圏域 ■初期値(2014 年度) 79 圏域</p> <p>○各圏域において取り組む施策や事業に応じた設定した成果指標(K P I)の達成率 【進捗検証】 ⇒進捗状況(F) ・連携中枢都市圏 ■最新値(2023 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2023 年 3 月末時点で約 53%が達成済又は達成見込み。 ■前回値(2022 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2022 年 3 月末時点で約 52%が達成済又は達成見込み。 ■初期値(2020 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2020 年 3 月末時点で約 55%が達成済又は達成見込み。</p> <p>・定住自立圏 ■最新値(2023 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2023 年 2 月末時点で約 64%が達成済又は達成見込み。 ■前回値(2022 年度)</p> | <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》 ⇒進捗状況(達成) 2023 年度においても、「多様な広域連携促進事業」を実施し、今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた広域連携に係る先進事例の知見を収集し、情報提供を実施。</p> <p>c. 各圏域における連携の効果をより適切に検証するための K P I の設定を促す観点から、各圏域における施策や事業の K P I の設定状況や取組状況を把握するとともに、優良事例等を各圏域にフィードバックする。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 各圏域における K P I の設定状況等を調査し、連携中枢都市圏及び定住自立圏における K P I の設定等に関する基本的な考え方を各圏域に示した。また、適切な K P I の設定等を行うことが望ましい旨を連携中枢都市圏構想推進要綱及び定住自立圏構想推進要綱にも記載。この考え方にに基づき、K P I を見直した優良事例等を調査し、各圏域にフィードバック。</p> <p>d. 新型感染症拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》 ⇒進捗状況(達成) 「多様な広域連携促進事業」をはじめ、隣接していない自治体間におけるデジタル技術を活用した取組事例を収集・分析。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|--|---|----|----|----|
| | <p>各圏域において設定したK P Iのうち、2022年2月末時点で約57%が達成済又は達成見込み。 ■初期値(2020年度) 各圏域において設定したK P Iのうち、2020年2月末時点で約56%が達成済又は達成見込み。</p> <p>○複数の市町村による共同策定が可能であることについて明確化されている法定計画の数 【2023年度までに209計画】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年度) 218計画 ■前回値(2022年度) 179計画 ■初期値(2021年度) 115計画</p> | <p>e. 複数の市町村による計画の共同策定については、2021年7月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、内閣府、関係府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年7月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において、市町村が策定する法定計画について、特段の支障が無い限り原則として共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにする方向で制度・運用の見直し等必要な措置を講じている。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. 介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年3月に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県に対して、管内小規模保険者等への支援を要請した。 また、監査実績が少ない保険者の参考となる監査マニュアルの策定に向け、調査研究事業を実施した。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○法律により地方公共団体に策定を求められる計画の数 【総量】 ⇒進捗状況(F) ■最新値・初期値(令和4年12月末時点) 504計画</p> | <p>○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数 【新設された計画数-(廃止した計画数+一体的策定等の条文化により減少可能な計画数) ≤ 0】 ⇒進捗状況(b) ■最新値・初期値(令和4年) 6計画</p> | <p>12. 計画策定の必要性の検証</p> <p>a. 骨太の方針2022に沿った対応がなされるよう、関係府省庁において必要な措置を講じる。また、提案募集方式による地方からの提案等により、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 関係府省庁の制度の検討に当たって、骨太の方針2022に沿った対応となるよう、計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドを策定した。本ナビゲーション・ガイド等に基づき、関係府省庁において、既存計画の統廃合や事務負担の軽減に係る見直しが進められている。 また、令和4年提案募集においては、計画策定等を重点募集テーマとし64件の提案について関係府省庁による見直し及び検討が行われた。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○法定外税や超過課税による税収 ⇒進捗状況(F) ・法定外税による税収、超過課税による税収 ■最新値(2021年度) 634億円、7,698億円 ■前回値(2020年度) 597億円、5,945億円 ■初期値(2016年度) 517億円、6,515億円</p> | <p>○法定外税や超過課税の導入団体及び件数 ⇒進捗状況(F) ・法定外税の導入状況 ■最新値(2023年度) 34都道府県・20市区町村・65件 ■前回値(2022年度) 34都道府県・19市区町村・64件 ■初期値(2017年度) 34都道府県・14市区町村・57件 ・超過課税の導入状況 ■最新値(2022年度) 127都道府県・1,615市区町村 ■前回値(2021年度) 127都道府県・1,614市区町村 ■初期値(2018年度) 127都道府県・1,588市区町村 (注)超過課税の導入団体数について、1団体で複数の税目について超過課税を行っている場合は延べ数を計上</p> | <p>13. 地方の独自財源の確保(法定外税及び超過課税の活用の促進)</p> <p>a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地方団体向けの各種説明会等において、法定外税及び超過課税の導入団体や税収規模など課税自主権の活用状況を紹介するとともに、ホームページにおいても課税自主権に関するページを設け、情報提供を行っている。</p> | → | → | → |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| — | — | <p>1 4. 国と地方の新たな役割分担等</p> <p>a. 大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>令和4年12月9日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)が公布され、本改正にて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生・まん延時における医療提供体制について、県内での人材確保の取組等を行ってもなお医療がひっ迫する場合、まずは都道府県間での調整を行いつつ、近隣県からの応援が円滑に実施されない場合等に、国を介した広域的な医療人材派遣を実施する仕組みの創設(令和6年4月1日施行) ・感染症発生・まん延時における保健所体制について、広域的な保健師等の派遣等に係る国による総合調整権限の創設(令和4年12月9日施行)等を行うこととしている。 | → | → | |

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>b. 社会全体におけるDXの進展及び今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する必要がある。このため、総務省は、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、将来の地域住民サービスの在り方を見据え、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担や連携の在り方を明確化する観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>第33次地方制度調査会において、関係省庁・地方6団体ヒアリングや委員間の討議を踏まえ、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方について調査審議が行われている。今後、同調査会のとりまとめを踏まえ、法整備を視野に入れつつ検討を進める。</p> | → | | |

政策目標

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、国・地方はデジタル田園都市国家構想基本方針で示された方向性にのっとり、様々な施策を通じて、当面の取組を進める。

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----|----|----|
| <p>○地方創生推進費(仮称)の算定に使用している指標(若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等) ⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率、年少者人口比率 <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) -0.7%、11.8% ■前回値(2021年度) -0.5%、12.0% ■初期値(2017年度) -0.3%、12.6% ・若年者就業率、女性就業率 <ul style="list-style-type: none"> ■最新値・前回値(2020年度) 54.6%、66.7% ■初期値(2015年度) 55.1%、65.9% <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(地方税収入額、地方債依存度) ⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税収入額、地方債依存度 <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 42.4兆円、9.2% ■前回値(2020年度) 40.8兆円、9.4% ■初期値(2016年度) 39.4兆円、10.2% | <p>○地方創生推進費(仮称)のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】 ⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 46.7% ■前回値(2022年度) 43.3% ■初期値(2019年度末) 33.3% | <p>15. 地方交付税(地方創生推進費(仮称))について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>a. 「地方創生推進費(仮称)」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2020年度からの5年間の段階的シフトの4年目として、2023年度においては、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へシフトしており、予定通り2023年度における目標を達成している。(2019年度末時点で、「成果」の割合が33.3%であったところ、今年度のシフトにより「成果」の割合は46.7%となっている。)</p> | → | → | |

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024年度までに60%】 (注)今後のK P Iについては、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を踏まえ検討 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2022年度) 44.2% ■前回値(2021年度) 53.3% ■初期値(2019年度) 46.1%</p> | <p>○地域運営組織の形成数 【2024年度までに7,000団体】 (注)今後のK P Iについては、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を踏まえ検討 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度) 7,207団体 ■前回値(2021年度) 6,064団体 ■初期値(2019年度) 5,236団体</p> | <p>16. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> | | | |
| | | <p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》 ⇒進捗状況(達成) 地方公共団体担当者会議を5月にオンラインで実施。</p> | → | → | → |
| | | <p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、全国フォーラムの開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府》 ⇒進捗状況(達成) 小さな拠点及び地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進するため、オンラインセミナー及び全国フォーラムを開催。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、施策評価のあり方について検討を進めるほか、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》 ⇒進捗状況(達成) 「小さな拠点の形成に関する実態調査」(内閣府)、「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」(総務省)を実施し、地域運営組織や小さな拠点の状況を一覧にして、HPで公表予定。</p> | → | → | → |

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 | |
|---|---|---|---|----|----|--|
| | | <p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 5月に開催した地方公共団体担当者会議において、小さな拠点税制の活用等による法人化の事例を紹介。</p> | → | → | → | |
| | | <p>e. デジタル田園都市国家構想交付金等も活用して支援するとともに、関連経費について地方財政措置。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地方創生推進交付金により、小さな拠点分野の事業を23件支援しているほか、地域運営組織の関連経費について地方交付税措置。</p> | → | → | → | |
| <p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成 (事前に設定したK P Iを達成した事業数/交付金対象事業数) 【目標：77%】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2021年度実施事業) 72% ■前回値(2020年度実施事業) 73% ■初期値(2016年度実施事業) 84%</p> | <p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 (K P Iを設定した事業数/交付金対象事業数) 【目標：全事業】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年度採択事業) 全事業 ■前回値(2022年度採択事業) 全事業 ■初期値(2018年度実施事業) 全事業</p> <p>○地方公共団体のK P I達成に貢献す</p> | <p>17. 地方創生推進交付金の効果向上</p> | <p>a. 地方公共団体における検証体制の整備等 ・地方公共団体における、ガイドライン等の活用やデータ活用の推進を通じ、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証(デジタル技術を活用した同交付金活用事業の個別調査・分析等を含む)を実施 《所管省庁：内閣官房、内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和5年4月に、「地方創生推進交付金の効果検証に関する報告書(2022年度)」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン(令和5年3月改定)」としてHPに公表し、効果的な検証体制等や環境整備を促進。</p> | → | | |

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果(経済波及効果等) 【目標：1.6倍】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2021年度実施事業) 1.6倍 ■前回値(2020年度実施事業) 1.6倍 ■初期値(2016年度実施事業) 1.6倍</p> | <p>る可能性が高い取組である「適切なK P I 設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2021年度採択事業) 85% ■前回値(2020年度採択事業) 82% ■初期値(2017年度採択事業) 45%</p> | <p>b. 先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》 ⇒進捗状況(達成) 令和5年4月に、「地方創生関係交付金の活用事例集(令和5年3月)」としてHPに公表し、先導的な取組事例を展開。</p> | → | | |
| <p>○デジタル田園都市国家構想交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成(事前に設定したK P I を達成した事業数/交付金対象事業数) 【目標：目標については、今後の実績等を踏まえて設定】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2022年度実施事業) 19%</p> | <p>○デジタル実装に取り組む地方公共団体 【目標：デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)で規定】 ⇒進捗状況(N) ■最新値(2023年6月現在) 1090団体</p> | <p>18. デジタル田園都市国家構想交付金の創設・活用 a. 効果的な事業の採択(2026年度以降も継続的に実施) デジタル田園都市国家構想交付金について、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組内容か、事業の成果を計測するにあたって適切なK P I 設定になっているか等を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》 ⇒進捗状況(達成) 自治体が設定したK P I が適切に設定になっているか等を審査し、効果が見込まれる事業を採択。</p> | → | → | → |

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>b. 効果検証・優良事例の全国展開の検討(2026 年度以降も継続的に実施)デジタル田園都市国家構想交付金の効果検証実施や、地方創生に係る特徴的な取組事例の公表等を通じた優良事例の全国展開を検討。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 令和4年度に行った事業については、現在効果検証を行っているところ。採択事例についてはホームページにて公表。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 必要予算の確保(2026 年度以降も継続的に実施) 各年度予算において、所要額を計上。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和4年度2次補正予算にてデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプとして400億円を計上</p> | → | → | → |

4 . 文教 · 科学技術

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・O E C D・P I S A調査等の各種調査における水準の維持・向上

※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上(P I S A(2015, 2018) : 科学リテラシー(1位, 2位)、読解力(6位, 11位)、数学リテラシー(1位, 1位))

⇒進捗状況(A)

P I S A(2015, 2018, 2022) : 科学リテラシー(1位, 2位, 1位)、読解力(6位, 11位, 2位)、数学リテラシー(1位, 1位, 1位)

※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※(政令市) 【2025年度までに100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 100%(2022年度) ■前回値 95%(2021年度) ■初期値 85%(2018年度)</p> <p>※(市区町村) 【2025年度までに100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 64.9%(2022年度) ■前回値 61%(2021年度) ■初期値 20.8%(2018年度)</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※(都道府県) 【2025年度までに100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 87.2%(2022年度) ■前回値 87.2%(2021年度)</p> | <p>○少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等)に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 【2025年度までに100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 86.6%(2022年度) ■前回値 77.6%(2021年度) ■初期値 50.7%(2019年度)</p> | <p>1. 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>a. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の附則規定に基づき、少人数学級の効果等に関する実証研究を推進。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022年度より、少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキルに与える効果、教員に与える影響等について複数の地方公共団体を対象に実証的な調査研究を行っており、2023年度には複数の自治体に対し調査を行った。</p> <p>b. 学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について、2022年度に実施した調査に係る分析を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> | <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|------------|--|----|----|----|
| <p>■ 初期値 87.2%(2018 年度)</p> <p>※(政令市) 【2025 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■ 最新値 90%(2022 年度) ■ 前回値 90%(2021 年度) ■ 初期値 55%(2018 年度)</p> <p>※(市区町村) 【2025 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(B)</p> <p>■ 最新値 44.4%(2022 年度) ■ 前回値 37.5%(2021 年度) ■ 初期値 47.1%(2018 年度)</p> <p>※業務改善の定量的把握を調査する項目において、2019 年度から、業務改善の P D C A サイクルの構築も追記し要件を厳格化(都道府県・政令市も同様)。</p> | | <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>公立小中学校等の教師の勤務実態に関する調査を実施した。2023 年には調査結果をまとめた速報値を公表し、加えて中央教育審議会における議論に資するよう調査結果の更なる分析を実施した。</p> <p>c. 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>都道府県・指定都市の方針策定計画の状況を確認するとともに、策定計画予定のない都道府県・指定都市の理由等を確認し取組を促した。</p> | | | |
| | | | → | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> | <p>○教員業務支援員を配置している市町村の割合 【2025年度までに100%】 ⇒進捗状況(a) ■初期値 81.4%(2022年度)</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合 【2022年度までに70%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度)71.0% ■前回値(2021年度)68.9% ■初期値(2018年度)59.7%</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 【2025年度までに75%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 72.3%(2022年度) ■前回値 70.1%(2021年度) ■初期値 63.8%(2018年度)</p> | <p>2-1. 学校における働き方改革</p> | | | |
| | | <p>(支援スタッフの活用等によるチームとしての学校の推進) a. 支援スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策の検討及び促進。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 各教育委員会に対して、教員業務支援員の一層の配置促進を図った。</p> | → | | |
| | | <p>b. 部活動改革について、部活動指導員の配置等、地域の実情に応じた総合的な取組を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 部活動指導員については令和5年度では運動部10,500人、文化部2,052人の計12,552人分の予算を措置。また、部活動の地域連携・地域移行に向けた改革推進期間を2023年度から開始し、地域の実情に応じ取組を総合的に支援している。</p> | → | | |
| <p>(学校事務の共同実施) c. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(未達) 全国の教育委員会を対象に、学校事務の共同実施状況の調査を実施予定。</p> | → | | | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○教師の I C T 活用指導力の向上 ・授業に I C T を活用して指導する能力【2023 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 78.1%(2022 年度) ※速報値 ■前回値 75.3%(2021 年度) ■初期値 68.9%(2019 年度)</p> <p>・児童生徒の I C T 活用を指導する能力【2023 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 79.6%(2022 年度) ※速報値 ■前回値 77.3%(2021 年度) ■初期値 71.3%(2019 年度)</p> | <p>○学習者用コンピュータの整備状況【義務教育段階の児童生徒 1 人 1 台端末水準を維持】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 99.9%(2022 年度) ■前回値 98.5%(2021 年度) ■初期値 96.5%(2020 年度)</p> <p>○無線 L A N 又は移動通信システム(L T E 等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合【2023 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 97.8%(2022 年度) ■初期値 96.7%(2021 年度)</p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況【2025 年度までに義務教育段階の学校において 100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 99.9%(2022 年度) ■前回値 40.6%(2021 年度) ■初期値 8.2%(2019 年度)</p> | <p>2-2. 教育の情報化の加速</p> <p>(学校 I C T 環境の整備) a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。学校のネットワークや指導者用端末など地域による I C T 環境に差が生じないよう、自治体における I C T 環境整備に係る計画策定・実施を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 学校における教育の情報化の実態等について調査し、各自治体における最新の状況を把握するとともに、学校 I C T 環境の整備・活用に関する補助金のメニューを見直すなど、国や自治体の施策の改善につなげている。また、2021 年度補正予算等を通じて、指導者用端末の整備やネットワーク点検に係る経費を補助し、I C T 環境整備を更に進めた。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>○ 1人1台端末を授業で活用している学校の割合 【2023年度までに週3日以上活用を90%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 90.6%(2023年度) ■初期値 85.2%(2022年度)</p> <p>○ I C Tを活用した校務効率化の取組状況 【I C Tを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合を2023年度までに50%】 ※校務のデジタル化に関する実証研究や教師の勤務実態等を踏まえ、K P Iを検討。 ⇒進捗状況(B) ■最新値 28.5%(2023年度)</p> <p>○ I C T機器の活用による児童生徒の変容等の情報活用能力に関する指標の設定 ※「情報活用能力調査」(2021年度中実施)を踏まえ検討</p> | <p>○情報通信技術支援員(I C T支援員)の活用状況 【2024年度までに4校に1人程度】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 現在調査中(2022年度) ■前回値 5.8校に1人(2021年度) ■初期値 9.4校に1人(2020年度)</p> <p>○I C T活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 【2023年度までに100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 72.8%(2022年度) ※速報値 ■前回値 75.8%(2021年度) ■初期値 50.1%(2019年度)</p> <p>○校務支援システムの導入等により校務D Xを推進する自治体の割合 【2025年度までに100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 86.3%(2022年度) ■前回値 81.0%(2021年度) ■初期値 64.8%(2019年度)</p> | <p>b. 義務教育段階において、1人1台端末環境を維持しつつ、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 公立学校情報機器整備費補助金等を通じた1人1台端末の整備や利活用のための支援基盤の構築に加え、家庭学習のための貸与用モバイルルータの整備支援や、低所得世帯への通信費支援などの取組を行っている。</p> <p>c. 文部科学省C B Tシステム(M E X C B T：メクビット)の機能拡充等を行うとともに、全国学力・学習状況調査のC B T化に向けた取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 文部科学省C B Tシステム(M E X C B T)について、必要な機能開発・拡充・利便性向上を実施し、2023年10月現在で約2.5万校、約810万人が登録している。全国学力・学習状況調査においては、2023年度の中学校英語「話すこと」調査にてM E X C B Tを活用したほか、2024年度の生徒質問調査等でも活用予定である。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|------------|---|----|----|----|
| <p>※その他G I G Aスクール構想のエビデンス整備に関する研究会において引き続き検討し、K P Iを設定。</p> | | <p>(デジタル教科書の普及促進) d. 2024年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、2022年10月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講じる。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年2月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、令和6年度からの英語等のデジタル教科書の導入に向けて、全ての小中学校等を対象に英語等一部教科書のデジタル教科書を提供する実証事業等を実施。</p> | → | | |
| | | <p>e. 学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年度においては、全ての小中学校等を対象に英語等のデジタル教科書を提供し普及促進を図る事業を実施しているほか、デジタル教科書の使用による効果・影響等に関する実証研究等を行っている。</p> | → | | |
| | | <p>f. 実証事業や報告書を踏まえ、必要な措置を講じる。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年度においては、全ての小中学校等を対象に英語等のデジタル教科書を提供し普及促進を図る事業を実施しているほか、デジタル教科書の使用による効果・影響等に関する実証研究等を行うとともに、効果的な活用に向けて、研修動画やガイドブック等による優良事例の横展開を図っている。</p> | → | → | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>(情報活用能力の育成) g. 情報活用能力を育成するために、I C Tを活用した好事例等を発信。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 情報活用能力調査の結果を公表するとともに、「情報活用能力育成のためのアイデア集」を公開し、情報活用能力を育成するための実践事例を紹介している。</p> | → | → | → |
| | | <p>(遠隔・オンライン教育の推進) h. 中学校の遠隔教育特例校等における成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 遠隔教育特例校の取組状況等に関する調査を実施するとともに、当該制度の活用事例をはじめとした学びにおけるオンラインの活用事例等について各種会議において周知した。また、G I G Aスクール構想に基づく環境整備に加え、I C Tを最大限に活用した教育環境改善のためのネットワークの構築等を通して遠隔教育の推進に取り組んだ。</p> | → | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

- i. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子どもたちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。

《所管省庁：文部科学省》

⇒進捗状況(達成)

不登校児童生徒について、令和5年3月にとりまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」において、教育支援センターなどの多様な場においてオンラインを活用した学習機会を確保することが重要であること等を示すとともに、同年10月にとりまとめた「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を踏まえ、教育支援センターのICT整備を緊急強化することに加え、教室外の学習成果の成績反映を促すため、令和5年度中を目途に法令上の措置を講ずる予定。また、不登校等の多様な背景を有する生徒に対して柔軟で質の高い学びを保障するため、全日制・定時制高校における自宅等での同時双方向型の遠隔授業の受講や、通信教育の活用を可能とするための制度の見直しを実施予定(令和6年4月1日施行予定)。

病気療養児について、令和5年3月に、同時双方向型の授業配信を原則とした上で、児童生徒の病状や療養の状況に応じて学校の判断により、オンデマンド型の授業配信を実施することが可能となる告示及び通知を改正し、4月に施行した。更に、病気療養児の実態把握のための調査を実施し、10月に公表した。また、令和5年度より、オンデマンド型の授業の実施方法や評価方法等について調査研究を行っており、令和6年度末までに成果を取りまとめる予定。

感染症や災害の発生時等にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するオンラインを活用した学習指導について、学習評価へ反映できること、一定の要件の下で対面での再指導を不要とすること、一定の方法によってオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合は、「オンラインを活用した特例の授業」として、指導要録に記録することとした。

→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>特に中山間地域や離島等の高等学校について、生徒の多様な教育機会の確保や持続的な地方創生の核としての機能強化の観点から I C T を最大限に活用した教育環境改善のためのネットワークの構築等を実施し、現在 13 箇所を指定している。上記実証研究の成果等を踏まえ、教科・科目充実型の遠隔授業について、小規模校等に在籍する生徒の多様な教科・科目選択を保障するための制度の見直しを実施予定(令和6年4月1日施行予定)。</p> | | | |
| | | <p>(学校の指導体制等の充実) j. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知及び配置の促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「高等学校教科「情報」の免許保持教員の増加に向け、必修科目「情報Ⅰ」の授業解説動画を作成、公開し周知した(シリーズ全体で約5万回再生)。また、各自治体における指導体制を充実させるよう通知を発出した。</p> | → | | |
| | | <p>k. さらなる情報通信技術支援員(I C T 支援員)の配置を促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) I C T 支援員の配置が進んでいない自治体に対しては、地方財政措置分の確実な配置を働きかけており、引き続き配置の促進を図っていく。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>l. 研修の充実等、学校の I C T 環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 各自治体に対し、「学校 D X 戦略アドバイザー」による専門的な助言や研修支援を実施している。1 人 1 台端末の活用に向けて、文部科学省内に設置した特命チームが、設置者に対する伴走支援や、I C T を活用した指導方法の周知等を実施している。</p> | → | | |
| | | <p>m. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和 4 年中教審答申を踏まえ、特別免許状による外部人材の活用を一層推進するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を改訂し、授与の前段階で指導方法・指導技術等に関して普通免許状との同等性を過度に重視しない運用の徹底や、一定の勤務経験等を有する特別免許状取得者に、講習の受講等との組合せにより他校種の特別免許状の授与を積極的に行うことを促すなどの内容を明記するとともに、特別免許状の「授与」のみならず、特別免許状の授与を前提とした「採用」や、特別免許状による入職後の「研修」等の側面も含め、一体的に推進していくに当たっての総合的な指針とする予定。また、外部人材が円滑に学校現場に参画するための全国で活用可能なモデルの創出・展開につなげるための委託事業を実施中。 さらに、特別免許状や特別非常勤講師制度を活用して教壇に立つ外部人材が、自身が有する専門性をより生かして教職として指導するための研修コンテンツを開発中。</p> | → | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>(I C T 活用による校務改善等)</p> <p>n. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、I C Tによる校務改善を推進。</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2023年3月、「G I G Aスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の下でとりまとめられた提言「G I G Aスクール構想の下での校務D Xについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」を公表。同提言における次世代校務D Xの考え方を踏まえ、2023年度より次世代の校務デジタル化のモデルケース創出のための実証研究を実施中。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|-------------------|----|----|
| <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> | <p>○学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定している自治体の割合【2022年度末までに100%】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 99.21%(2022年度末) ■前回値 98.04%(2021年度末) ■初期値 4%(2016年度末) | <p>3. 学校施設における長寿命化計画の策定によるメンテナンスサイクルの確立</p> <p>(各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画(長寿命化計画)の策定)</p> <p>a. 長寿命化計画の策定率 100%を達成(未策定の自治体は公表)するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>2022年度末までに策定率 100%という目標は未達成であるものの、年度ごとに割合は伸びており、2022年度末の長寿命化計画の策定率は 99.21%と、目標に限りなく近づいた。100%に届かない要因としては、新型コロナウイルス感染症の対策等を優先したことや自治体における技術職員の不足等により、進捗が遅れが生じていることがあげられる。未策定の自治体に対しては、個別に未策定の理由と策定予定時期を聴取するとともに、計画策定に必要な助言をしている。</p> <p>また、2021年度から引き続き、長寿命化計画の策定状況を踏まえた交付金事業の採択を行っている。</p> <p>b. 整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>長寿命化計画の充実・見直しを支援するため、「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」を公表した。また、公表後には自治体向けの説明会を実施し、コスト試算の方法や計画見直しの手順等について解説を行うことで、各自治体の長寿命化計画の充実・見直しの取組を推進した。</p> | <p>→</p> <p>→</p> | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> | <p>○コミュニティ・スクールを導入している高等学校の割合 【2024年度までに50%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 33.2%(2023年度) ■前回値 28.0%(2022年度) ■初期値 10.7%(2018年度)</p> <p>○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合 【2024年度までに100%】 ⇒進捗状況(N) ■最新値 88%(2019年度)</p> | <p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</p> <p>a. コミュニティ・スクールの導入促進や、2019年から実施してきた「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の成果を横展開しながら、2022年度から設置が可能となる地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を予定している学校の取組を推進するなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022年度で終了した「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の成果検証を取りまとめ、その成果の横展開を行った。2022年度より「新時代に対応した高等学校教育改革推進事業(普通科改革支援事業)」を実施し、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置する予定の高等学校に対し、関係機関などとの連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置等の支援を行っている。現在、29校を指定校として採択している(指定期間は3年)。</p> <p>b. 「マイスター・ハイスクール事業」の実施と成果の横展開等により、専門高校において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 地域の産業界等と専門高校が一体となり、最先端の職業人材の育成を推進する「マイスター・ハイスクール事業」を2021年度より実施し、これまで17箇所を指定した。この成果を横展開するとともに、専門高校と地域の産業界等との連携・協働体制をより強化する取組を進める予定。</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・教育の質の向上

○就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上 ※2018 年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る

⇒進捗状況**(b)**

最新値(2022 年度)：97.5%、前年度値(2021 年度)：96.1%、初期値(2018 年度)：97.7%

○大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017 年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る

⇒進捗状況**(b)**

最新値(2022 年度)：90.4%、前年度値(2021 年度)：89.7%、初期値(2017 年度)：92.2%

○学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上 ※2016 年度実績：37.3%→毎年度：前年度実績を上回る

⇒進捗状況**(a)**

最新値(2021 年度)：40.6%、前年度値(2020 年度)：39.1%、初期値(2016 年度)：37.3%

・被引用回数トップ 10%論文数の割合の増加 (現状値 2018-20 年:8.2%)

⇒進捗状況**(b)**

最新値(2019-21 年)：8.0%、初期値(2018-20 年)：8.2%

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025 年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を3 倍増→「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は 2025 年度までに、対 2018 年度比で約 7 割増加(2018 年度実績：884 億円、2025 年度目標値：1,467 億円)

⇒進捗状況**(A)**

1,069 億円(2021 年度)：1,062 億円(2020 年度)：884 億円(2018 年度)

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| <p>○国立大学法人の寄附金収入増加【2021 年度から 2025 年度までに、年平均 5%の増加】</p> <p>⇒進捗状況(N)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 939 億円(2022 年度) ■前年度値 1,193 億円(2021 年度) ■初期値 990 億円(2020 年度) <p>○研究大学における、35～39 歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合</p> | <p>○運営費交付金の客観・共通指標の実績を学内の戦略的な予算配分に活用する国立大学の割合【毎年度、前年度の実績を上回る】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 94%(2022 年度) ■前年度値 77%(2021 年度) ■初期値 37%(2020 年度) <p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合 (目標)</p> | <p>5-1. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張り大学の後押し</p> <p>(大学の改革インセンティブにつながる国立大学法人運営費交付金の配分及び大学評価制度の改善)</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP 10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。(2027 年度まで)</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 45.2%(2022年度) ■前回値 45.6%(2021年度) ■初期値 44.8%(2019年度)</p> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 1億あたり3.6本(2022年度) ■前回値 1億あたり3.7本(2021年度) ■初期値 1億あたり3.4本(2019年度)</p> | <p>【2026年度までに80%】 ⇒進捗状況(N) 制度改正後に調査実施予定、2026年度に初めて数値把握が可能。</p> | <p>《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022年度に引き続き、2023年度も実績状況を相対的に把握し、それに基づく配分を実施する。</p> | | | |
| | | <p>b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標により評価を実施。(2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022年度に引き続き、2023年度も学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる指標を用いた実績状況の評価を実施する。</p> | → | → | → |
| | | <p>c. 関係審議会での審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改正等を検討。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 認証評価機関により構成される「認証評価機関連絡協議会」において、関係審議会の審議内容を説明のうえ、必要な制度改正の具体的内容について意見交換を行い、検討を進めている。次年度も引き続き検討を行った上で、必要な制度改正等を順次実施する。</p> | → | | |
| | | <p>(大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化) d. 意欲的な改革に取り組む私立大学の後押しとなるよう、連携・統合等に関する事例収集・周知等を進める等、経営力の向上に向けた必要な支援を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|----|----|----|
| <p>○大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合 【前年度以上】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 理学部 27.8%、工学部 15.8% (2022年度) ■前回値 理学部 27.8%、工学部 15.7% (2021年度) ■初期値 理学部 27.8%、工学部 15.7% (2020年度)</p> | <p>○各種イベント等に参加した生徒、教員及び保護者の数 【一】 ⇒進捗状況(F) ■最新値 8,133人(2022年度) ■前回値 9,773人(2021年度) ■初期値 5,442人(2012年度から2016年度の平均値)</p> | <p>⇒進捗状況(達成) 連携・統合等を含めた経営力の向上についての事例を収集し、取りまとめのうえ、周知を実施。今後も経営相談の一環として合併等紹介業務に取り組むとともに、引き続き、更なる事例収集・周知等を行う。また、日本私立学校振興・共済事業団において作成している「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」に事例の追加をはじめとした改訂等に取り組むことにより、各学校法人の経営力の向上に向けた支援を行うこととしている。</p> | | | |
| | | <p>(理工系学部における女子学生の割合向上) e. 女子生徒等の適切な理系分野への進路選択を促進するため、大学等による多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業、教員に対する情報提供などの取組を引き続き支援。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 大学や連携機関等においてシンポジウム等を実施しており、引き続き女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、大学等により地域で継続的に行われる取組を推進する。</p> | → | → | → |
| | | <p>(成長分野への大学・高専の学部再編促進等) f. デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を2032年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2023年度より「大学・高専機能強化支援事業」とし</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| | | <p>て成長分野への学部再編等を図る大学・高専への支援を開始し、初回公募では計 118 件の計画を選定(2023年7月)したところ。本事業は2032年度まで公募実施予定。</p> | | | |
| <p>○国立大学法人の寄附金収入増加【再掲】 【2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加】</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合【再掲】 【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】</p> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上【再掲】 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】</p> | <p>○監事を常勤化した国立大学法人の割合 【2026年度までに100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値：62%(2022年度) ■前回値：59%(2021年度) ■初期値：52%(2020年度)</p> <p>○経営判断への活用に向けて、決算情報と教育研究等の成果実績等の比較分析を実施する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】 ⇒進捗状況(A) ■最新値76%(2022年度) ■前回値49%(2021年度) ■初期値30%(2020年度)</p> <p>○中長期的に目指すべき理想の年代構成を定め実績とともに公表する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】 ⇒進捗状況(A) ■最新値72.1%(2022年度) ■前回値58.1%(2021年度) ■初期値58.1%(2021年度)</p> | <p>5-2. 国立大学改革の加速</p> <p>a. ガバナンス体制の改善、会計制度・会計基準の改善、人事給与マネジメント改革の推進等の国立大学改革を進める。(2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等を盛り込んだ国立大学法人法改正法が令和4年4月1日に施行された。また、国立大学法人法の改正内容を踏まえ、国立大学法人ガバナンス・コードを改訂し、各国立大学法人へ周知した。</p> <p>産業界目線からも理解しやすい財務諸表等の在り方や、大学が自らの判断で戦略的な積立てができる内部留保の仕組み等を検討し、令和4年3月に国立大学法人会計基準・実務指針等の改訂を実施。</p> <p>令和3年6月に各国立大学等を対象とした人事給与マネジメント改革の取組事例の調査を行い、同年12月に各大学の取組事例を取りまとめた「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン(追補版)」を策定。研究支援体制の整備の観点からUR Aといった研究支援人材の確保や処遇の改善に関する優良事例についての情報発信を実施。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <p>○リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標を開発する。 【2023年度中に設定】</p> | <p>○大学等における、主に社会人を対象としたプログラム提供割合 【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値 26.9%(2020年度) ■前回値 26.7%(2019年度) ■初期値 16.3%(2011年度)</p> <p>○実務家教員を育成するための大学等における研修プログラムの修了者数【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値 224人(2022年度) ■前回値 300人(2021年度) ■初期値 150人(2020年度)</p> <p>○社会人の学びのポータルサイト「マナパス」に掲載されている大学・専修学校等の社会人向けプログラム数【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値 5,295(2022年度) ■前回値 4,900(2021年度) ■初期値 3,946(2020年度)</p> <p>○学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合 【減少】 ⇒進捗状況(b) ■最新値 3.7%(2022年度) ■前回値 2.3%(2018年度) ■初期値 5.8%(2005年度)</p> | <p>5-3. リカレント教育の推進</p> <p>a. 大学等を活用した産学連携による実践的・専門的な教育プログラムの開発・拡充を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 令和5年度は、成長分野をはじめとした、社会人向けの実践的・専門的プログラムを開発・実施する大学等を支援しており、87プログラムが新たに提供される見込み。引き続き、産学連携を通じた教育プログラムの開発に向けた取組を進める予定。</p> <p>b. リカレント教育を支える専門人材(実務家教員)の育成を行う。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2021、2022年度における目標を達成しており、引き続き、質の高い実務家教員を育成するための研修プログラムを実施する。 また、令和4年度には外部有識者から構成される事業委員会による中間評価を実施したところ、いずれの事業も「おおむね当初の計画に沿って進捗している」との評価を受けた。</p> <p>c. リカレント教育推進のための学習基盤の整備(社会人の学びのポータルサイトの充実等)を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) ポータルサイト「マナパス」を通じて、大学等における社</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| | | <p>会人向けの教育プログラムや学習成果等、社会人の学びに役立つ情報を発信している。当該サイトの認知度向上に向けて、引き続き活用促進に向けた広報・周知やサイトの機能改善・コンテンツ拡充に注力していく予定。</p> | | | |
| <p>○定員充足率 80%未満で赤字経営となっている大学について</p> <p>①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ</p> <p>※定員充足率 80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均： ⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 181 千円(2022 年度) (全国平均：145 千円) ■前回値 155 千円(2021 年度) (全国平均：136 千円) ■初期値 153 千円(2019 年度) (全国平均：148 千円) <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p> <p>⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 57 校(2022 年度) ■前回値 46 校(2021 年度) ■初期値 48 校(2019 年度) | <p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況</p> <p>※2022 年度予算：▲6%～+6% (※2018 年度予算：▲2%～+2%)</p> <p>【一】</p> <p>⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値▲6%～+6%(2022 年度) ■前回値▲6%～+6%(2021 年度) ■初期値▲2%～+2%(2018 年度) <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果</p> <p>※入学定員充足率 90%未満の私立大学の割合</p> <p>【2023 年度までに 13.1%】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 31.9%(2022 年度) ■前回値 24.5%(2021 年度) ■初期値 26.3%(2017 年度) <p>※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数</p> <p>【2023 年度までに 18 校】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 27 校(2022 年度) ■前回値 33 校(2021 年度) ■初期値 36 校(2017 年度) | <p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> | | | |
| | | <p>a. 2019 年度に行ったメリハリある配分強化(定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等)の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>配分実績等を踏まえ、2023 年度の一般補助、特別補助の交付要件見直し等を検討の上、年度末に配分する予定としている。</p> | → | | |
| | | <p>b. 私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>配分実績等を踏まえ、2023 年度の一般補助、特別補助の交付要件見直し等を検討の上、年度末に配分する予定としている。</p> | → | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|--|---|---|---|
| <p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生の就職・進学率の状況 【一】 ※高等教育の修学支援新制度は2020年度開始のため、同制度を利用して進学した支援対象学生が初めて就職する2024年に調査を実施し、目標値を設定</p> | <p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のG P A (平均成績)等の状況 【(目標)前年度の支援対象学生のうち、G P A等下位 1/4 の割合：25%を下回る】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 20%(2022年度) ■前回値 20%(2021年度) ■初期値 19%(2020年度)</p> <p>○住民税非課税世帯の大学等への進学率の状況 【(目標)住民税非課税世帯の大学等への進学率：前年度実績以上】 ※引き続き検証を行い、必要に応じてK P I を更新 ⇒進捗状況(A) ■最新値 57%(2022年度) ■前回値 54%(2021年度) ■初期値 40%(2018年度)</p> | <p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 授業料等減免と給付型奨学金をセットで実施する「高等教育の修学支援新制度」において、2022年度は約34万人に支援を実施。2023年度も引き続き同制度を着実に実施する。</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況の検証を行い、機関要件の厳格化を図りつつ、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大する。</p> <p>c. ライフイベント等もふまえて柔軟に奨学金を返還できるよう減額返還制度を見直すとともに、在学中は授業料を徴収せずに卒業(修了)後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を大学院段階において創設する。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 修学支援新制度の見直しについて、有識者会議にて2022年12月14日に制度の骨格について検討し、その詳細について報告書を取りまとめた。 大学院における、在学中は授業料を徴収せず卒業(修了)後の所得に連動して納付を可能とする新たな制度(授業料後払い制度)の創設に向けた検討に活用するため、学生の進学の動向や経済的な支援に関する意識調査を実施した。また、有識者会議にて制度設計を検討し、2022年12月23日に報告書を取りまとめた。</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | <p>これらを踏まえ、政府部内で調整の上、令和5年4月に、令和6年度からの改正内容を公表した。今後、2024年度からの実施に向けて、必要な政省令の改正等を予定。</p> | | | |
| <p>○留学生交流に関する状況 ※次期教育振興基本計画、教育未来創造会議等における検討状況を踏まえ、指標等を検討。</p> | <p>○留学生交流の推進に係る取組の状況 ※次期教育振興基本計画、教育未来創造会議等における検討状況を踏まえ、指標等を検討。</p> | <p>8. 国際的な学生交流の推進</p> <p>a. 高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組の促進や学位を取得する長期留学、大学間交流協定等に基づく短期留学の支援などを推進するとともに、若者の海外留学を官民協働で後押しする「トビタテ！留学 JAPAN」を発展的に推進する。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組の促進や学位を取得する長期留学、大学間交流協定等に基づく短期留学の支援などを推進した。官民協働の「トビタテ！留学 JAPAN」については、これまでの成果等を踏まえつつ、社会的にインパクトを与える人材を育成するプログラムに刷新した「新・日本代表プログラム」等を行う第2ステージの実施を決定し、第2ステージ初となる「新・日本代表プログラム」の高校生等(第8期)及び大学生等(第15期)について募集を行った。</p> <p>b. 戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図るため、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、企業等と</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>連携した国内就職支援等の取組を進めた。 就職支援等の取組について、大学と企業等が連携したプログラムである「留学生就職促進教育プログラム認定制度」による2022年の新規認定件数は6件で、累計16件となった。</p> | | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- ・地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)の結果を政策立案または予算要求・査定の際に参照している割合 ※2020 年度：都道府県：83.0%、指定都市：85.0%、市区町村：70.7%→2024 年度：100%
 - ⇒進捗状況(A)
 - 最新値(2022 年度) 都道府県：95.7%、指定都市：100%、市区町村：85.6%
 - 前回値・初期値(2020 年度) 都道府県：83.0%、指定都市：85.0%、市区町村：70.7%
- ・全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をP D C Aサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合
 - ⇒進捗状況(N)
 - 全国学生調査の活用状況について、2023 年中に全国の大学に対してアンケートを実施予定

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|----|----|----|
| <p>○地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)において、定量的指標を盛り込んでいる割合【2024 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(N) ■初期値(2022 年度)70.6%</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合【2022 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(N) 全国学生調査の活用状況について、2023 年中に全国の大学に対してアンケ</p> | <p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数【2025 年度までに 25 件】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 23 件(2022 年度) ■前回値 17 件(2021 年度) ■初期値 7 件(2017 年度)</p> <p>○調査データの二次利用件数【2025 年度までに 340 件】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 307 件(2022 年度) ■前回値 311 件(2021 年度) ■初期値 260 件(2017 年度)</p> | <p>9. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性ある P D C A サイクルを確立</p> <p>(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じた E B P M の加速) a. 次期教育振興基本計画の策定を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性ある P D C A サイクルを構築。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和 5 年 6 月に第 4 期となる教育振興基本計画を閣議決定。教育政策の P D C A サイクルの推進や客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成等について記載。引き続き、計画の記載等を踏まえ、フォローアップ等を行い、実効性の確保に努める。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|----------------|--|---|----|----|----|
| <p>ートを集計予定</p> | <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合【2022年度までに100%】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 94.0%(2022年度) ■前回値 97.6%(2021年度) ■初期値 93.7%(2019年度)</p> <p>○中学校卒業段階の英語力 C E F R A 1 相当以上、高校卒業段階の英語力 C E F R A 2 相当以上の割合【2022年度までに中・高ともに50%以上】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度) 中 49.2% 高 48.7% ■前回値(2021年度)</p> | <p>b. 学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやG I G Aスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 令和5年度全国学力・学習状況調査において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況についての調査・分析を実施した。 また、G I G Aスクール構想のエビデンス整備に関する研究会において、G I G Aスクール構想の効果検証が進められているところ。 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化や、学びにおけるオンラインの活用等について、中央教育審議会において検討を行っているところ。</p> | → | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| | <p>中 47.0% 高 46.1% ■初期値(2013年度) 中 32.2% 高 31.0%</p> | <p>c. 次期教育振興基本計画(2023年度～)への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年12月に「文部科学省教育データ標準3.0」を公表したところであり、引き続き教育データの標準化を推進している。また2023年3月に、教育データを利活用するにあたって安全・安心を確保するため、教育委員会・学校向け「教育データの利活用に係る留意事項(第1版)」を公表したところであり、引き続き教育データの分析・利活用を推進している。</p> <p>また、国の教育分野の調査データや研究成果等を集約する公教育データ・プラットフォーム(試行版)の運用を令和5年4月より開始している。</p> <p>調査データの二次利用件数については、目標達成期間に対する経過期間の割合とおおよそ同等に目標件数が増加しているが、申請書の簡素化や総務省により設置された一元的な相談窓口の活用促進等、更なる件数増加に向けて取組みを行う。</p> <p>d. 1人1台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) E B P Mアドバイザーボードのもと、G I G Aスクール構想の効果検証を行うにあたり、パネルデータ化している地方自治体における学力調査のデータを活用して分析を行っている。また、1人1台端末環境を踏まえて、教育データの標準化を進めるとともに、文部科学省C B Tシステム(M E X C B T)の活用促進、教育データの分析・利活用方策の推進等を行っている。</p> | <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> | <p>→</p> <p>→</p> |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>e. 全国学力・学習状況調査に関して、国によるデータ貸与の取組をより一層周知するとともに、自治体における取組も促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全国学力・学習状況調査のデータ貸与について、申請期間内外問わず相談を受け付ける等の取組を行っている。また、データ貸与の仕組みについての、各種メールマガジンにおける周知や、関係する学会内での周知依頼等の広報活動に取り組んでいる。また、全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた説明会の開催や、教育データ活用力向上のための入門講座の動画の公開を通じて、都道府県・指定都市教育委員会の担当者等に対して分かりやすく発信の上、調査結果の活用を促している。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. これまでに実施した全国学生調査の結果を有識者会議において分析し、本格調査の設計に取り組み、2024 年度に本格的な調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 2022 年度に第3 回試行調査を行ったところ、回答率の低下等が見られたため、有識者会議において、過去の調査との比較も含めて原因の分析を進めるとともに、新たな調査方法について検討を進めるべく大学にアンケートを実施しているところ。本格的な調査実施の可否については大学へのアンケート結果も踏まえて、検討を進めていくこととしている。</p> | → | → | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022 年度秋に調査を実施し、地方公共団体の取組状況を把握しているところ。一部自治体において E B P Mに関する具体的な方法等の情報を有していないこと等を踏まえ、横展開可能な他自治体の取組の共有等により、自治体における E B P Mの取組を推進している。 また、教育データの効果的な活用の在り方について、分析・検討を行っている。</p> | → | | |
| | | <p>h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022 年度調査の分析結果は、2023 年 5 月に公表し、自治体や教育委員会をはじめとする教育関係者に共有した。 2022 年度の英語力向上に関する調査の結果では、着実な向上が見られるところ、2027 年に向けて、新たな目標を策定した。</p> | → | | |
| | | <p>i. 自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023 年 6 月に、各自治体の取組を公表するとともに有効事例を共有し、自治体の取組を推進した。</p> | → | | |

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>j. 児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2024年度に情報活用能力調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 2024年度の情報活用能力調査(本調査)に向けて、2024年1月～2月に予備調査を実施予定。</p> | → | → | → |
| | | <p>k. 調査結果を取りまとめ、今後の施策に活用。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年度に情報活用能力調査結果を公表。「情報活用能力育成のためのアイデア集」を公開している。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標

科学技術・イノベーション政策においてエビデンスに基づく政策立案等を図りながら、官民をあげて研究開発等を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0 やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、「科学技術立国」の実現につなげる。

・世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上(2019年度は第7位)

※2019年度時点調査以降、同様の調査の実施が確認できず。⇒進捗状況(N)

・被引用回数トップ10%論文数の割合の増加(現状値2018-20年:8.2%)

⇒進捗状況**(b)**

最新値(2019-21年):8.0%、初期値(2018-20年):8.2%

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額

※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を3倍増→「第6期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は2025年度までに、対2018年度比で約7割増加(2018年度実績:884億円、2025年度目標値:1,467億円)

⇒進捗状況**(B)**

1,069億円(2021年度):1,062億円(2020年度):884億円(2018年度)

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出</p> <p>※官民の研究開発投資の総額【2025年度まで5年間で:約120兆円】</p> <p>⇒進捗状況(N)</p> <p>■初期値19.7兆円(2021年度)</p> <p>※企業価値または時価総額が10億ドル以上となる未上場ベンチャー企業または上場ベンチャー企業創出数【2025年度までに50社】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値40社(2022年度)</p> <p>■前回値35社(2021年度)</p> <p>■初期値16社(2019年度)</p> | <p>○エビデンスシステム(e-CSTI)の分析結果の活用</p> <p>【政策議論の場での分析内容の活用回数:年間12回(2020・2021年度実績の平均値)以上】</p> <p>⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値(2022年度:25回)</p> <p>■前回値(2021年度:16回)</p> <p>■初期値(2020年度:7回)</p> | <p>10. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る。</p> <p>a. エビデンスシステム(e-CSTI)を継続的に機能拡充することで、効果的な科学技術・イノベーション政策の立案を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁:内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>重要科学技術領域の検討に資する分析ツールを活用し、複数分野で分析を実施。また、特許等の論文以外の成果を用いた分析について試行的分析を開始した。</p> <p>結果は、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員懇談会等で活用するとともに、関係機関に共有。</p> <p>また、引き続き財政制度等審議会・財政制度分科会で使用されるなど内閣府外の政策検討においても活用。</p> <p>引き続き、インプット(研究費等)とアウトプット(論文数、被引用件数)の関係性分析を実施中。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>※研究力の多角的な評価・分析のため、以下の3つの観点から新たな指標群を開発中。</p> <p>①科学研究力(論文、サイエスマップ等) ②研究環境(研究時間、ダイバーシティ等) ③イノベーション創造関連(産学連携等)</p> | | | | | |
| <p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p> | <p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額 【2025年度までに2018年度比7割増】 ※2018年度：884億円 ⇒進捗状況(B) ■最新値 1,069億円(2021年度) ■前回値 1,062億円(2020年度) ■初期値 884億円(2018年度)</p> | <p>1 1. 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>(戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)) a. 「次期S I P制度設計等に係る有識者検討会議」においてマッチングファンドも含めた制度設計を検討し、2022年度中に運用指針等に反映を行う。当該運用指針等に基づき、2023年度から開始の次期S I Pの各課題においてマッチングファンドを推進する。(2027年度まで) ※S I Pにおけるマッチングファンドとは、S I Pの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率=民間貢献額/(国からの委託費+民間貢献額)</p> <p>《所管省庁：内閣府》</p> | → | → | → |

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|--|----|----|----|
| | <p>○ S I Pにおけるマッチングファンド率 ※2020年度の間中評価時点ですでにマッチングファンド率 50%以上であった課題に加えて、その後、マッチングファンド方式が適用され、マッチングファンド率が 50%以上となった課題を含む(2021年度、2022年度)。 ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。 ※次期 S I Pの制度設計に関する検討を踏まえて、上記に反映予定。</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <p>■最新値(2022年度) 第2期で実施した全課題(12課題)でマッチングを達成</p> <p>■前回値(2021年度) 50%以上であった5課題は引き続き同水準を継続。マッチングファンド方式が適用となった3テーマはマッチングを達成</p> <p>■初期値(2020年度) 中間評価においてマッチングファンド方式の適否を決定</p> <p>○ P R I S Mにおける民間からの資金等(人・物・資金)の受入状況 【民間資金の受入を国費の約4分の1以上】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <p>年度末評価時に、民間資金の受け入れ額が国費の25%以上となっている施策の件数</p> <p>■最新値：対象案件(25/25件)で達成(2022年度)</p> <p>■前回値：対象案件(22/22件)で達成(2021年度)</p> | <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「次期 S I P 制度設計等に係る有識者検討会議」での検討を踏まえ、</p> <p>①各課題で掲げるミッションの達成に向けた産業界と協調・連携する体制を構築する仕組みとしてとらえること</p> <p>②技術のみならず、事業、制度、社会的受容性、人材の視点から社会実装に取り組むこととしており、マッチングファンドはこれらの取組に係る経費も含めること</p> <p>を基本として、2023年度から開始している次期 S I P の各課題においてマッチングファンド方式を導入することがガバナングボードにて承認され、推進。なお、実際の適用は2024年度または2025年度に実施するステージゲート以降。</p> <p>(官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M))</p> <p>b. 2020年度の間中評価、2022年11月に決定した「今後の P R I S M のあり方に係る見直し方針」を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。(2027年度まで)</p> <p>《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>令和4年度に創設から5年目を迎えた P R I S M では、C S T I 側で各省庁の施策の状況や政策ニーズを十分に把握できていなかったこと、P R I S M の目的である「官民の研究開発投資の拡大」や「財政支出の効率化」に対し効果が限定的である等、制度の目的と運用の実態との間でギャップがあった。</p> <p>このため、「今後の P R I S M のあり方検討会」において決定した、①これまで限定的に設定していた各戦略等に対応した4つの技術領域(A I、量子、バイオ、インフラ・防災)を廃止し、統合イノベーション戦略等に基づき、各省庁の施策のイノベーション化を推進する、重点課題を設定、② S I P / P D やプログラム統括チーム等の外部有識者からの横断的な意見の聴取、③原則公募にて実施機関を選定するなど、マッチングファンドのみならず民間との連携を促進する、等とする「今後の P R I S M のあり方に係る見直し方針」を踏まえ、研究</p> | | | |
| | | | → | → | → |

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| | <p>■初期値：対象案件(19/19 件)で達成(2020 年度)</p> | <p>開発の成果を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするためのプログラム「B R I D G E (研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム)」に見直しを行い、2023 年度から開始。</p> | | | |
| <p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p> | <p>○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率 【2023 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 75%(2022 年度) ■前回値 60%(2021 年度) ■初期値 0%(2018 年度)</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 【2023 年度までに共用システムを構築した研究組織数を 130 にする】 ⇒進捗状況(A) ■最新値 135 件(2022 年度) ■前回値 115 件(2021 年度) ■初期値 70 件(2018 年度)</p> | <p>1 2. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</p> | | | |
| | | <p>(大型研究施設の整備及び産学官共用の促進) a. 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023 年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、施設整備を着実に進めており、2022 年度は、加速器については機器の据付・調整を概ね完了、ビームラインについては機器製作を完了した。</p> | → | | |
| | | <p>b. 世界最先端の大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を着実に実施。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) SPring-8 や SACLA 等の我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設について、SPring-8 における省エネ設備の整備、J-PARC におけるデータ創出基盤の D X や中性子データセンターの整備を進め、最大限の産学官共用を着実に実施した。</p> | → | → | → |
| | | <p>(大学等の研究設備・機器等の共用) c. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み(コアファシリティ)を構築。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> | → | → | → |

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| | | ⇒進捗状況(達成) 2020年度より先端研究基盤共用促進事業(コアファシリティ構築支援プログラム)を開始。15機関を採択し、機関全体の研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組みの構築を推進している。 | | | |
| ○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】 | ○大学等における民間企業からの共同研究の受入額【再掲】 ○40歳未満の大学本務教員の数【2025年までに1割増加】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 40,120人(2022年度) ■前回値 41,072人(2019年度) ■初期値 43,153人(2016年度) ○大学等教員の職務に占める学内事務等の割合【2025年度までに半減(2017年度時点、18%)】 ⇒進捗状況(N) ※次回公表は2023年度内(予定) | 13. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、第6期科学技術・イノベーション基本計画の着実な推進を図り、「科学技術立国」の実現を目指す a. STEAM人材育成施策を実施するとともに、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づいた、博士後期課程学生への経済的支援の充実や若手研究者が研究に専念できる環境の確保等の支援策に取り組む。 《所管省庁：内閣府》 ⇒進捗状況(達成) 【STEAM教育】 第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、2021年9月に総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会の下に「教育・人材育成WG」を設置し、STEAM教育の推進等に向けた具体策について議論を重ね、2022年6月に「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」を策定。2023年8月には本パッケージのフォローアップも実施しており、本パッケージに基づき、各府省において各施策を実施しているところ。 【若手研究者支援策】 2021年3月に策定した第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、博士後期課程学生等への経済的支援、若手研究者の自由な発想による挑戦的な研究への支援などを実施、また「研究時間の質・量の向上に関するガイドライン」を作成し、大学のマネジメント層の行動変容を促している。「大学の評価疲れ申請疲れ」に関しては一部大学を対象としたアンケートを実施し、2023年度内に結果を取りまとめる。 | → | → | → |

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|--|----|----|----|
| | <p>○S B I R 制度に基づくスタートアップ等への支援 【2025年度までに570億円】 ⇒進捗状況(A)</p> <p>■最新値：1066.2億円(2023年度) ■前回値：546.2億円(2022年度) ■初期値：462.9億円(2020年度)</p> <p>※国際卓越研究大学の選定結果等を踏まえて、指標等を検討。</p> | <p>b. スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援や新しい日本版S B I R 制度の促進など、スタートアップ創出・成長の支援等、イノベーション・エコシステムの形成に向けた取組の推進。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラムを充実するなど、スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援を実施。また、S B I R 制度においては、令和4年度第二次補正予算にて、5年で2,060億円の基金を造成し、新たに先端技術分野の実証フェーズを追加して抜本拡充を行うとともに、スタートアップ等に支出可能な補助金等の目標設定と支出の増大を図る。</p> <p>c. 総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会において、基本計画の進捗状況を適切に把握する。あわせて、エビデンスに基づく政策立案等を図りながら、2022年中に新たな指標の開発を行う。開発した指標をモニタリングし、我が国の研究力の多角的な分析を行い、若手研究者の支援など具体的な施策の検討につなげる。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会において、基本計画の進捗状況を適切に把握した。 また、我が国の研究力を多角的に分析・評価するため、①科学研究指標(Top10%論文数等)②研究環境指標(研究時間、ダイバーシティ等)③イノベーション創造関連指標(産学連携等)の3つの観点から、新たな指標の開発を2022年中に行った。</p> <p>d. 世界最高水準の研究大学の実現に向け、2021年度末から運用を開始した大学ファンドの運用益から支援を行うため、2023年度より段階的に支援対象大学を審査し、合議体の設置等のガバナンス変更を行った上で、2024年度以降に支援を開始する。また、国際卓越研究大学から規制緩和等を</p> | → | → | → |

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|--|---|----|----|----|
| | <p>※「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」について、科学技術・学術審議会大学研究力強化委員会の議論や補正予算の状況等を踏まえて、指標等を検討。</p> | <p>提案する機会を設けるなど、双方向型のコミュニケーションを行う環境を整備する。運用にあたっては、リスク管理体制を含めた体制整備を継続的に進める。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>有識者会議を開催し、申請のあった 10 大学について、大学との丁寧な対話を実施する方針のもと、書面審査・面接審査を実施。さらに研究現場の状況等を把握するため、3 大学の現地視察を実施。2023 年 8 月 30 日に、有識者会議において、一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付して、初回の国際卓越研究大学の認定候補を選定。運用については、科学技術振興機構において、投資部門(1 線)及びリスク管理部門(2 線)による牽制体制に加え、監査部門(3 線)がこれを監査する 3 線防衛によるガバナンス体制を構築。</p> <p>e. 日本の研究力底上げのため、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が自身の強みや特色を十分に発揮し、社会変革を牽引することを目指し、2022 年 2 月に策定した「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」に基づいた支援を着実に推進するとともに、当該パッケージを順次改定する。</p> <p>《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2023 年 2 月に本パッケージを改定し、量的な拡大を図るとともに、本パッケージで目指す大学像の明確化や、各府省の事業間連携の強化など、質的な拡充を行った。改定に際し、大学の多様な「機能」に着目し、大学自身が立ち位置の振り返りと目指すべき姿の明確化を行うための「羅針盤」の考え方を策定し、その指標例として、論文数や自治体からの資金受け入れ額等を提示した。</p> <p>引き続き関係府省が連携し、当該パッケージに基づいた支援を着実に推進。</p> | | | |

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------------------------------|--|----|----|----|
| | <p>※国際頭脳循環に関する調査等を踏まえて、指標等を検討。</p> | <p>f. 若手研究者の派遣・受入れといった研究交流を推進するとともに、国内外の優秀な研究者や、次世代の研究者が、日本で研究をしたいと思えるような、国際頭脳循環のハブとなる世界トップレベル研究拠点形成を推進する。さらに、国際科学トップサークルへの参画を促進しつつ、我が国の次世代のトップ研究者を育成するため、国際共同研究を推進する。 《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>海外特別研究員事業や外国人研究者招へい事業により、若手研究者の派遣・受入れを行い、新型コロナウイルス感染症で停滞していた研究交流を推進した。</p> <p>世界トップレベル研究拠点プログラム(W P I)により、国際頭脳循環のハブとなる国際研究拠点形成の充実・強化を推進した。</p> <p>最先端分野における国際的ネットワークの構築と次世代のトップ研究者の育成を促進するため、令和4年度補正で造成した基金を用いて先端国際共同研究推進事業/プログラム(A S P I R E)を創設した。政府において対象とする分野及び国の検討・決定を行い、これに基づき、現在、J S T 及びA M E D において公募・審査を進めている。</p> <p>また、科学研究費助成事業(科研費)国際先導研究により、トップレベル研究者間の主体的なネットワークにより、学術研究成果の創出と若手研究者の育成を推進した。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

政策目標

東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを継承し、全ての国民が気軽にスポーツできる環境を整備し、スポーツの価値を実感できる社会を実現するとともに、民間資金等の一層の活用により、スポーツの成長産業化・地域スポーツの普及・発展を図る。

・スポーツ実施率の向上【成人や障害者の週1回以上のスポーツ実施率：2026年度に70%、40%程度(2021年度：成人56.4%、障害者31.0%)】

⇒進捗状況(B)

最新値(2022年度)：成人(20歳以上)52.3%、障害者30.9%、前回値(2021年度)：成人(20歳以上)56.4%、障害者31.0%

・企業等からスポーツ機関への投資額 ※スポーツの市場規模【2025年までに15兆円】

⇒進捗状況(B)

最新値(2020年度)：約8.8兆円、前回値(2019年度)：約9.5兆円、初期値(2012年度)：約5.5兆円

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| <p>○スポーツを通じた健康増進への貢献 【成人の1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続して実施する割合の増加】 ※2019年度： (20歳～64歳)男性23.5%/女性16.9% (65歳以上)男性41.9%/女性33.9% ⇒進捗状況(N) ■最新値(2022年度)20歳以上男性30.1%、女性24.3% ※2022年度よりスポーツ庁の「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の新規項目として把握</p> <p>○スポーツ市場規模の拡大 【2025年までに15兆円】 ※2018年：約9兆円 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2020年度)約8.8兆円 ■前回値(2019年度)約9.5兆円 ■初期値(2012年度)約5.5兆円</p> | <p>○身近なスポーツ環境の整備 幼児期から大人、障害者等も含めて多様な主体が参加できる総合型地域スポーツクラブ等の整備状況 【2026年度までに、全都道府県で登録・認証制度の運用開始】 ※2022年度：登録制度は開始、認証制度については未開始 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年度)認証制度のモデル事業を実施 ■前回値(2022年度)登録制度は開始、認証制度については未開始</p> <p>○スポーツを通じた健康増進 「Sport in Life」コンソーシアムにおけるスポーツを通じた健康増進に係る取組状況 【2026年度までに3000団体が加盟】 ※2021年度(9月末時点)：2,034団体 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度)2,483団体 ■前回値(2021年度)1,677団体</p> | <p>14. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進</p> <p>(ポストコロナのスポーツ政策) a. 2022～2026年度の第3期スポーツ基本計画のもと、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点も含め、多様な主体のスポーツ機会を創出し、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに、スポーツを通じた健康増進や地方創生の推進、スポーツの成長産業化による市場規模の拡大に向けた取組を推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、第3期計画の前半期の取組状況を評価・公表し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示すことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する。さらに、第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用していく。こうしたスポーツ政策のロジックモデル等の整理・分析に加え、各政策目標を達成するための各施策について、それがどのような成果を挙げているのか、海外事例や他省庁の取組等も踏まえて効果の測定を行うほか、実施事業の検証を行い、事業改善を図るといった、科学的知見を踏まえた政策立案を進める。</p> | → | → | → |

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|--|----|----|----|
| | <p>○スポーツ・健康まちづくりに取り組む自治体の状況 【2026年度までに40%】 ※2021年度：15.6% ※スポーツによる地域の経済活性化や住民の健康増進等のまちづくり施策に総合的に取り組み、その推進体制を構築した自治体数の増加を促進 ⇒進捗状況(B) ■最新値 16.7%(2022年度) ■前回値 15.6%(2021年度) ■初期値 14.3%(2020年度)</p> <p>○まちづくりや地域活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数 【2025年までに20拠点】 ※2020年度：9拠点 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2022年度)14拠点 ※計画構想段階のものは含まない。 ■前回値(2021年度)11拠点</p> | <p>(持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備) b. 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、2023年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向けた取組を推進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 部活動改革に関しては、運動部活動の地域移行等に向けた実証事業を2023年度は339市区町村にて実施。2023年9月に公表した事例集を通じた好事例の周知や、2023年3月に開設したポータルサイト等を通じた広報活動を積極的に実施した。</p> <p>c. 総合型地域スポーツクラブの設置の促進や、登録基準を具備していると認められるクラブを登録クラブとして認定する制度や規定のタイプ(「介護予防」、「子育て支援」等)別の認証基準を具備していると認められるクラブを認証する制度を構築し、その推進を図る。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 総合型スポーツクラブに関しては、登録制度を2022年に開始しており、認証制度についても認証基準等の策定に向けて、2023年9月からモデル事業を実施している。</p> <p>(スポーツを通じた健康増進) d. 自治体や企業等における住民や従業員のスポーツ実施の機運醸成に向けて、「Sport in Life」コンソーシアムにおける普及・啓発の取組など、大学等との連携によるスポーツを通じた健康増進に係るエビデンスの収集・発信を推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |
| | | | → | → | → |

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | ⇒進捗状況： (達成) 「Sport in Life」コンソーシアムの加盟団体数は着実に増加しており、加盟団体の表彰や認定、モデルの創出等を通じて、スポーツ実施の取組を促進した。また、スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業を実施し、スポーツや健康等に係る科学的知見の蓄積や活用を図った。 | | | |
| | | (スポーツを通じた地方創生の推進) e. スポーツによる住民の健康増進や地域の経済活性化等の、スポーツ・健康まちづくりの取組増加に向けて、自治体の意識改革を促進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況 (達成) スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰において26自治体を表彰するなど、スポーツを通じた「地方創生」「まちづくり」に取組もうとする自治体の増加。 | → | → | → |
| | | (スポーツ施設の運用における民間活力導入の推進) f. スポーツ施設の運用における民間の資金・ノウハウを活用したP P P / P F I の取組を先進事例の提供により推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況 (達成) ・「地域の身近なスポーツの場づくりに関するセミナー」において、民間活力の導入をテーマとした回を毎年1回設け、P P P / P F I の先進事例を紹介し、全国への横展開を図っている。 ・今後も引き続き、同様の取組を継続するとともに、事例を収集し、事例集などを通して、スポーツ施設の自治体担当者、民間事業者等へ情報共有し、全国展開を推進する。 | → | → | → |
| | | (スタジアム・アリーナ改革や新ビジネス創出を通じたスポーツの成長産業化の推進) g. 民間活力の導入による施設単体の収益向上を図るととも | → | → | → |

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>に、スタジアムやアリーナを拠点とした賑わいの創出や地域活性化などの経済の好循環に繋がる取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地域の賑わい創出や経済活性化の核となるスタジアム・アリーナのモデル施設を選定(2022年度で17拠点)し、好事例として紹介している。 2025年までに20拠点の実現に向けて、引き続きモデル施設の選定を行うとともに、選定拠点と今後申請を検討している拠点のネットワーキングの強化を図り、選定拠点の取組の横展開を図っていく。</p> | | | |
| | | <p>h. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びK P I 対象施設の選定・先進事例の拡大。スタジアム等の効果検証・手法の普及。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 今年度の予算事業において、スタジアム・アリーナが周辺地域に及ぼす経済効果等について調査を実施している。今後、国内外の優良事例を比較して、国内スタジアム・アリーナにおける課題を明らかにするとともに、ガイドブックの改訂検討や引き続き先進事例形成などにより改革に必要な情報展開等の促進を行う予定。</p> | → | → | → |
| | | <p>i. 新ビジネスの創出に向けたD Xの推進やオープンイノベーションを推進するプラットフォーム構築を支援。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) D Xの推進については、今年度より予算事業において、国内外のスポーツ団体等におけるD Xの導入やテクノロジーの活用事例調査を行うとともに、スポーツD X推進のための実証事業(3件)を行っている。 また、オープンイノベーションの推進に当たっては、優良事例の</p> | → | → | → |

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | 表彰及び横展開とスポーツ団体と民間事業者等の共創によるビジネスモデルの創出支援を実施している。(2022 年度末までで 36 件) | | | |

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

政策目標

文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。
 ・2025年の文化の市場規模：18兆円(GDP比3%程度)
 ⇒進捗状況(B)
 最新値(2019年)：10.7兆円(GDP比約1.9%)、前年度(2018年)：10.5兆円(GDP比約1.9%)、初期値(2016年)：10.5兆円(GDP比約1.9%)

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合【2018-20年度の平均：5.2%→上昇】 ⇒進捗状況(b) ■最新値 3.9%(2020-22年度) ■前年度 4.3%(2019-21年度) ■初期値 5.2%(2018-20年度)</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額【2019-21年度の平均：国立美術館・国立文化財機構の受入額合計約15億円→増加】</p> | <p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加【毎年度、前年度実績を上回る】 ⇒進捗状況(a) ■最新値 3,780百万円(2022年度) ■前年度 2,240百万円(2021年度) ■初期値 4,952百万円(2017年度)</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加【2017年度：約1.4億人→増加】 ⇒進捗状況(B) ■最新値 約0.7億人(2020年度) ■前年度 約1.4億人(2017年度) ■初期値 約1.3億人(2014年度)</p> | <p>15. 民間資金を活用した文化施策の推進</p> <p>(民間資金等による文化財の保存・活用の推進) a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金等による文化財活用方を検討・実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国立文化財機構では、民間企業と連携し、VR、高精細3D、8K等映像技術を活用した展覧会の開催など、来館者の増加を図る取組を実施。また、国立美術館では、民間企業による技術協力を受けて、インタラクティブな作品鑑賞サービス「MOMATコレクションナビキューブ」を協働で制作し、来館者サービスを充実させる取組を実施。</p> | → | | |

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>⇒進捗状況(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022 年度) 国立美術館 約 7.2 億円 国立文化財機構 9.6 億円 ■前回値(2021 年度) 国立美術館 約 7.1 億円 国立文化財機構 約 7.6 億円 ■初期値(2017 年度) 国立美術館 約 6.8 億円 国立文化財機構 約 7.3 億円 <p>○文化の市場規模 【2025 年までに 18 兆円(GDP 比 3%程度)に拡大】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2019年)：10.7兆円(GDP 比約 1.9%) ■前回値(2018年)：10.5兆円(GDP 比約 1.9%)、 ■初期値(2016年)：10.5兆円(GDP 比約 1.9%) <p>※2022 年度中の策定を目指している第 2 期文化芸術推進基本計画等を踏まえ、改革工程表 2023 において K P I を更新</p> | <p>○アート市場規模の拡大 【2027 年までに世界市場の 7%に拡大】</p> <p>⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 1%(2022 年度) ■初期値 3.2%(2021 年度) <p>※2021 年までは世界市場の実測値に対し日本独自の推測値を比較する形で国内市場規模を算出していたが、2022 年からは、基盤整備の取組の一環として実施している国内市場規模の正確な把握に向けた調査事業における実測値がグローバルレポートとして発表されたため、初期値と最新値では出典が異なる。</p> <p>※2022 年度中の策定を目指している第 2 期文化芸術推進基本計画等を踏まえ、改革工程表 2023 において K P I を更新</p> | <p>(国立美術館・博物館の機能強化)</p> <p>b. 民間企業と連携した取組や先端技術を活用したコンテンツの充実、データの活用等を推進し、経営面等における国立美術館等の機能強化に努める。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>(達成)国立科学博物館では、科学系博物館イノベーションセンターにおいて、博物館の物的・人的資源を最大限活用し、地域活性化・観光振興に向けた地域博物館等との連携強化及び、民間企業のチャンネルを通して博物館の活動を伝えるプログラム等を共催し、民間企業との連携促進等博物館の経営基盤強化に向けた様々な事業を積極的に実施した。</p> <p>(未達)国立美術館においては、設立準備に時間を要していた国立アトリサーチセンターが令和 5 年 3 月に設立した。今後、同センターが中心となり、経営面を含む機能強化に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>R 4 年度の事業成果を踏まえ、R 5 年度博物館機能強化推進事業(経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実証事業)において、国内博物館等に対するファンドレイジングの個別相談会を開催するとともに、外部資金の獲得等に向けた調査研究を実施し、シンポジウムによる横展開を行う。</p> | → | → | → |
| | | | → | | |

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>(アート市場の活性化) d. 日本におけるアートの活性化に資する取組を推進するとともに、好事例を発信。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) アート市場活性化に向けた基盤整備や国際的なアートフェア誘致等を進めることにより国内のアート市場活性化に向けた取組を推進。「海外現地のニーズを踏まえた効果的な情報発信に向けた実証事業」等において好事例の発信を実施した。</p> | → | | |
| | | <p>(簡素で一元的な権利処理方策の実現) e. D X時代に対応するため、コンテンツの利用に関する多数の権利者の許諾について、簡素で一元的に権利処理できるような制度を検討し、2023 年通常国会での関連法案の提出を図る等の所要の措置を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 文化審議会において、簡素で一元的な権利処理に関する法制的課題等を整理し、2023 年通常国会に著作権法改正法案を提出。(同国会において成立、公布。)</p> | → | | |
| | | <p>(ポストコロナの文化政策) f. 2022 年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画と合わせて、ポストコロナ時代にふさわしい新たなK P I の設定や取組を検討・実施。(2022 年度内) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 2022 年度末(2023.3.24)に第2期文化芸術推進基本計画を策定し、その中で、「ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進」を重点取組の1つに位置付け、取組を実施中。同計画において、K P I の設定については、新たなK P I の活用も含め、今後精選することとされた。</p> | → | | |

5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

歳出改革等 1. 先進・優良事例の横展開(含む業務イノベーション)

政策目標

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体の実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

(再掲)

- 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進(社保-16)
- 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供(社保-17)
- 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進(社保-28)
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-29)
- 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開(社保-34)
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-42 ii)
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-5)
- 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開(社資-6)
- 持続可能な多極連携型まちづくりの推進(社資-11)
- 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-5)
- 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-6)

歳出改革等 2. インセンティブ改革(頑張る系等)

政策目標

官民連携を通じた社会課題の効果的な解決を期し、国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

⇒進捗状況(N)

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|--|----|----|----|
| <p>○成果連動型民間委託契約方式(P F S)を活用した事業の実施件数 【2023年度から2025年度までの間に90件以上】 ⇒進捗状況(N) ■初期値(2023年度) 2023年度末までに調査を実施する。</p> <p>○重点3分野でのP F S事業を実施した団体数 【2023年度から2025年度までの間に60団体以上増加】 ⇒進捗状況(N) ■初期値(2023年度) 2023年度末までに調査を実施する。</p> <p>○先導的なP F S事業の実施件数 【2023年度から2025年度までの間に増加】 ⇒進捗状況(N) ■初期値(2023年度) 2023年度末までに調査を実施する。</p> | <p>○地方公共団体において新たに実施の検討が開始されたP F S事業の件数 【2023年度から2024年度の間300件以上】 ⇒進捗状況(N) ■初期値(2023年度) 2023年度末までに調査を実施する。</p> | <p>1. 成果連動型事業の普及促進</p> <p>a. 令和4年度中に新たに策定する成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプランに基づき、成果連動型民間委託契約方式(P F S)の普及を促進する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省》 ⇒進捗状況(達成) 令和5年3月2日にP F S関係府省庁連絡会議において、P F Sアクションプラン(令和5～7年度)を決定した。</p> <p>b. P F Sの導入に資する地方公共団体向けの共通のガイドラインを改訂する。 《所管省庁：内閣府》 ⇒進捗状況(未達) 共通のガイドラインの草案作成が完了しており、令和5年度中に公表予定である。</p> <p>c. 地方公共団体のP F S事業の案件組成に関し、導入可能性の調査、案件形成を分野横断的に支援する。 《所管省庁：内閣府》 ⇒進捗状況(達成) 令和5年度、P F Sの導入を検討する地方公共団体に対し、内閣府の委託事業として専門家を派遣し、案件形成支援を実施している。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |
| | | | → | → | → |

歳出改革等 2. インセンティブ改革(頑張る系等)

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| | | <p>d. P F S 案件形成に資するエビデンスの定期的な発信するほか、地方公共団体等の求めに応じて国が所管事業において蓄積しているエビデンスを検索して提供する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和5年9月11日、関係府省庁が連携してエビデンス等の照会受付を開始した。また、過去のP F S 事業等の情報から、成果指標の設定や、将来にわたる効果の検討に資するためのアウトカムリストを取りまとめ、公表した。</p> | → | → | → |
| | | <p>e. P F S ポータルサイトや地方公共団体向けセミナー等を通じた情報発信を行うほか、P F S の活用経験がある官民の専門家が中心となってP F S の普及促進を進める。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和5年11月24日、地方公共団体の首長セミナーを開催した。令和5年9月3日から、P F S の実務に係る専門的知見を有する専門家派遣を実施している。</p> | → | → | → |
| | | <p>f. 委託費の成果連動部分やS I B実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。とりわけ、社会的インパクト投資資金の呼び込みを期し、複数年にわたる支援の充実や中間支援組織等との連携を促進する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和5年度に開始する4団体のP F S 事業に対し、委託費の成果連動部分や成果評価支援を実施している。</p> | → | → | → |

歳出改革等 2. インセンティブ改革(頑張る系等)

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| | | <p>g. 地方公共団体が実施してきた従来の委託事業に留まらず、民間を始めとする他の主体が中心となって取り組むP F S事業を促進する方策について検討する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、金融庁》</p> <p>⇒進捗状況(未達) インパクトと収益性が両立するような民間が主体となる事業の可能性について、複数の民間事業者へのヒアリングを実施しており、令和5年度中に調査結果をとりまとめる予定である。</p> | → | | |

(再掲)

○予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備(社保-20)

○保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-29)

○第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討(社保-45)

○国保の普通調整交付金について見直しを検討(社保-51)

○PPP/PFI推進アクションプランの推進(社資-7)

○優先的検討規程の策定・運用(社資-8)

○PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援(社資-9)

○地方交付税(地方創生推進費(仮称))について改革努力等に応じた配分の強化を検討(地財-15)

○私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-6)

歳出改革等 3. 見える化

政策目標

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <p>■最新値(2022 年度) 168 件</p> <p>■初期値(2020 年度) 80 件</p> | <p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、見える化項目【増加】</p> <p>⇒進捗状況(N)</p> <p>■最新値(2023 年度) 1005 系列(都道府県 687 系列、市区町村 318 系列)</p> | <p>2. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p> <p>a. R P A 等を活用したデータ整備の効率化を進め、よりスピーディーなデータ更新に努める。2022 年に実施した地方自治体へのアンケートの結果を踏まえ、更なるデータ拡充や見える化関連 H P の機能・コンテンツ両面での改善を進め、その広報も行う。2024 年度に再度アンケート調査を行い、更なる改善を図る。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>データ収集にかかる作業時間を更に短縮し、よりスピーディーなデータ更新を図るため、府内 L A N システム刷新に伴う見える化 D B の新環境への移行に合わせて既存の R P A の構成を一部見直した。また、研修を通じて R P A にかかるスキルを取得することで、データ更新の業務合理化を図った。引き続き、データ拡充や見える化関連 H P の機能・コンテンツ両面での改善を進め、広報を行う。</p> | → | → | → |

(再掲)

- 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討(社保-42 i)
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-42 ii)
- 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進(社保-44)
- インフラデータの有効活用(社資-3)
- 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開(社資-6)
- 持続可能な多極連携型まちづくりの推進(社資-11)
- 既存ストックの有効活用(社資-12)
- 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開(地財-9)
- 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進(地財-10)
- 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる(地財-16)
- 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある

歳出改革等 3. 見える化

評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し(文教5-1)

○私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-6)

○ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるP D C Aサイクルを確立(文教-9)

○科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、E B P M化を含め予算の質の向上を図る(文教10)

歳出改革等 4. 公的サービスの産業化

政策目標

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

- (再掲)
- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進(社保-27)
 - PPP／PFI 推進アクションプランの推進(社資-7)
 - 優先的検討規程の策定・運用(社資-8)
 - PPP／PFI 推進のための地方公共団体への支援(社資-9)
 - 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映(地財-1)
 - 成果連動型事業の普及促進(歳出-1)

歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

政策目標

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|--|---|----|----|----|
| <p>○電波利用料対象事業について設定するK P I (道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等) ⇒進捗状況(b)</p> <p>・道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率</p> <p>■最新値(2022年度) 84.3%</p> <p>■前回値(2021年度) 83.1%(※1)</p> <p>■初期値(2020年度) 84.1%</p> <p>※1 2021年度以降は3Gをエリアカバー率に含めないこととしたため数値が低下。LTEや5Gエリア整備自体は進んでいる。</p> <p>・500m以上の高速道路トンネルにおける電波遮へい対策の整備率</p> <p>■最新値(2022年度) 99.6%</p> <p>■前回値(2021年度) 99.6%(※2)</p> <p>■初期値(2020年度) 99.7%</p> <p>※2 整備以上に率の分母(高速道路トンネル)が増加したため数値が低下。</p> | <p>○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合 ⇒進捗状況(a)</p> <p>■最新値(2023年度) 1ファンド、100%</p> <p>※新たな数値目標・計画策定と改善</p> | <p>3. 電波利用料について、その収入を増加させる方法を検討し、将来必要となる投資などに有効活用</p> | | | |
| | | <p>a. 電波利用料制度の見直しを実施。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況 (未達) 2025年度に取り組むもの。</p> | | | → |
| | | <p>b. I C Tインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 5Gの普及等に必要となるI C Tインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備などの取組を着実に実施。更なる見直し方策の検討に向けた体制を構築。</p> | → | | |
| | | <p>c. 電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況 (未達) 2024年度に取り組むもの。</p> | | → | |
| <p>○累積損失解消のファンド数・割合 ⇒進捗状況(b) 現時点で累積損失を解消したファンドがないため。</p> <p>■最新値(2023年度) 0ファンド、0%</p> | | <p>4. 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> | | | |
| | | <p>a. 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(令和2年11月20日一部改正)に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいK P Iに基づく評価やS D G s等への取組の推進等を行う。</p> | → | | |

歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

- 前回値(2022 年度)
0ファンド、0%
- 初期値(2018 年度)
0ファンド、—%

目標・計画策定の該当はなし。既に改善目標・計画を策定済みのファンドのうち、組織の在り方を含め抜本的な見直しが必要とされた(株)海外需要開拓支援機構について実施したもの。

- 前回値(2022 年度)
1ファンド、100%
- 初期値(2018 年度)
0ファンド、—%

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表(5月まで)。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。さらに、抜本的な見直しの結果、組織形態が維持される場合でも、見直しによる成果が上がらないときには、各官民ファンド及び監督官庁は、他の機関との統合又は廃止を前提に具体的な道筋を検討する。

《所管省庁：官民ファンド監督官庁及び財務省》

⇒進捗状況 (未達)

※農林漁業成長産業化支援機構について、2022 年度末の累積赤字額が目標の数値に未達となったため、全体でも「未達」と判断。

各官民ファンド及び監督官庁において、改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、新たに設定したK P Iに基づく評価やS D G s 等への取組の推進等を実施。

(株)海外需要開拓支援機構については、2019 年 4 月に公表した数値目標・計画と2021 年 3 月末時点での実績との間に乖離が見られたため、2021 年 5 月に改革工程表2020 を踏まえた改善計画を策定・公表したが、改善計画と2022 年 3 月末時点での実績との間に乖離が見られたため、2022 年 11 月に組織の在り方を含めた抜本的な見直しを行い、「最低限達成すべき投資計画」を策定・公表。当該計画の進捗状況を公表(2023 年 6 月・11 月)。

(株)海外交通・都市開発事業支援機構については、2019 年 4 月に公表した数値目標・計画と実績との乖離を検証するため、上記計画の進捗状況を公表(2023 年 6 月・11 月)。

歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と2022年3月末時点での実績との間で乖離が見られたため、2022年5月に改革工程表2021を踏まえた改善計画を策定・公表。当該改善計画の進捗状況を公表(2023年6月・11月)。

(株)農林漁業成長産業化支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と実績の間に乖離が見られたため、2021年度以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が示され、2020年5月に損失を最小化するための改善計画を策定・公表。さらに、改善計画と実績との乖離を検証するため、当該改善計画の進捗状況を公表(2023年6月・11月)。

(再掲)

- PPP / PFI 推進アクションプランの推進(社資-7)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-8)
- PPP / PFI 推進のための地方公共団体への支援(社資-9)
- 既存ストックの有効活用(社資-12)
- 所有者不明土地等の有効活用(社資-13)

歳出改革等 6. 公共調達改革

政策目標

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額 【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年度) 2,572億円 ■前回値(2022年度) 4,390億円 ■初期値(2018年度) 1,970億円</p> <p>○判定基準を超えたプロジェクト管理対象装備品等の品目数 【減少】 ⇒進捗状況(N) プロジェクト管理重点対象装備品等 ■初期値(2023年度) 2品目 準重点管理対象装備品等 ■初期値(2023年度) 4品目</p> <p>○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数 【増加】 ⇒進捗状況(b)</p> | <p>○各種取組による装備品取得経費の縮減額 【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2023年度) 2,572億円 ■前回値(2022年度) 4,390億円 ■初期値(2018年度) 1,970億円</p> <p>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数 【増加】 ⇒進捗状況(a) プロジェクト管理重点対象装備品等 ■最新値(2023年度) 33品目 ■前回値(2022年度) 22品目 ■初期値(2018年度) 17品目 準重点管理対象装備品等 ■最新値(2023年度) 12品目 ■前回値(2022年度) 14品目</p> | <p>5. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。(2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：防衛省》 ⇒進捗状況(達成) 企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数を更に拡大するため、各調達機関に教育を実施(同年7月から9月)。2022年度の適用件数は前年度比1件の増加となった。 次期戦闘機事業及びスタンド・オフ電子戦機事業に対して、共同履行管理型インセンティブ契約制度を適用している。引き続き、装備品の調達において、必要に応じ同制度の適用を検討することで、契約上のリスクを極小化し、着実な契約履行及び企業のコストダウン意欲の向上に努める。 インセンティブ契約制度の適用による低減額は、前年度から増加し5.6億円となった。</p> <p>b. プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。(2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：防衛省》 ⇒進捗状況(達成) 関係部署と綿密に連携してスケジュールを管理する等、プロジェクト管理を強化し、ライフサイクルコスト管理を推進してきており、目標を達成している。</p> | → | → | → |

歳出改革等 6. 公共調達改革

- 最新値(2022年度)
9件
- 前回数値(2021年度)
9件
- 初期値(2018年度)
8件

○インセンティブ契約適用による低減額
【増加】

⇒進捗状況(a)

- 最新値(2022年度)
5.6億円
- 前回数値(2021年度)
5.3億円
- 初期値(2018年度)
3.3億円

- 初期値(2018年度)
3品目

○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数

【増加】

⇒進捗状況(a)

- 最新値(2022年度)
18件
- 前回数値(2021年度)
16件
- 初期値(2018年度)
9件

○インセンティブ契約の適用件数
【増加】

⇒進捗状況(b)

- 最新値(2022年度)
8件
- 前回数値(2021年度)
14件
- 初期値(2018年度)
33件

○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数

【増加】

⇒進捗状況(a)

- 最新値(2022年度)
3件
- 前回数値(2021年度)
3件
- 初期値(2020年度)
2件

○企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数

【増加】

c. 各国との防衛装備・技術協力を推進する。
《所管省庁：防衛省》

⇒進捗状況(達成)

2022年3月以降、防衛省・自衛隊は、防弾チョッキ等の防衛装備品等をウクライナ政府へ提供してきたが、2023年5月、同政府からの要請を踏まえ、非常用糧食約3万食を追加提供し、新たに自衛隊車両約100台の提供を進めている。

2023年10月、三菱電機オーストラリアは豪国防省との間で、同社が有する電子・光学システム技術(レーザー技術)を活用し、豪軍が使用する警戒・監視のための装備品の実用化を目指す共同開発事業の契約締結を公表した。

2020年8月、フィリピン国防省と三菱電機の間で契約された警戒管制レーダーの4基の移転について、2023年10月、比空軍に対して1基目のレーダーが納入された。

防衛装備品・技術移転協定については、2023年5月にUAEとの間で署名され、同年6月にはシンガポールとの間で署名・発効された。

→

歳出改革等 6. 公共調達改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|---|------------------|----|----|----|
| | ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度) 22件 ■前回値(2021年度) 21件 ■初期値(2020年度) 13件 | | | | |

(再掲)

- ICTの活用(i-Constructionの推進)(社資-1)
- インフラデータの有効活用(社資-3)
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-5)

歳出改革等 7. 多年度にわたる基金事業のPDCA強化

政策目標

事業の継続性が見通せないために、民間活力を巻き込めず、経済財政効果が限定される等といった単年度予算の弊害の是正に向けて、基金を活用し多年度にわたり取り組む事業について、PDCA強化による事業プロセスや成果に対する説明責任と透明性の向上を通じて、予算における継続性の担保や政府の計画やコミットメントを確保し、ワイズスペンディングの徹底と投資効率の向上に結び付ける。

| KPI第2階層 | KPI第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---------|---|--|----|----|----|
| — | <p>○改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業の進捗及び定量的指標の定期的な点検・評価」が適切に行われている基金事業数 <p>⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 23事業 <p>・「四半期ごとの支出状況と基金残高」を適切に公表している基金事業数</p> <p>⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 24事業 <p>・「進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映」がされている基金事業数</p> <p>⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 19事業 <p>・「外部専門家の知見を取り入れる仕組み」を活用している基金事業数</p> <p>⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 25事業 | <p>6. 多年度にわたる基金事業のPDCA強化</p> <p>a. 改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業について、引き続き、同工程表の要素を含むPDCAの枠組みに沿った事業を実施するとともに、「新しい資本主義」の実現に向けて新たに開始された基金事業のPDCA強化にも取り組む。 《所管省庁：各府省庁》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>改革工程表 2021 対象の基金事業については、事業の担当府省において、構築したPDCAの枠組みの下、適切に事業を実施した。また、「新しい資本主義」の実現に向けて新たに開始された基金事業を含めた改革工程表 2022 対象の基金事業については、概ねPDCAの枠組みの構築が進んでいる。</p> <p>b. 改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業のPDCAに関する取組状況を 2023 年度上半期にフォローアップする。 《所管省庁：内閣府、各府省庁》</p> <p>⇒達成状況(達成)</p> <p>改革工程表 2021 対象の基金事業について、本年5月及び12月にフォローアップを実施し、その結果を経済・財政一体改革推進委員会に報告した。</p> | → | → | → |
| | | | → | | |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○政府統計の総合窓口(e-S t a t)でのデータベース利用件数【増加】 ⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 628万件 ■前回値(2021年度) 607万件 ■初期値(2021年度) 607万件 <p>○政府統計の総合窓口(e-S t a t)でのA P Iリクエスト件数【増加】 ⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 2.3億件 ■前回値(2021年度) 2.1億件 ■初期値(2021年度) 2.1億件 | <p>○政府統計の総合窓口(e-S t a t)で提供する統計情報データベースの登録データ数【25万件(累計)(2025年度末)】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 20万件 ■前回値(2021年度) 19万件 ■初期値(2021年度) 19万件 | <p>7. 高度利用型統計データの整備</p> <p>a. 政府統計の総合窓口である「e-S t a t」に掲載される統計データについて、令和4年度までに策定した統計データの整備に係る基本方針及び関係ガイドラインに沿ってデータ整備を行い、基幹統計をはじめとする統計データについて、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進める。 (2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 令和3年度に機械判読可能な型式での整備に係る府省統一の方針として統計データの整備に係る基本方針を各府省合意により策定。一方、関係ガイドラインについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日)において、公的統計の整備におけるデジタル化への対応が求められており、これを踏まえた内容にする必要があることから、策定を令和5年度末に見直し。</p> | → | → | → |

歳出改革等 8. その他

| KPI 第2階層 | KPI 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|---|----|----|----|
| <p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数 ⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 52 統計 ■前回値(2021年度) 47 統計 ■初期値(2020年度) 15 統計 | <p>○点検・評価結果の件数 ⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度) 83 統計 ■前回値(2021年度) 80 統計 ■初期値(2020年度) 24 統計 <p>○統計業務相談の件数 ⇒進捗状況(F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度※R5.3現在) 39 人 ■前回値(2020年度) 43 人 ■初期値(2019年度) 13 人 | <p>8. 政府統計の改善、統計リソースの確保</p> <p>a. 「公的統計の総合的な品質向上に向けて」(令和4年8月10日統計委員会建議)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2023～2027年度)に基づき、集中的な統計改革を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 統計作成プロセス診断の先行実施などの統計作成プロセスの改善の取組、統計幹部職員研修の実施や統計データアナリストの認定、統計品質管理官の派遣などの人材確保・育成の取組などを実施。なお、これらの公的統計の品質の確保・向上の取組については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2023～2027年度)において、取組について本格化させていくことが必要な状況と示されたことから、未達とした。</p> | → | → | → |
| <p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数 【3,200人(2025年度末)】 ⇒進捗状況(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2023年度) 1,735 人 ■前回値(2022年度) 1,530 人 ■初期値(2018年度) 2,897 人 | <p>○統計研修の年間修了者数 【増加】 ⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年度※R5.3現在) 13,542 人 ■前回値(2020年度) 8,319 人 ■初期値(2018年度) 3,609 人 | <p>9. 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</p> <p>a. 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 統計業務報告等の定型的な業務において、VBAを活用した業務の省略化を図り、実情に応じた効率化について調査研究を行った。</p> | → | → | → |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の 修了者数 【18,000人(2025年度末)】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2023年度) 15,640人 ■前回値(2022年度) 9,800人 ■初期値(2018年度) 11,958人</p> | <p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の開催回数 【95回(2025年度末)】 ⇒進捗状況(A) ■最新値(2023年度) 102回 ■前回値(2022年度) 51回 ■初期値(2018年度) 85回</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の開催回数 【330回(2025年度末)】 ⇒進捗状況(B) ■最新値(2023年度) 280回 ■前回値(2022年度) 213回 ■初期値(2018年度) 252回</p> | <p>b. 前年度のR P A等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 統計業務報告等の定型的な業務において、V B Aを活用した業務の省略化を図り、実情に応じた効率化について検討を重ねた。</p> | → | → | → |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|--|----|----|----|
| <p>○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数(調査対象数×項目数) 【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度) 1億3,898万件 ■前回値(2021年度) 1億2,953万件 ■初期値(2019年度) 1億2,508万件</p> <p>○e—S t a tに掲載している業務統計のアクセス件数 【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度) 719万件 ■前回値(2021年度) 692万件 ■初期値(2018年度) 386万件</p> | <p>○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数 【増加】 ⇒進捗状況(a) ■最新値(2022年度) 515件 ■前回値(2021年度) 502件 ■初期値(2019年度) 507件</p> <p>○e—S t a tに掲載している業務統計の数 【増加】 ⇒進捗状況(b) ■最新値(2022年度) 160件 ■前回値(2021年度) 160件 ■初期値(2019年度) 111件</p> | <p>10. 統計への二次的な活用の促進</p> <p>《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 総務省は、2023年度に実施した「令和4年度統計法施行状況報告」において、行政記録情報等を活用又は検討している統計の実態を把握し、ホームページ等で公表している。</p> | → | → | → |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|--|---|---|----|----|----|
| <p>○各府省での機動的で柔軟な政策形成・評価の実践 【増加】 ⇒進捗状況(N) ■初期値(2023年度) 29事業</p> | <p>○行政改革推進本部事務局による各府省のE B P Mの推進に対する支援の状況(相談・助言対応数、府省横断勉強会等研修開催数) 【増加】 ⇒進捗状況(a)</p> <p>・相談・助言対応数: ■最新値(2022年度) 15回 ■前回値(2021年度) 11回 ■初期値(2018年度) 22回</p> <p>・府省横断勉強会等研修開催数: ■最新値(2022年度) 4回 ■前回値(2021年度) 1回 ■初期値(2018年度) 3回</p> | <p>1 1. 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</p> <p>a. 行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどでEBPMに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める。 (2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房》 ⇒進捗状況(達成) 2022年7月に運用を開始したEBPM補佐官派遣制度(希望する府省にEBPMの専門家を派遣)等の伴走型支援で各府省を支援するとともに、重点フォローアップ(個別事業の伴走支援)を実施して各府省とともに改善に取り組んだ。また、各府省に優良事業改善事例を選定・表彰・横展開してもらするなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進めている。</p> <p>b. 経済・財政一体改革エビデンス整備プランに基づき、新経済・財政再生計画改革工程表におけるエビデンス構築を進め、その成果を改革工程表の改定に反映する。 《所管省庁：内閣府、各省庁》 ⇒進捗状況(未達) エビデンス整備プランに基づきエビデンス構築の成果が得られた施策については、その成果を改革工程表2023の策定に反映した。エビデンス構築中の施策については、引き続きデータ等の収集・活用や、それらのデータ等に基づく検証を通じ、エビデンスの構築を進め、改革工程表への反映を目指す。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| - | - | <p>1 2. 補助金交付等の手続きを見直し</p> <p>a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続きを抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和5年度予算及び今後の政策立案に反映する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況 地方分権改革有識者会議における議論等を踏まえ、年内に「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」を決定予定。 各府省庁において、外部有識者及び行政事業レビュー推進チームによる点検を通じ、原則全ての事業について、必要性、効率性及び有効性等の観点から検証を行い、その結果を令和5年度予算の執行及び今後の政策立案に反映している(「行政事業レビューの実施等について」(平成25年4月5日閣議決定)、「行政事業レビュー実施要領」(令和5年3月31日行政改革推進会議)に基づき実施)。</p> | → | | |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| - | - | 1 3. 公益法人の利便性の向上 a. 公益法人制度について、公益法人の活動を活性化する観点から「公益性の認定の基準」及び国民の信頼確保のための「自律的ガバナンスや説明責任」について検討し、必要な対応を行う。 《所管省庁：内閣府》 ⇒進捗状況(未達) 令和4年10月から、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」を開催し、令和5年6月に最終報告を取りまとめ。同最終報告、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、公益法人の財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行うとともに、公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人と共通の枠組みでより使いやすい制度とするべく、公益法人認定法・公益信託法の改正案の令和6年通常国会提出を目指す。 | → | → | → |
| - | - | 1 4. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化 a. 公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、令和5年通常国会において法案を提出し、必要な制度改正を行う。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 令和5年4月26日、「私立学校法の一部を改正する法律」が成立した。 | → | | |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| - | - | 15. 日本語教育推進体制の更なる強化 a. 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水 準の維持向上を図る認定制度の創設について、令和5年 通常国会に法案を提出する。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2023年通常国会に日本語教育の適正かつ確実な実施を 図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案を提 出。(同国会において成立、公布。) | → | | |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|---|----|----|----|
| - | - | <p>16. 業務効率化・デジタル化等働き方改革の推進</p> <p>a. 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)を踏まえ、業務見直しに係る優良事例の横展開等を実施するとともに、各府省等におけるテレワーク環境の整備、デジタルツールの導入、勤務時間管理のシステム化等を推進する。また、人事院主催の「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の議論を踏まえ、柔軟化されるフレックスタイム制の活用等を推進する。</p> <p>《所管省庁：内閣官房》</p> <p>⇒進捗状況 各府省等における業務効率化・デジタル化の推進及びマネジメント改革等の観点から優れた取組を「ワークスタイル変革取組アワード」において令和5年6月に表彰し、周知するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方について、的確なマネジメントの実施等の環境整備を推進している。また、「人事分野のデジタル化に関する連絡会議」を通じ、デジタルツールの先行導入省庁における取組事例の展開等を行い、各府省庁におけるデジタルツールの導入に向けた取組の加速化を図った。勤務時間管理システムについては、各府省への導入支援を行うとともに、さらなる普及や各府省における効率的な活用を資するよう、共通システムとして高度化を図るための検討を進めている。また、時間や場所にとらわれない働き方の充実等のため、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」を改正し、フレックスタイム制の更なる柔軟化を行った。</p> | → | | |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|------------|------------|--|----|----|----|
| - | - | <p>17. 国家公務員における人材の戦略的な確保・育成策</p> <p>a. 採用試験の受験者拡大や中途採用の円滑化のための採用広報活動等の取組の推進や採用試験の見直し、リスティングの現状把握等を進めるとともに、人材の確保・育成策について、府省等ごとの考え方や具体策を明らかにした上で戦略的に展開するための取組を推進する。 (2025年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房》</p> <p>⇒進捗状況 人事院と連携し採用試験の受験者拡大や中途採用の円滑化のための取組について検討を行い、以下の措置がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインによるガイダンス、内閣人事局 YouTube チャンネルにおける動画公開等、学生・転職者向けの採用広報活動を継続的に実施するとともに、民間企業等から国家公務員に転職を希望する方向けのQ & A集をHPに掲載 ○採用試験の間口の拡大や民間就活の早期化への対応等を目的として、総合職試験(春試験)の実施時期の前倒しや人文系の専攻者が受験しやすい総合職試験の実現、総合職教養区分の受験可能年齢の引下げなどを実施 <p>また、各府省における職員の学びを支援する取組事例の把握・共有に加え、職員の学びに資するコンテンツの整理を行っている。</p> <p>戦略的な人材確保・育成に向けた府省横断勉強会の開催や、民間における事例や知見の提供、各府省における取組事例の横展開などにより、各府省における取組の支援を行っている。</p> | → | → | → |

歳出改革等 8. その他

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層 | 工程(取組・所管府省、実施時期) | 23 | 24 | 25 |
|---|--|--|----|----|----|
| <p>○Well-being に関連するK P I・参考指標を設定している基本計画等の数【維持または増加】</p> <p>⇒進捗状況(b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 29 件(2023 年度) ■前回値 32 件(2022 年度) ■初期値 31 件(2021 年度) <p>○満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方公共団体数【増加】</p> <p>⇒進捗状況(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 28 団体(2023 年度) ■前回値 26 団体(2022 年度) ■初期値 22 団体(2019 年度) ・市区町村 <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 175 団体(2023 年度) ■初期値 157 団体(2021 年度) | <p>○満足度・生活の質を表す指標群掲載ページの月平均アクセス回数【増加】</p> <p>⇒進捗状況(N)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値・初期値(2022 年度) 3,007 回 | <p>1 8. 満足度・生活の質を示す指標群の構築</p> <p>a. 人々の満足度(Well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「満足度・生活の質に関する調査」を 2019 年 2 月に開始し、2023 年 2 月実施の第 5 階調査について、2023 年 7 月に「満足度・生活の質に関する調査報告書 2023」を公表した。</p> <p>「満足度・生活の質に関する調査報告書 2023」では、仕事への意識等に着目し、仕事のやりがいのほか、家族構成や将来不安に関する分析を行うことに加え、満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方自治体の事例を紹介した。</p> <p>b. Well-being に関する関係府省庁連絡会議を通じて、Well-being に関連するK P I・参考指標等の情報共有を行い、優良事例の横展開をはかる。《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2023 年 7 月に第 3 回 Well-being に関する関係府省連絡会議を開催し、関係府省庁における Well-being 関連の基本計画等のK P I、取組、予算を取りまとめ、H P にて公表した。Well-being に関連するK P I・参考指標を設定している基本計画等の数は、公表時点で未策定のことも大綱へ関連 3 大綱が一本化されることから減少したが、満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方公共団体数は増加した。</p> | → | → | → |
| | | | → | → | → |